

兵卒教科書  
第一部

特39

888

051635-000-6

特39-888

兵卒教科書 第1部

河井 源藏 / 編

M28

BFB-0423

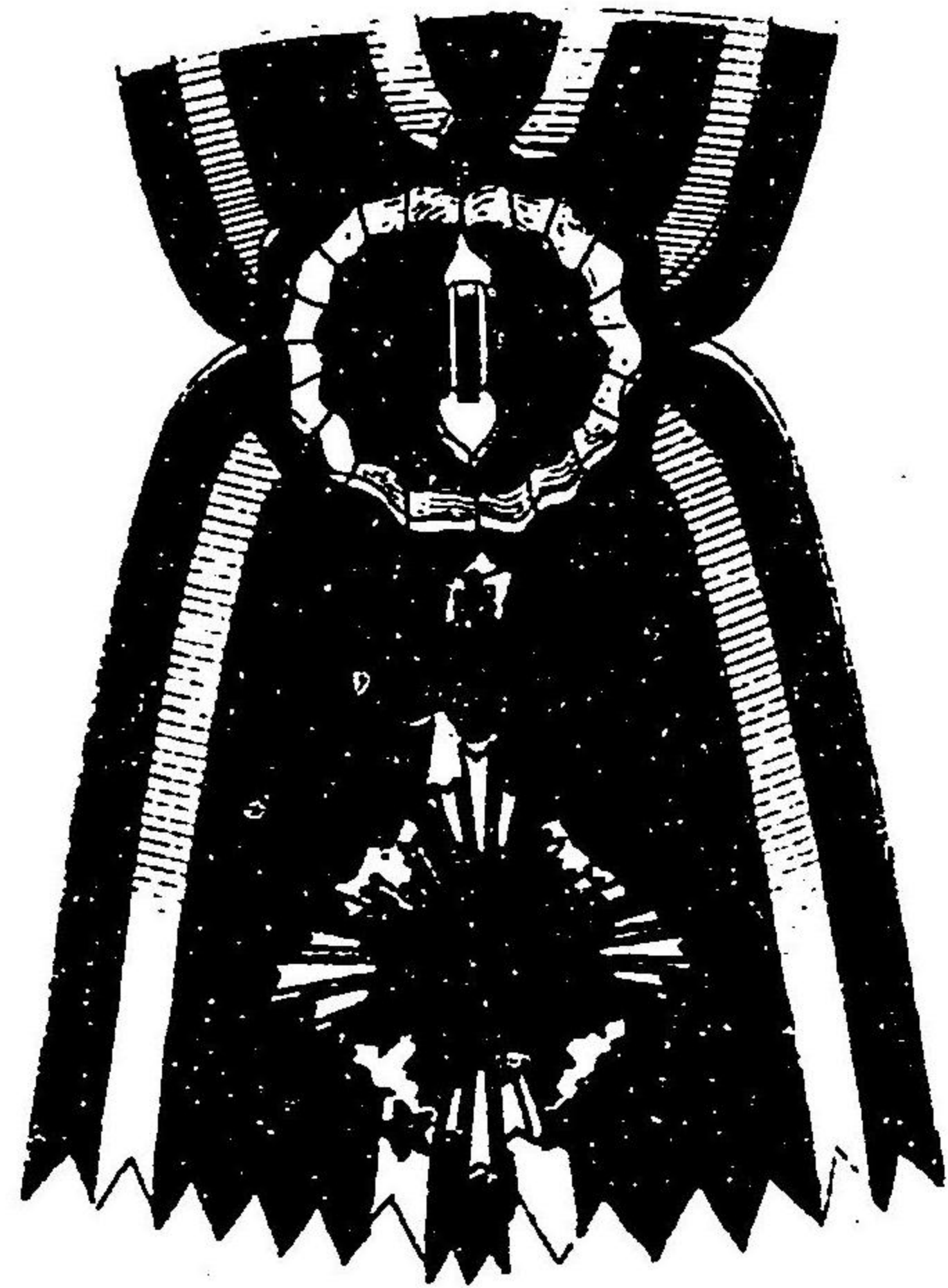




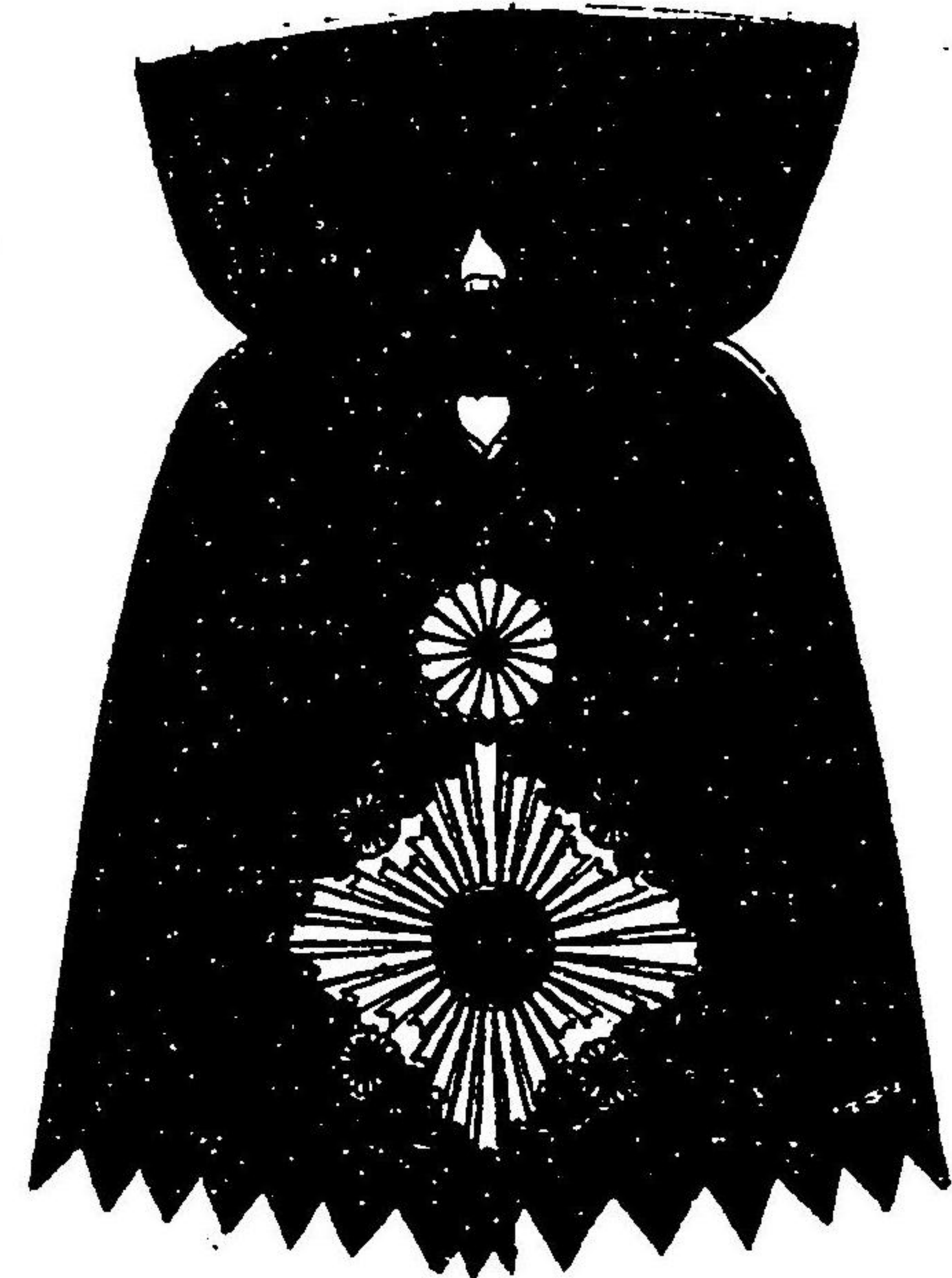
特39  
888

大日本勲章之圖

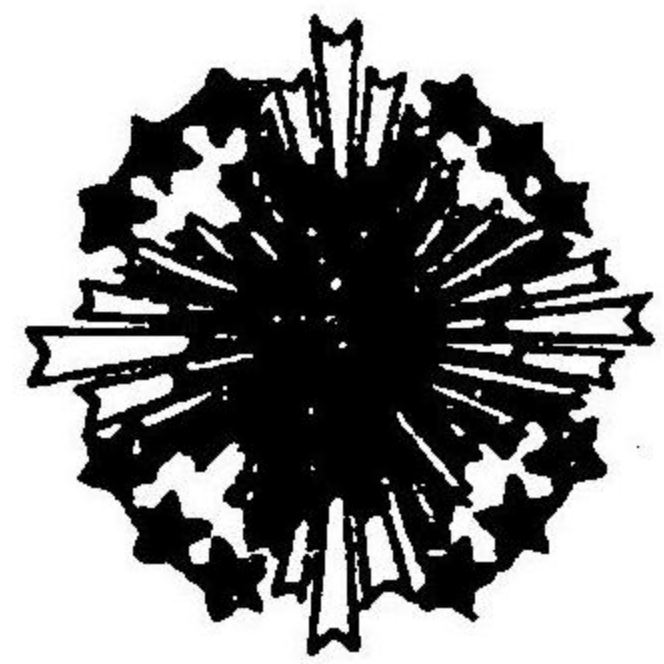
章花桐日旭等一勲



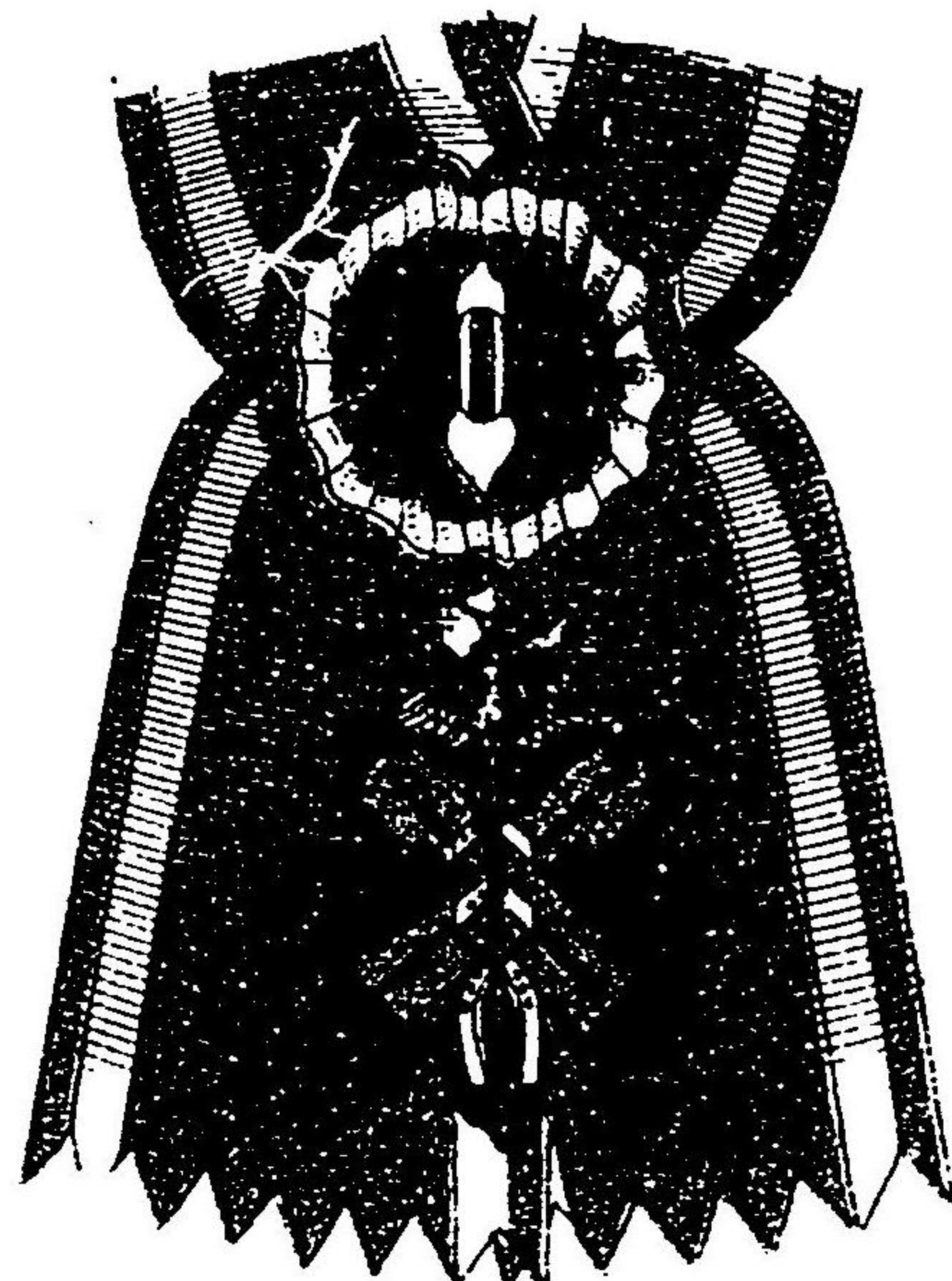
章授大花菊位勲大



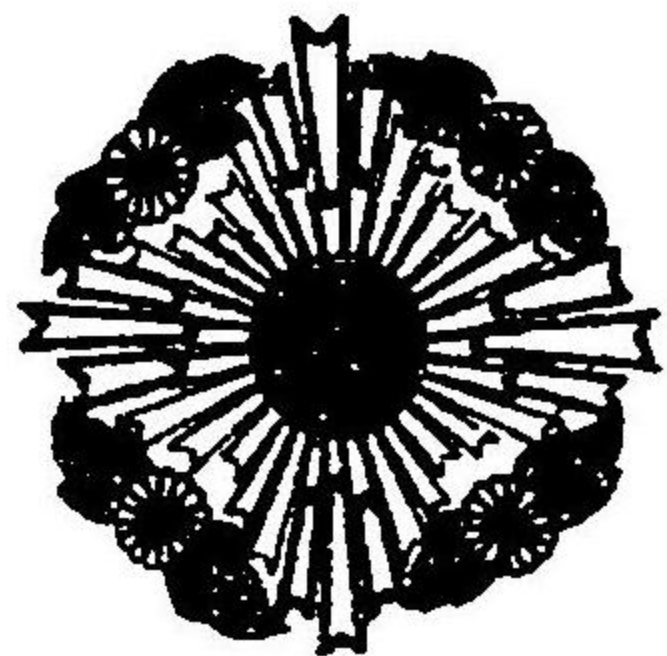
章副上全



章鴉金級一切



章花菊位勲大



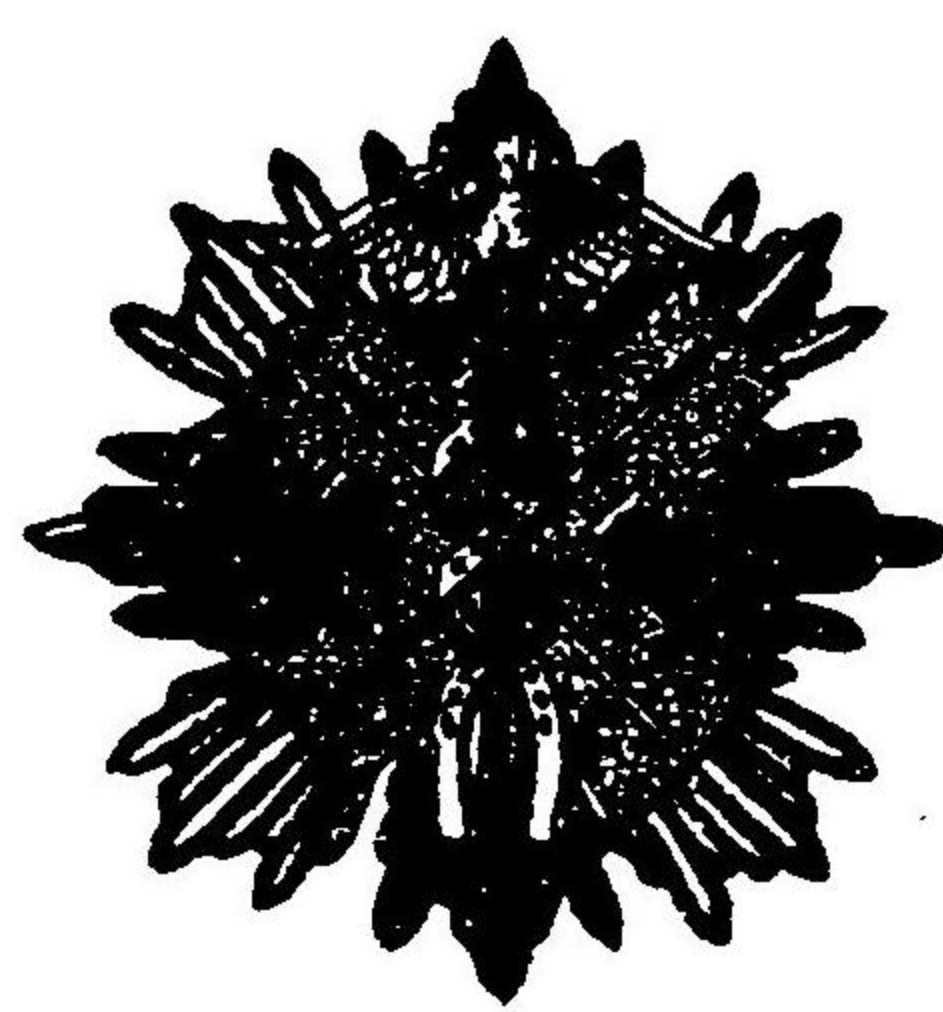
面側上全



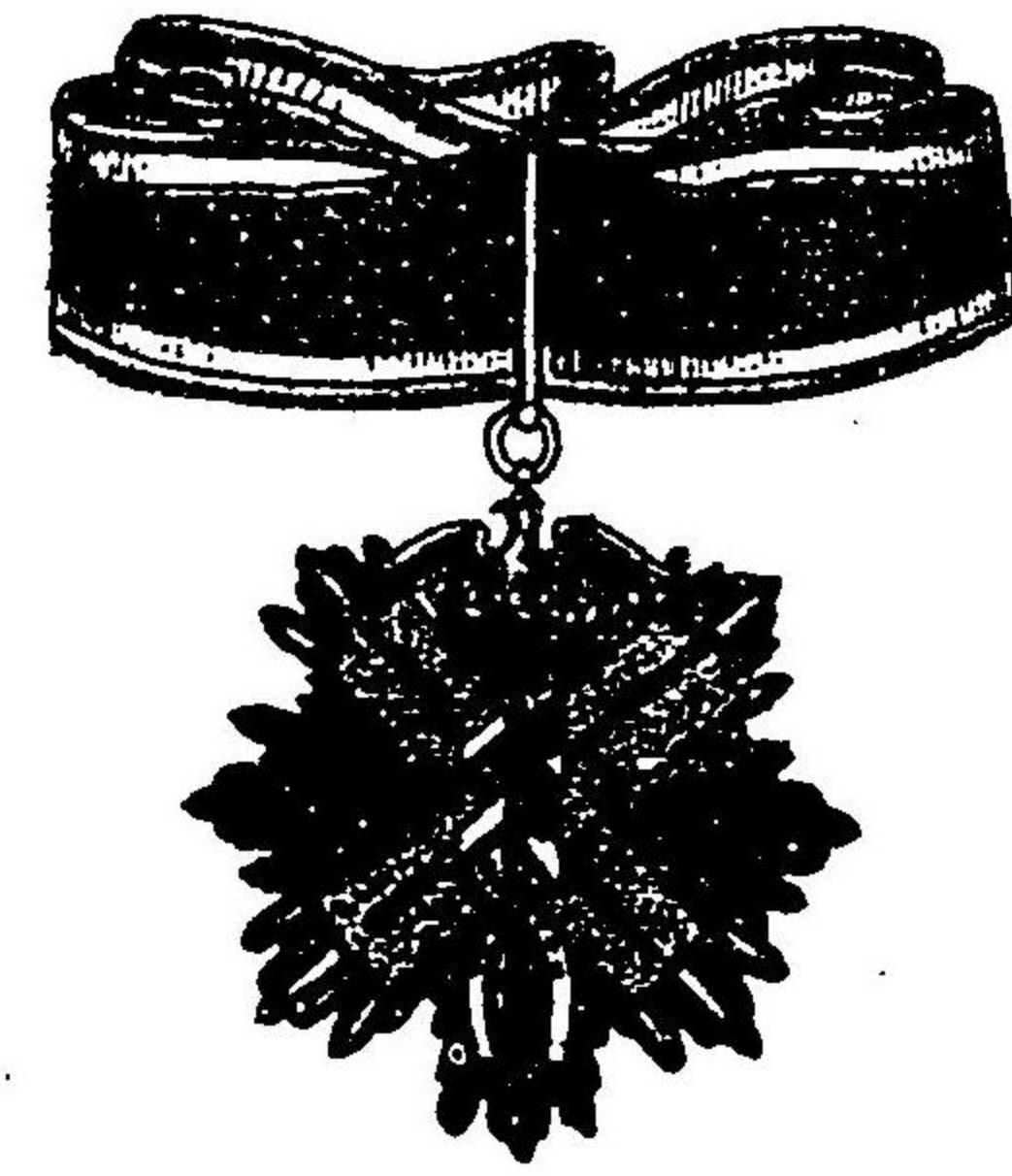
以下副章及  
二等ハ總テ  
無授ニシテ  
全側ノ形状皆



功二級金鷄章



功三級金鷄章



功四級金鷄章



功五級金鷄章



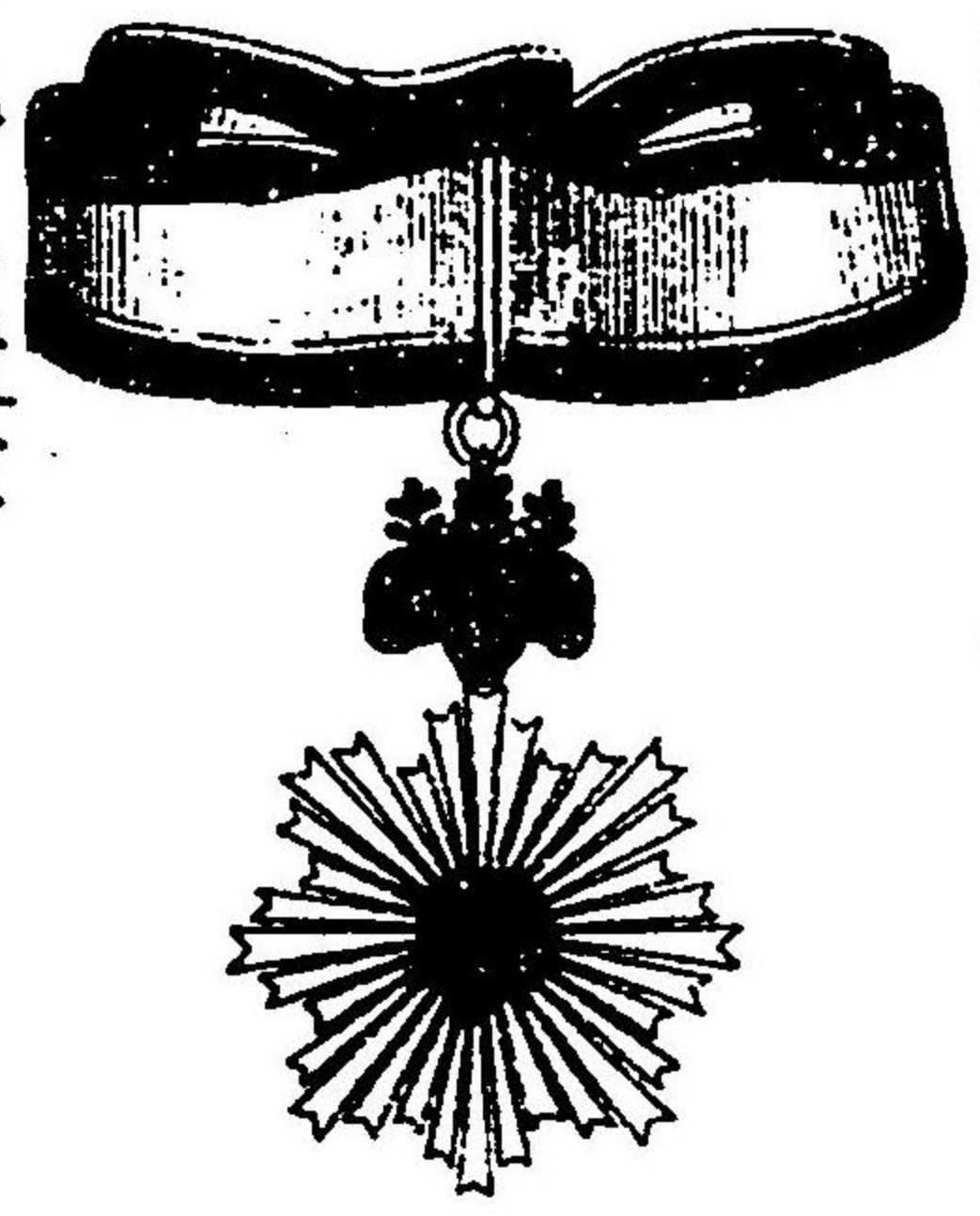
功六級金鷄章



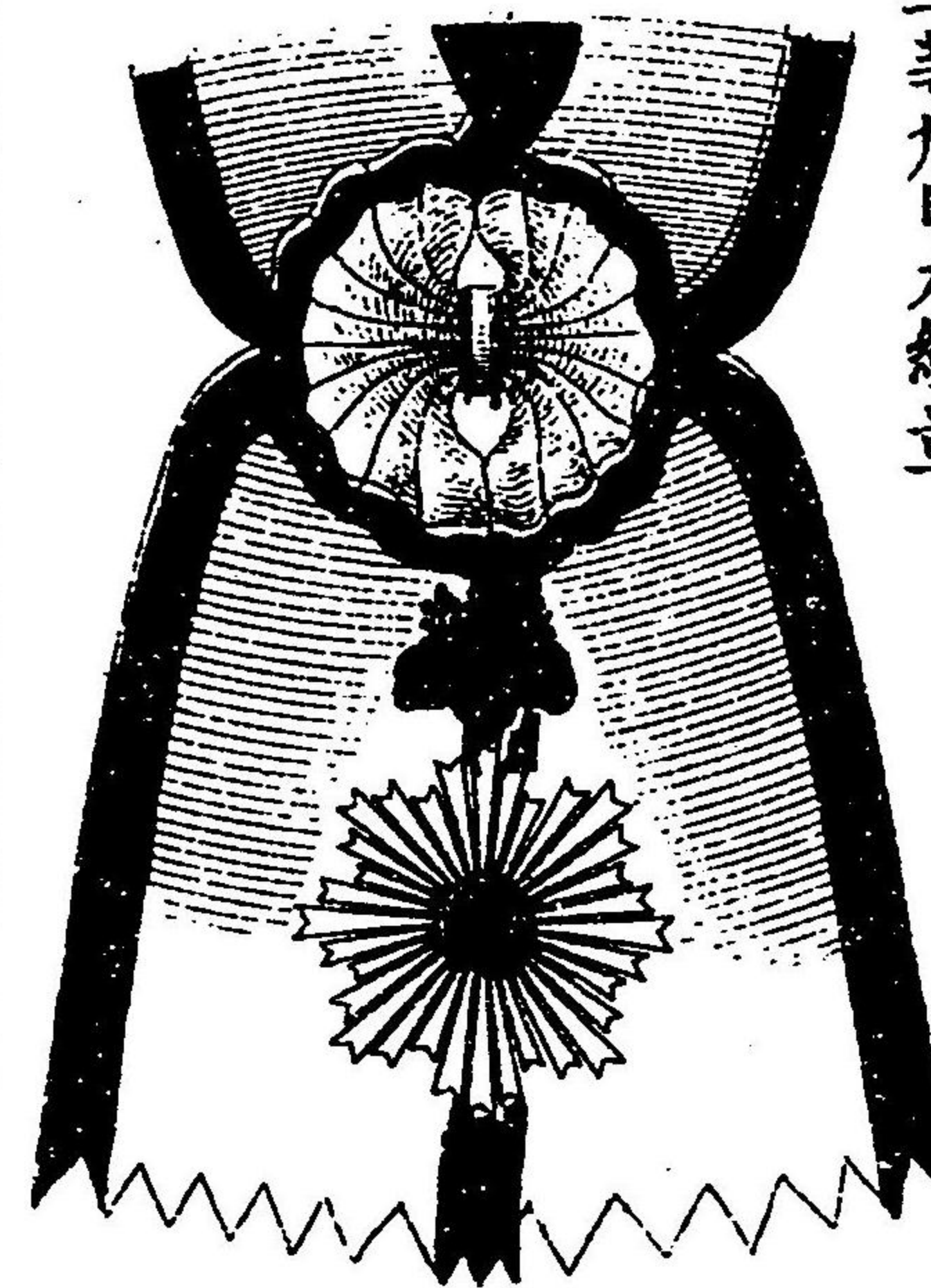
功七級金鷄章



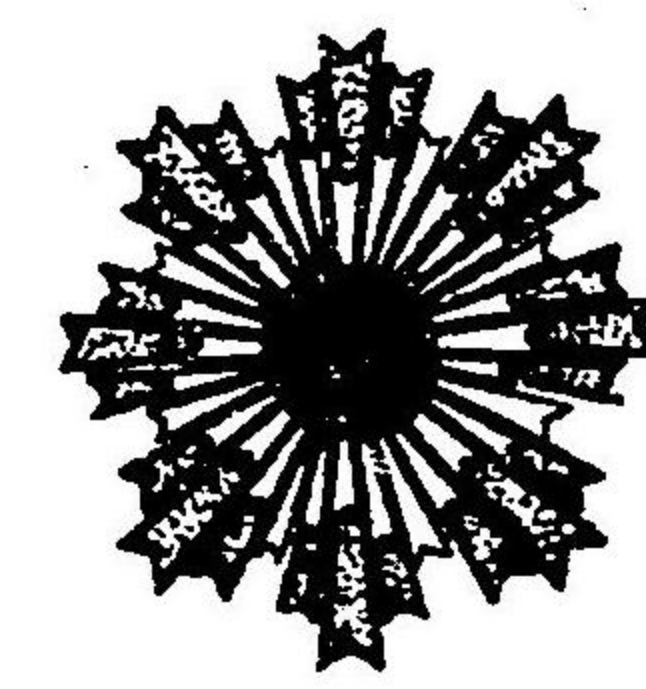
勳三等旭日中綬章



勳一等旭日大綬章



勳二等旭日重光章



勳四等旭日小綬章



勳五等旭日雙光章



勳六等軍光旭日章



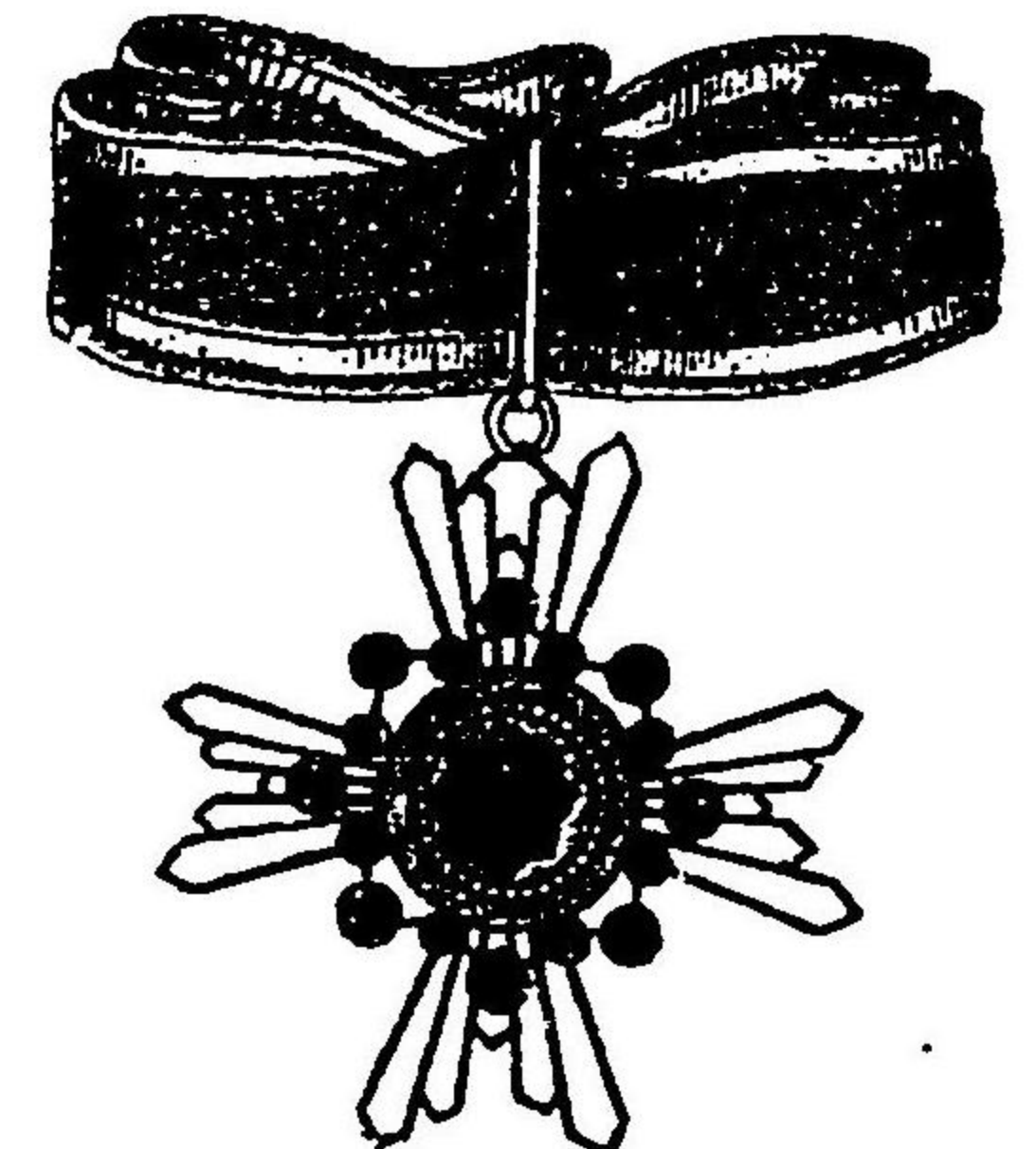
勳七等青色桐葉章



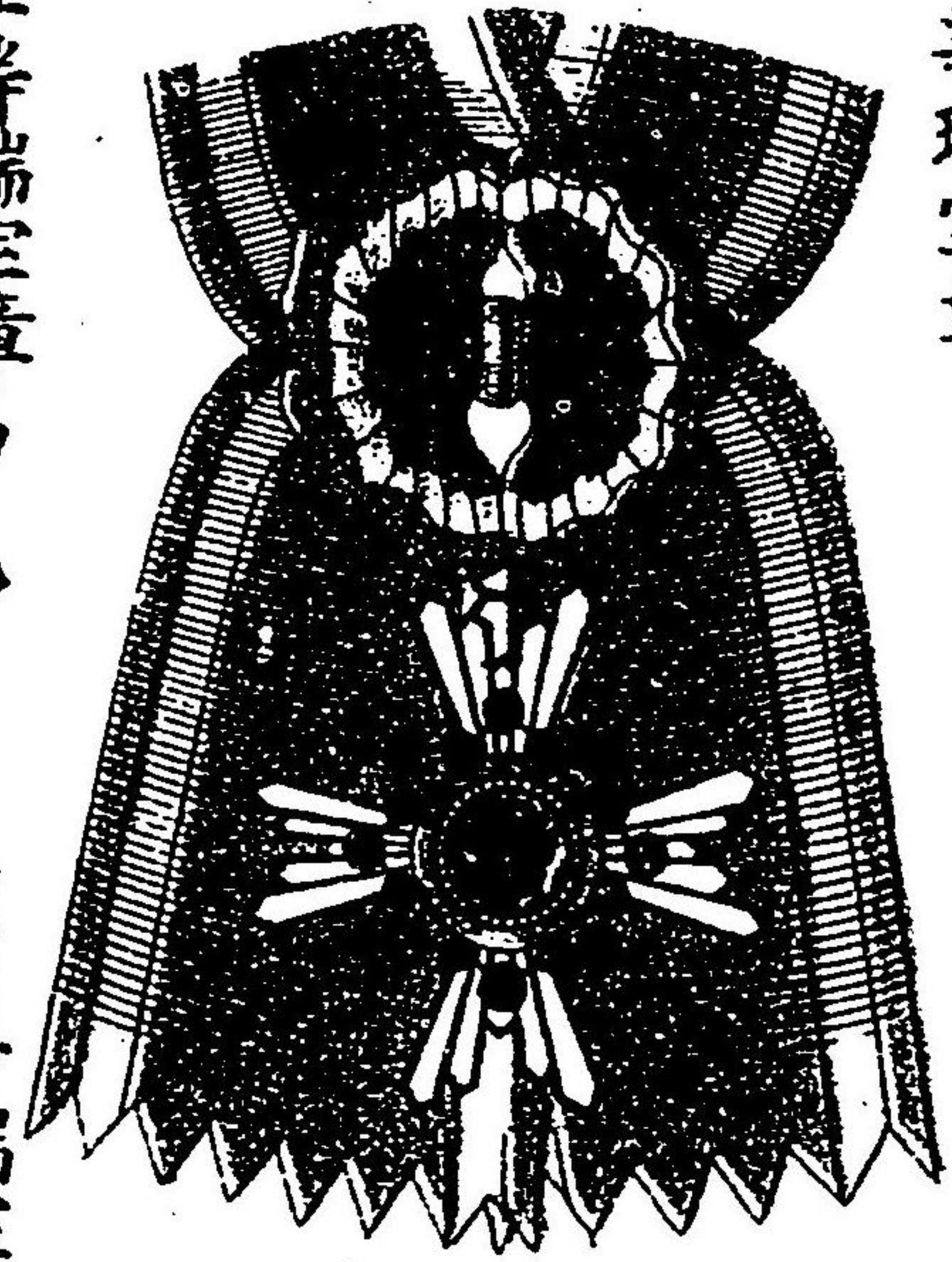
勳八等白色桐葉章



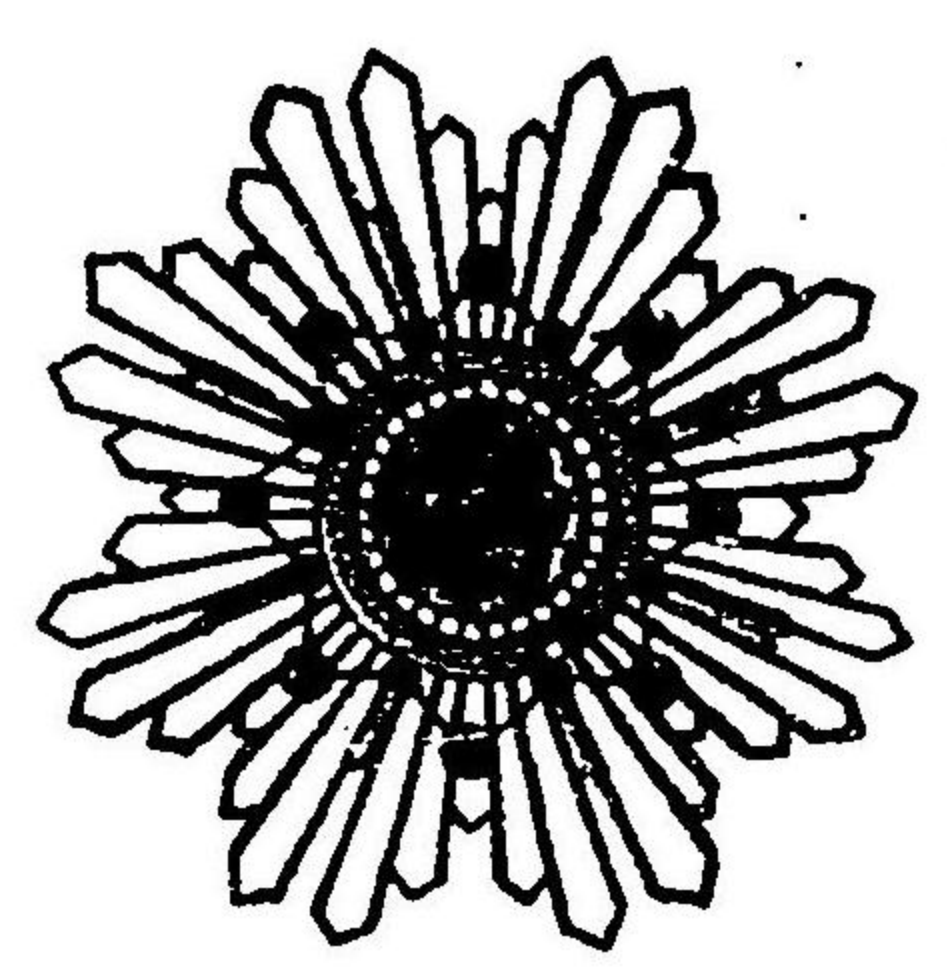
勳三等瑞宝章



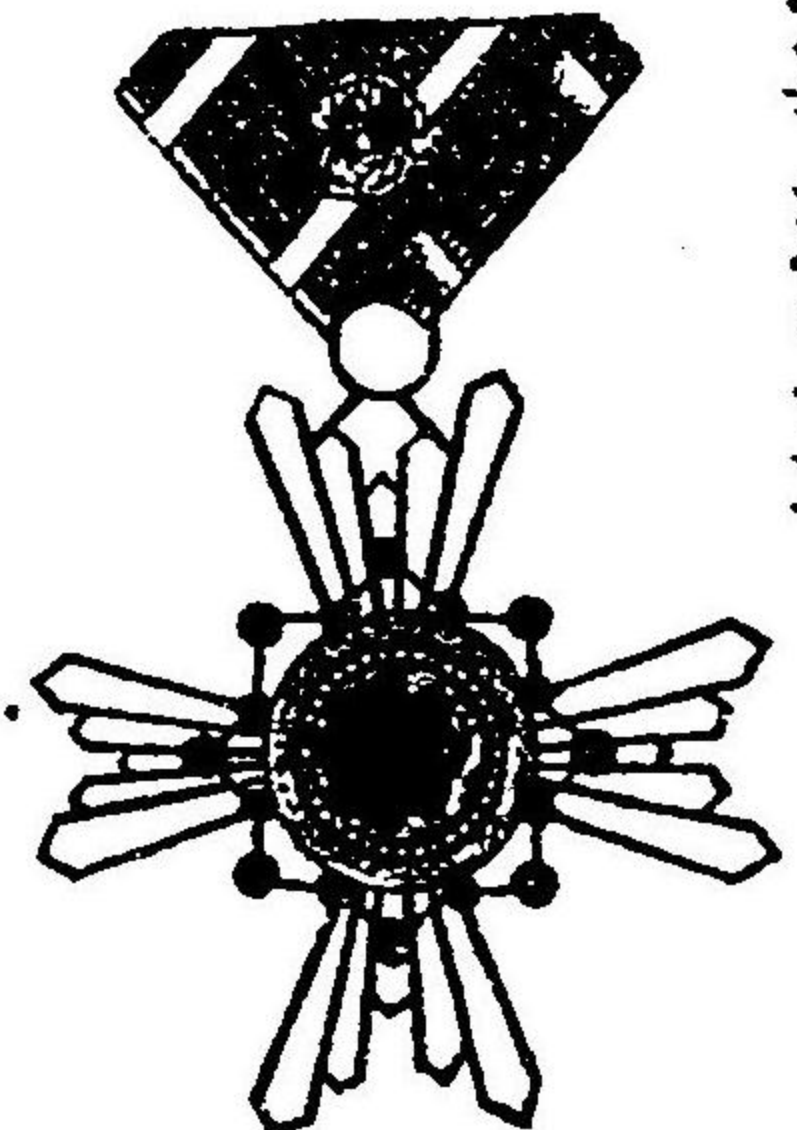
勳一等瑞宝章



勳二等瑞宝章



勳四等瑞宝章



勳五等瑞宝章



勳六等瑞宝章



勳七等瑞宝章

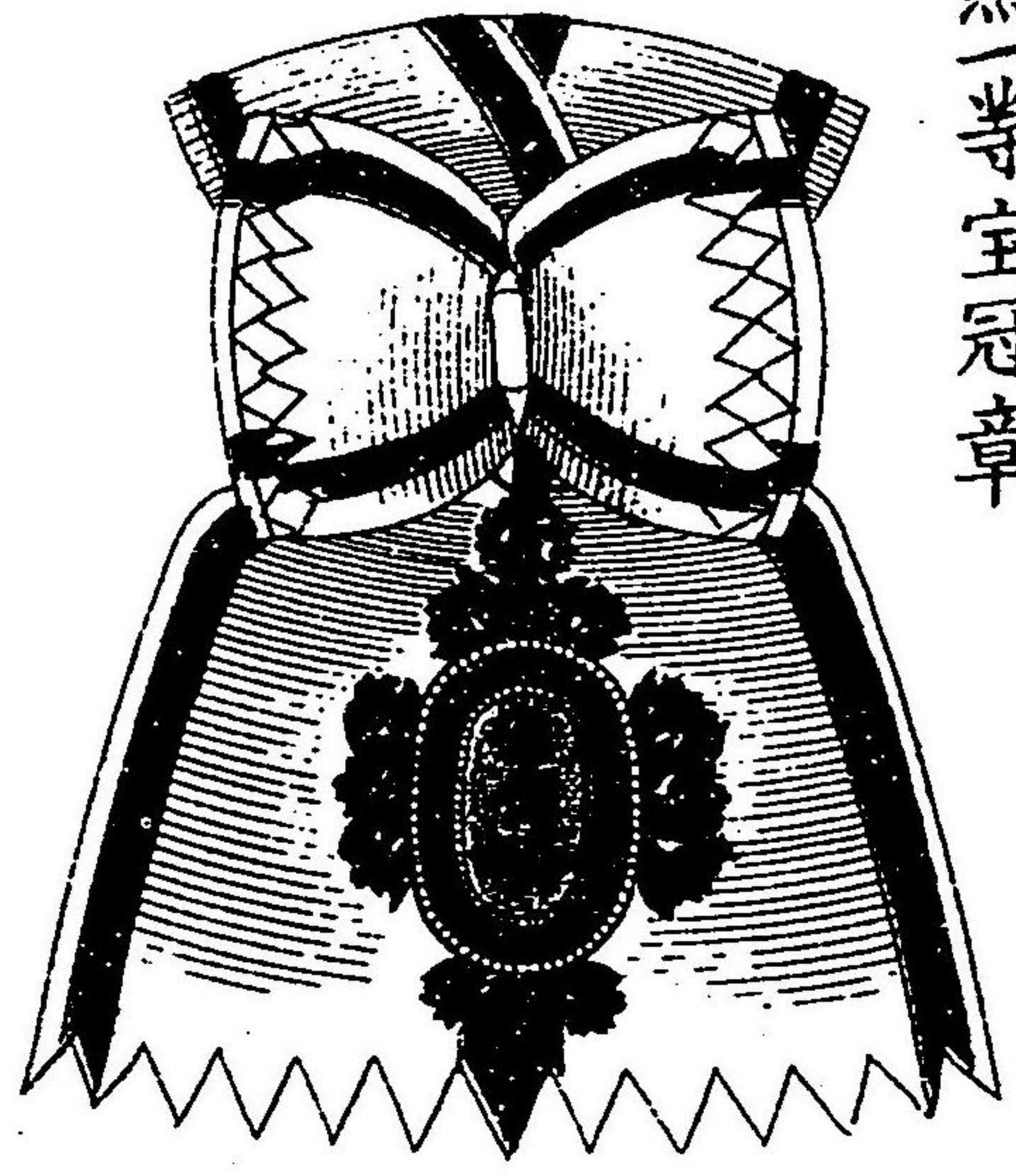


勳八等瑞宝章

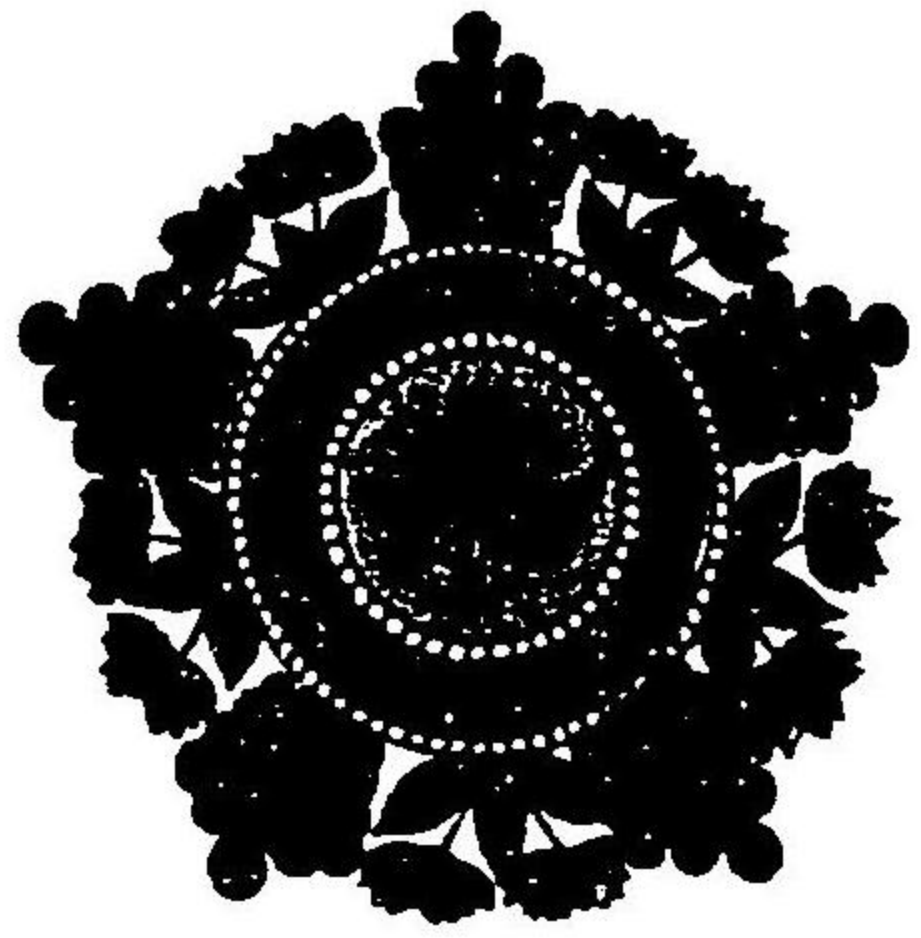




勲一等宝冠章



公上副章

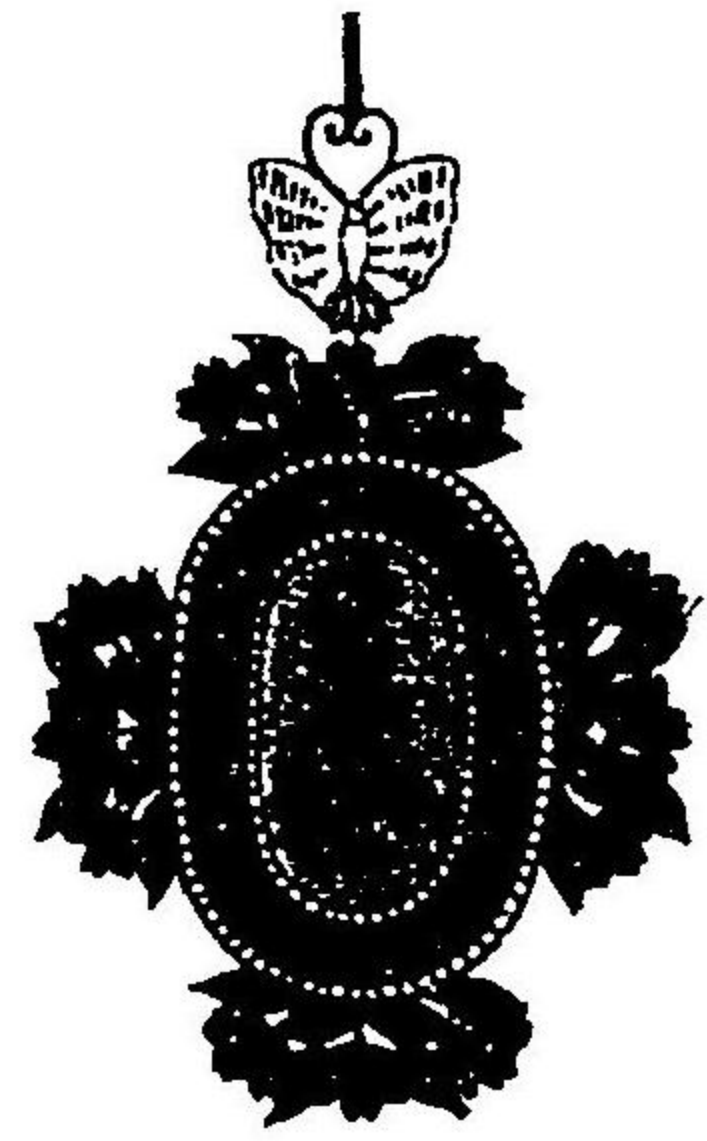


勲二等宝冠章

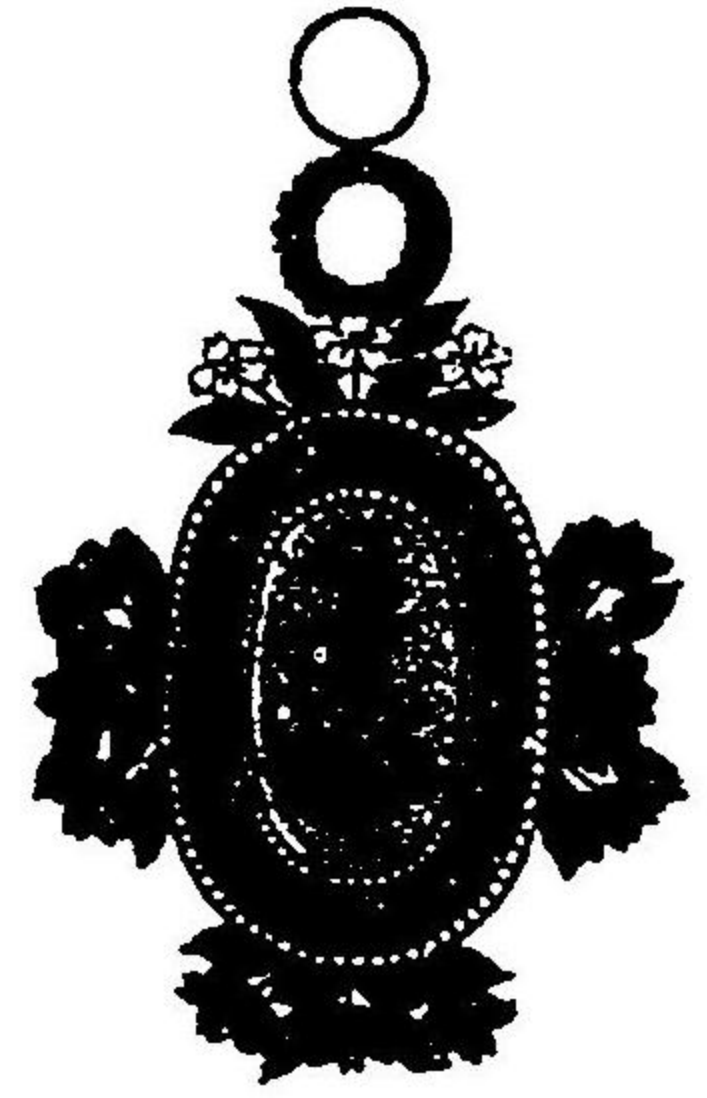


従軍記章

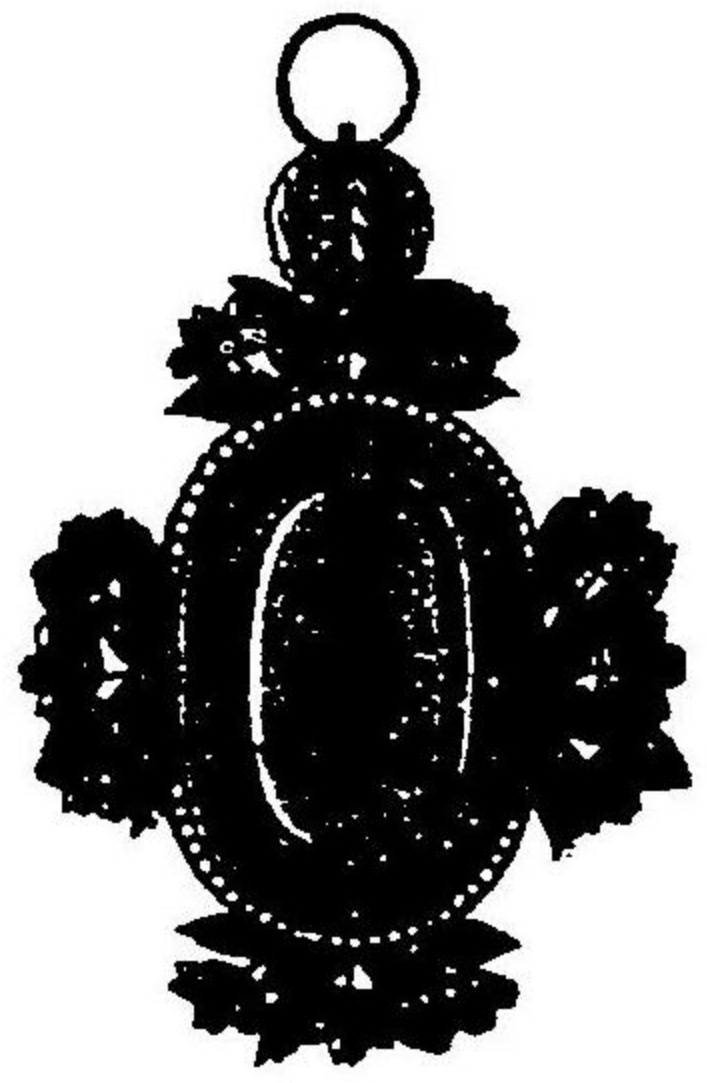
勲三等宝冠章



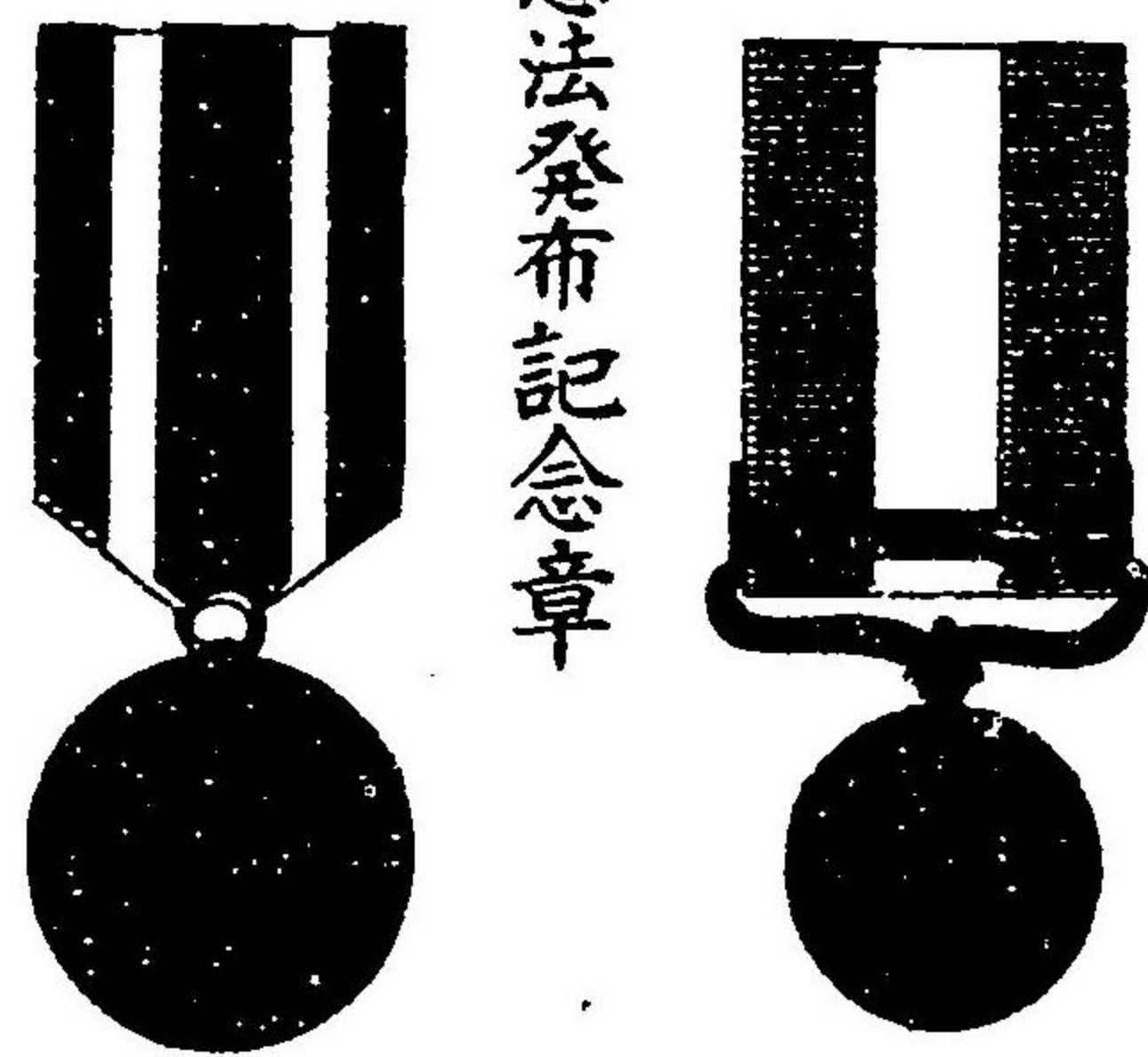
勲四等宝冠章



勲五等宝冠章



憲法発布記念章



勅諭

我國の軍隊は、我がニホンノ世々天皇の御統率に給ふ所に在るは、  
 昔神武天皇ノ御躬づからゴジヤ大伴物部の名イマノ  
 一ノ手ニマテメテヒキツン昔神武天皇ノ御躬づからゴジヤ大伴物部の名イマノ  
 近衛又ハ師兵ともを率ゑる兵士トモチ中國の今ノ五畿内アタマツるはぬものぞん  
 を天子ノオホセニ討ち平げ給ひケタマヒ高御座に即かせられてツカセラレテ  
 天下しろしめ給ひじよりのメタマヒテヨリ二千五百有余年を経ぬ神武天皇  
 天皇マテ二千五百五十年アマリスギマシタ此間イダニ世の様の移り換るに隨ひて世ノアリサマモイロノサ  
 兵制の沿革も亦屢ありき兵事上ノカイセイモマタ古ハムカハ天皇躬づから天子  
 ゴジヤ軍隊を率ゑ給ふ兵隊ヲメシ御制にてウニテ時ありてはゴトキニヨリヨンド皇



后オキサキ神后コウシ皇太子オヨツギ日本ニッポン代カらせ給ふことありつれど天子ニカハラテ征伐ニ出テタマフ

大凡兵權を二ツキテ兵隊ヲアツカウ臣下ニモノニ委ね給ふことばあかりきマカセ

中世に至りてナカカミカシノヨ天文武の制度文武官武官皆唐國風イナシナコ

に倣はせ給ひリナラハセタマヒ六衛府を置き左兵衛、右兵衛、左衛門、右衛門、左近衛、右近衛、等ノヤクシヨラオカレ左右

馬寮を建て左馬寮、右馬寮トテ今ノ騎防人などを設けられ一かば國々ヲマモル兵ニシテ今ノ師團兵ノゴトキモ

兵制は整たれども兵事上バオキテハヨツバ打續ける昇平に狙れてアマ

朝廷の政務もカミノゴ漸文弱に流れければシダイニカザリヲノミ

兵農おのづから二に分れサムラヒトヒヤクシヨウトオ古の徴兵ムカシノヒヤクシヨウ

いつとなくドニカ壯兵の姿イタサニ變りリトルモノトカハ遂に武士と爲

兵馬の權は一向ニラズ其武士どもの棟梁たる者

に歸一サムラヒドモノカシラタル源世の亂と共に世ノナカノ政治の大權も亦其

手に落ちゴセイジムキノコトガ凡七百年の朝ガ府ヲ鎌倉ニ開キ武

家の政治とありぬ將軍家ガセイジヲナス世トナリテ天子ハ世の様の移り換りて

斯ナリなれるはヒトナカ人力ヒトノチカラもて挽回ヒキカヘすべきにあらざといひ

且カは我國体ウチノクニタマに戻り第一ワガ日本ノ且カは我

祖宗の御制ミコノミツマシよ背きタテマツ奉りタマヒシ又天子サマノゴ祖先ノ立テサセシ淺間アサノ一ツき次第ツグありきナサ

降クダりて弘化嘉永の頃ソレヨリアマよりテ弘化嘉永ノ年徳川トクガハの幕府クシヨ

其政衰そのまつりたへト剩外國の事そのあなも起りてチ其侮そのあなをも



受けぬべき勢よ迫りければ外國ノサゲシモウケントスル朕が皇祖仁孝天皇  
 天子サマノ皇考孝明天皇天子サマノいたく宸襟を惱し給ひ一ころアソバサレタ  
 チイギミヤマヒシ又惶けれアリガタクモ又オソレ朕幼くして今ノ天子サマガオ天津日嗣  
 と受けし初天子ノ位ニツキ征夷大將軍徳川其政權を返上しコレマテ執レルトコロノ  
 大名小名其版籍と奉還一クニノダイメウケチハミナ年を経老して一年モタハヌ  
 海内一統の世となり天下ノゴシハイトナリ古の制度は復しぬムカシ神武天皇ノ  
 テ通りニタチカ是文武の忠臣コレゾ文官武官ノ長弼ありてヨキタスケト朕を輔翼せ  
 る功績なり天子ヲタスケカヲツ歴世祖宗のゴダイノ専蒼生を憐み給ひ一チ  
 ツイニ天下ノタミヲ御遺澤なりといへどもオノゴシニナリマシタゴ併我臣民の

其心に順逆の理を辨へ天子ニシタガフハ道ニシテシタガハメ大義の重と  
 民タルモノハ天子ノ命ニシタガヒ國ノタメ知れるが故にこそあれコハロハブルケテゴソカ  
 二ハイノチヲモステチバナラヌト云フコトナリヲシテ我國のワカニ光を耀  
 されば此時に於てソコテコト兵制を更めヘイタイノタテカヲカヘ我國のワカニ光を耀  
 さんと思ひ威光ヲ外國マテカ、此十五年が程に明治元年ヨリ明治十  
 陸軍ノ今ノ様に建定めぬタマイマノヤウナフウニ夫兵馬の大權はイクサンオモ  
 朕が統ふる所なれば天子ガゴジアンニト其司々をこそソノケモテノ臣下よは  
 任すなれマカセニナリ其大綱はソノオホ朕親之と攬り天子ガゴジアン肯て臣下  
 に委べきものにあらずケツシテケライニマカス子々孫々に至るまでイヅノ世ニイ  
 篤く此旨を傳へヨクコノオボシメシ天子は文武の大權を天子サマハ文權武權トテ國



ドルオモキ しよやく 掌握するの義を存して ケテ ケテニキリタマフワ 再中世以降の如き カゴロノ  
 ケンリトナ コギ 失體もからんことを望むなり ナカニ 國体ヲ失フヤウノ即チ大權ノ武門ノ手ニ落ル  
 世ヨリコノカ フシ 失體もからんことを望むなり ゴト 國体ヲ失フヤウノ即チ大權ノ武門ノ手ニ落ル  
 タノヤウニ フシ 失體もからんことを望むなり ゴト 國体ヲ失フヤウノ即チ大權ノ武門ノ手ニ落ル  
 朕と汝等軍人の天子ハワレ大元帥なるぞ ナリ 總大將されば朕と 天子 汝等も股  
 肱と頼み チ 軍人ヲモヒチノ如ク 朕を重人ハ頭首と仰ぎてぞ ガシ 如クラン  
 其親と特に深かるべき 別 朕が國家を保護して 天子 上天  
 の恵に應じ ミ 祖宗の恩に報ひまゐらする事を 天子 御先祖へ御得  
 るも得ざるも デ 汝等軍人が 其 其職を盡すと盡さざるに由  
 るぞかし 自 我國の稜威振はざることあらば ワ 日本ノ威  
 汝等能く朕と其憂を共にせよ ワ 我武維揚り  
 汝等能く朕と其憂を共にせよ ワ 我武維揚り

てワガ日本ノ兵力ノイキ 其 其榮を耀さば ワ 朕汝等と其譽を偕に  
 すべし ソ 汝等皆其職を守り ソ 朕と一心  
 になりて 天 天子トオナシ カ 力を國家の保護に盡さば 我 我國の蒼生  
 は 永 永く太平の福を受け ス 我國の威烈は 我 日本ノ  
 大に世界の光華ともなりぬべし ヨ 朕斯くも深く軍  
 人に望むなれば 朕 猶訓諭をばさることある  
 一軍人は忠節を盡して 軍 本分を盡し 凡 凡  
 そ生を我國に稟くるもの 誰 誰かは ニ 國に報ゆるの心を







のば上官の命を承ることウハヤクノモノノ實は直に朕の命をマコトコ  
オホセヲキク天子ノオ 承る義なりと心得よウケタマハルワ己が隷屬する所にあらざと  
ホセヲもジブシガ支那サル 上級の者を勿論ジブシヨリ上役ノ人 停年の已より舊きもの  
ハ人ニアラズトモに對してはヤクニツキタル時ジブシヨ 總て敬禮を盡さべしナニゴトモヤマ又上級  
ハのものは下級のものよ向ひマクウハヤクノモノノ聊もレモ輕侮アサドメ驕傲  
ハのオゴリタク 振舞あるべからざハナリマセヌ公務の爲めにヤクムキ威嚴を主と  
アルナゾノする時は威ヲモチテオゴソカニ格別おれベタゲンノコニ其外を務めてカハナ  
セチバナラヌトキハ懇に誹扱ひアツカヒテ慈愛を專一と心掛けメグミナタハヘルコト上下一致  
ケルメしてウハヤクノモノモシメヤク 王事に勤勞せよオウチバナリマセン若軍人たるもの  
ノモノモヒトツ心ニナリテ

にいて禮儀を素りロシモ上を敬はウハヤクノモノノ下を惠まシ  
アハレミヲカケズてシタヤクノモノニ 一致の和諧を失ひたらんにはミ合ザルトキハ管に軍隊の  
アハレミヲカケズ蠱毒たるのみかはナカク國家の爲にゆるト難日本  
ナメニステ罪人なるべしデアル  
オキガタキ一軍人は武勇をイクサ人ハタケタイウ尙おべフベシ夫武勇はシキフツハ我國  
ナメニステふては古より我日本ニテハ尤も貴べる所なればイナパンニ我國の臣  
オキガタキ民たらんものは我日本ノ人武勇なくしては叶ふハナリマセン況して軍  
ナメニステ人はソノ上ワケテ戦ひに臨敵に當るの職なればイクサ片時も  
オキガタキ武勇を忘れてよかるべきかスコシノれば武勇にはソウダ







アキラカニシテ 假初に諾ひてウケアフヲ よしなる 關係を結びアヒトナリ 後ふ至  
 りて信義を立てんとすれば 功ヲタテマコトキリ 進退谷りて 功ヲ行フヘルヲ  
 カタナ 身の措き所に苦むことあり 悔也 とも其詮なり  
 ニカク 始に能々 事の 順逆を辨(コトガワノ 道ニソムカガワキマヘ  
 メデアルカナキ 其言は所詮 踐むべからざと知り 其義は して  
 も守るべからざと悟りなは 速に止るこそよけれ  
 ヤクヤメル 古より 或は小節の信義を立んとて 大綱の順逆  
 ガヨロレイ 誤り 或は公道の理非に 踏迷ひて 又ハオホヤカ  
 私情の信義を守り あたふ 英雄豪傑も 其義は して

綱

に遭ひ 身を滅し 屍の上の汚名を 後世まで 遺せることあり

其例 妙からぬもの 深く 警めで やもあるべ

一軍人は 質素を 旨とせし 凡質素を 旨とせざ

流に 流れ 輕薄に 趨り

華靡の 風を 好み 遂には 貪汚に 陥りて

志も 無下に 賤くなり 節操も 武勇も

甲斐なく 世人に 爪はじさせらるゝ迄に 至りぬべし

其身 生涯の 不幸ありといふ 中々 愚かり

其 身 生涯の 不幸ありといふ 中々 愚かり

其 身 生涯の 不幸ありといふ 中々 愚かり



又コト此風一タビ軍人の間に起りてはコノイヤシキナライガイチ彼傳染病の如  
 く蔓延しダノコレラ病ノヤウニ士風も兵氣も兵士ノ風ゾク兵頓に衰へぬべきと  
 と明かなりニハカニルルクナル一鏡ヲ勝深く之を懼れて天子ハヒドクコレヲ彙に免  
 黜條例を施行しマヘカク新クスレモノハ職ヲユルン斯クス略此事を誠め置つれど  
 アラマシハ其規則ノウチユテオゴ猶も其惡習の出んことを憂ひてマタモ其アシナラハ  
 リナドワイマシメオカレタレドモ心安らぬはゴロゴロ敵に又之を訓ふるぞかし  
 汝等軍人ゆめ此訓誡を等閑に思ひぞソナク軍人ハケクシテゴノ言ヒキキ  
 右の五ヶ條は右ニノベシ軍人ハ進節ヲ盡ス本分トスルハ軍人たらんものイタサハト暫  
 も忽にすべからざるスコレノアヒガデマツさて之を行はんにはコノ五ヶ條ヲ目ニオロ  
 ツカヒアリテ心安らぬはゴロゴロ敵に又之を訓ふるぞかし

一の誠心こそ大切なれヒトツノマゴロ抑此五ヶ條は我軍人の精神に  
 一てコノ五ヶ條ハ我軍人一の誠心は又五ヶ條の精神なりヒトツノマゴロ抑此五ヶ條ハ我軍人の精神に  
 アリ心誠さらされはトアノカガマコ如何なる嘉言も善行もバモヨキオコナヒモ皆  
 うはべの裝飾にてミナウハツラバカ何の用にかは立つべきナシノヤタニ心だ  
 に誠あれハゴロサヘカザリ何事も成ものぞかしドノヤウノコトモ況一てや此  
 五ヶ條はツケテコノ五天地の公道ノイミナ行ハチハナラヌミチニ人倫の常經あり  
 ロトノセヒ行ハチバナラ行ひ易く守り易くスレバダケヤス汝等軍人クサビトハ能く朕  
 アタリマヘノ道ナレバ行ひ易く守り易くスレバダケヤス汝等軍人クサビトハ能く朕  
 が訓に遵ひてヘニシタガヒテ此道を守り行ひ國に報ゆるの  
 務を盡さば國ノオンコムクユ日本國の蒼生日本ノジ舉りて之を悦びなんじ



コノコラズヨロ 朕一人の憐のみならずや 天子マカガマヒトナリ

明治十五年一月四日

# 御名

## 兵卒教科書

### 第一部 目次

○ 忠 君	一	丁
○ 愛 國	全	丁
○ 軍 旗	二	丁
○ 讀 法	三	丁
○ 所屬部隊及上官の姓名	四	丁
○ 兵役區分	五	丁
○ 兵種の區別	六	丁
○ 師團及歩兵隊の編成	八	丁
○ 部隊の兵員	全	丁
○ 武官の階級	九	丁
○ 叙 勳	十	丁



○勳章及記章	十二丁
○陸軍禮式	十三丁
室内の敬禮	十四丁
室外の敬禮	十六丁
衛兵の敬禮	二十丁
歩哨の敬禮	二十一丁
○服從	二十三丁
○上位に對する尊稱	二十四丁
○室内起居	二十五丁
○銃の分解及結合	二十八丁
○服裝規則	三十四丁
○服裝の注意	全
○被服給與の定數	三十六丁

○診斷	三十八丁
○非常警報	三十九丁
○隨時呼集	四十丁
○休暇及外出の定則	全
○使役	四十二丁
○給料	四十三丁
○懲罰令の摘要	四十四丁
○衛戍衛兵勤務	四十七丁
○風記衛兵	四十九丁
○酒保	全
○褒賞	五十丁
○豫備後備役	五十一丁
○赤十字	全

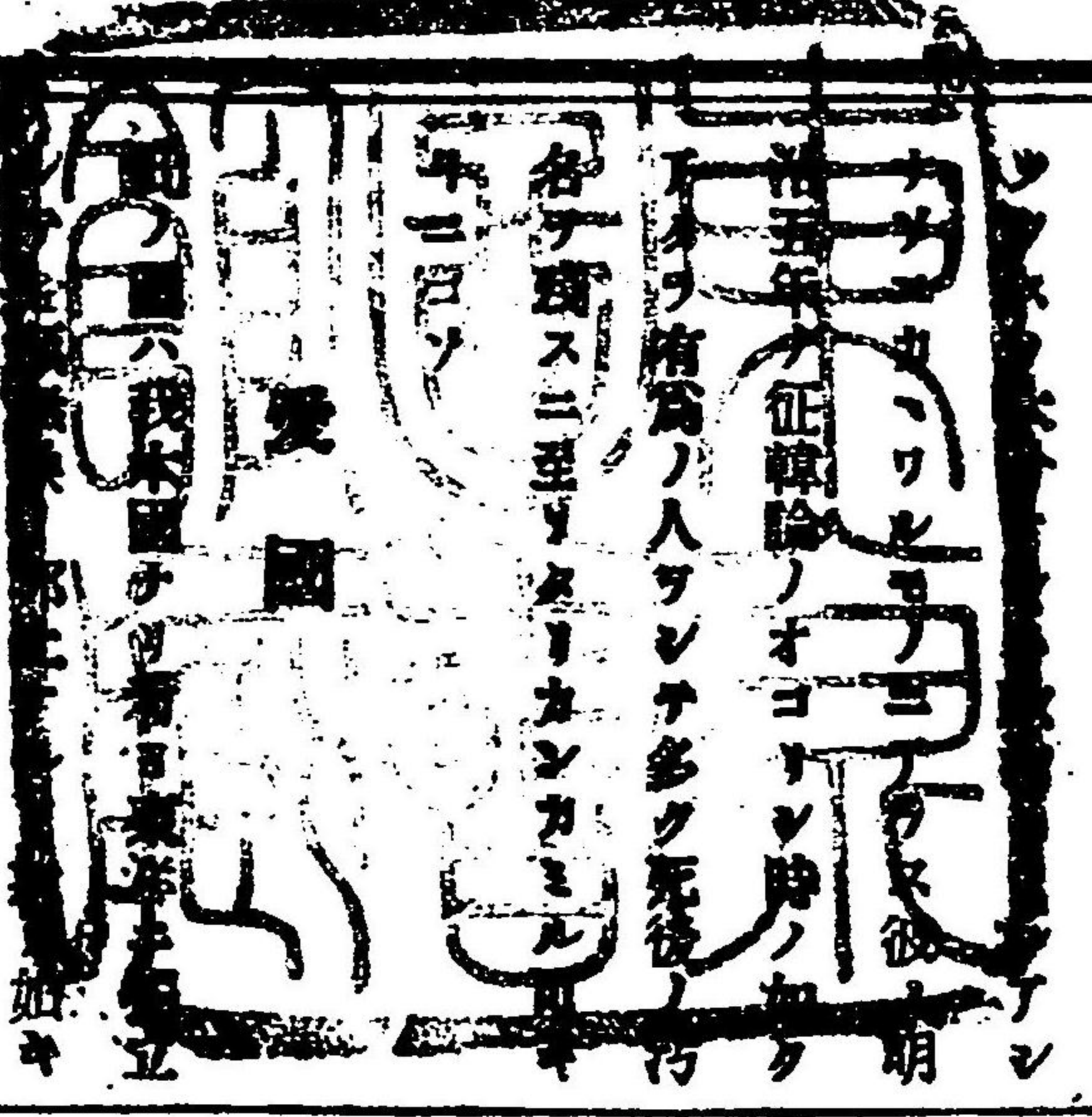


- 充員
- 檢閱
- 檢査
- 陸軍刑法摘要

五十二丁  
全  
五十三丁  
五十六丁

義解

忠君



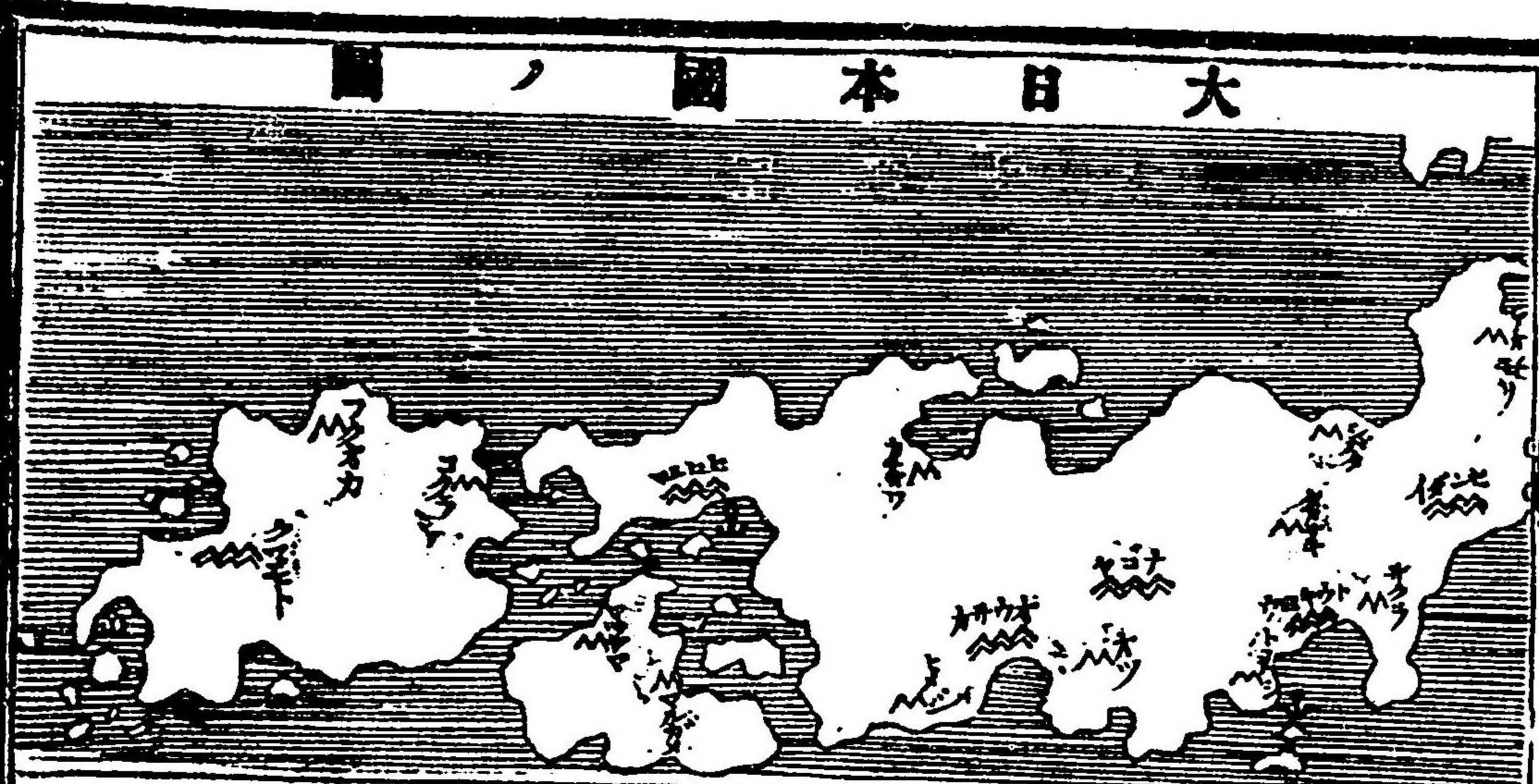
軍人ハ陛下ニ對シ奉マツリ忠節ヲ  
 忠君ノ義ハ 天皇陛下ノ爲メニ忠節ヲ盡シ身命ヲ致  
 して顧ざるヲ謂フ抑々我君主たる陛下は我國開  
 闢以來皇統連續茲に二千五百五十有余年君臣の分  
 定るや久し其の臣民の皇恩に浴するや深し彼の各  
 國の如く主と換へ統と革むるの比に非す故に我國  
 民たるもの孰も忠節と思はざるものあらんや況し  
 て軍人は國民を代表して報恩の義務に任ずるもの  
 爲ると以て政治の如何にのゝわらす君命のある所  
 愛スヘキ新ノ如キ光輝アル邦國ヲ保  
 護スルノ軍人タル者其榮イタハタソ  
 ヤ嗚呼軍人ノ勇敢ナル名譽ト此ノ邦  
 土トハ萬世消滅スルコトナカルヘシ

兵卒教科書 第一部

○ 忠君

忠君とは 天皇陛下の爲めに忠節と盡し身命と致  
 して顧ざるを謂ふ抑々我君主たる陛下は我國開  
 闢以來皇統連續茲に二千五百五十有余年君臣の分  
 定るや久し其の臣民の皇恩に浴するや深し彼の各  
 國の如く主と換へ統と革むるの比に非す故に我國  
 民たるもの孰も忠節と思はざるものあらんや況し  
 て軍人は國民を代表して報恩の義務に任ずるもの  
 爲ると以て政治の如何にのゝわらす君命のある所





其の身命と致すと以て本分と爲す可きものなり

○愛國

愛國とは自國と愛すると云ふ夫れ我が大日本帝國は萬世一系の君主の統治し給ふ所にして開國以來曾て外國の侵略を受けたるとるき世界に於て最も光輝ある邦國あり此の愛すへき誇る可き名譽ある邦國に我々の祖先が生息し保護しつゝ我々に傳へられたるなりされは我々軍人は益々國光と發揚し其本分と盡して子孫に譲るの任務ある者にして曾に現在の日本帝國と保護するのみならず尙未來の

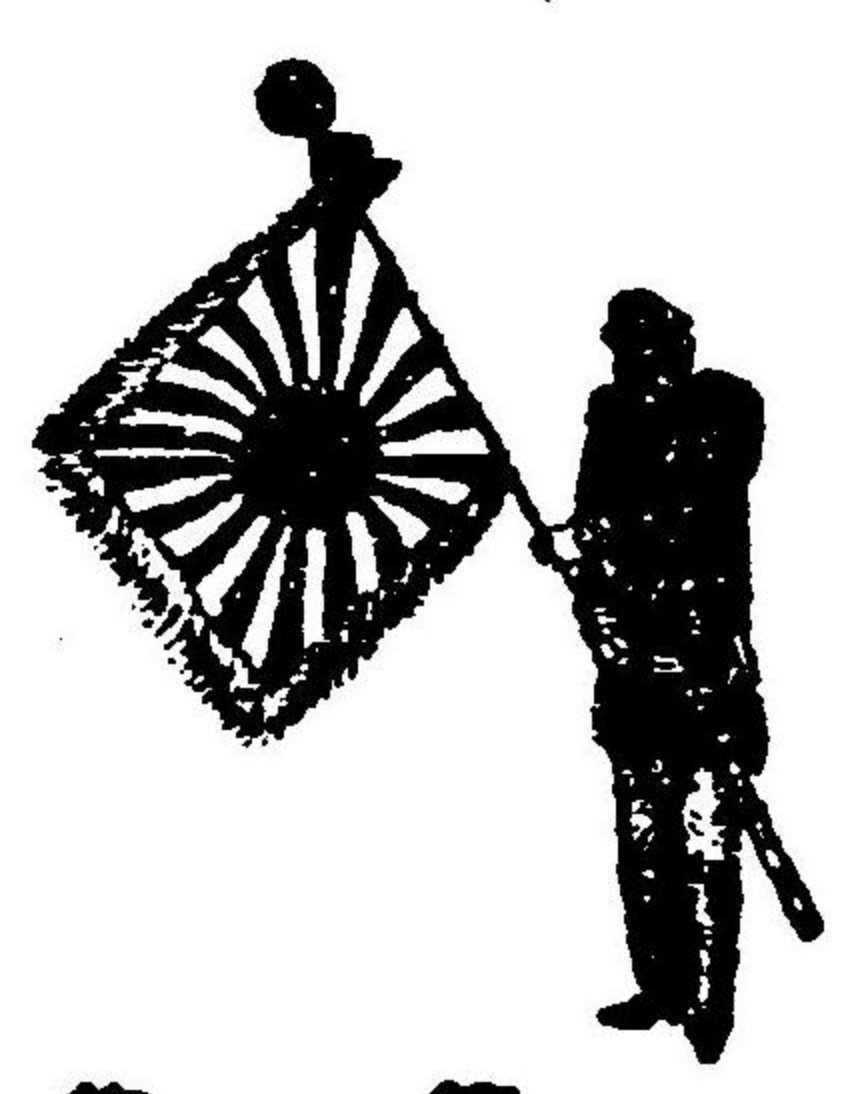
軍旗

勅語

今般參兵衛何聯隊編成ルナ告ク依テ今軍旗一旗ヲ授ク汝軍人等協力同心シテ益國武ヲ發揚シ以テ國家ヲ保衛セ

聯隊長ノ奉答

圖テ 明勅ヲ奉ス臣等死力ヲ盡シテテ國家ヲ保護セン



旗ヲモツ役ハ少尉ナリ旗手ト云フ

日本帝國に向て心力と盡さるべからず

○軍旗

軍旗は聯隊旗と稱へ至尊ある我々 天皇陛下の親く聯隊に授け給ふ處の標章にして曾に其の聯隊と表するのみに非ず軍旗の名譽は國家の名譽あると以て誠意之と擁護し國光と四方に耀らさんことと期す可し

軍旗の歌

二千五百年以來 光り輝く日本國 其國守る軍人よ 汝の仰ぐ大旗は



大日本帝國軍旗授與年月日表

近衛歩兵第一聯隊	授與年月日	明治七年一月廿三日
同 歩兵第二聯隊	全 上	明治十八年十月廿七日
同 歩兵第三聯隊	全 上	明治廿年五月廿四日
同 歩兵第四聯隊	全 上	明治廿七年二月十九日
同 歩兵第二聯隊	全 上	明治廿七年九月九日
同 歩兵第三聯隊	全 上	明治廿七年九月九日
同 歩兵第四聯隊	全 上	明治廿七年九月九日
同 歩兵第五聯隊	全 上	明治廿七年九月九日
同 歩兵第六聯隊	全 上	明治廿七年九月九日
同 歩兵第七聯隊	全 上	明治廿七年九月九日
同 歩兵第八聯隊	全 上	明治廿七年九月九日
同 歩兵第九聯隊	全 上	明治廿七年九月九日
同 歩兵第十聯隊	全 上	明治廿七年九月九日
同 歩兵第十一聯隊	全 上	明治廿七年九月九日

我大君の御標を 君の御言をのしこみて  
 いのなる敵とも打攘へ 忠と勇とに此旗と  
 地球の上に輝らせ 地球の上に輝らせ  
 全  
 我大君の御標と 國の光りと建る旗  
 ますく光りのがやきて 寇と平げ民と撫で  
 吾人陸海軍人の 功績譽めて諸人が  
 祝ひ唱ひて悦びて 榮譽は限あるべし  
 烈しき戦すみし時 國の光りと此旗は  
 益す光り輝きて 萬世不朽の帝國の

御綾威は世界に響らん 御綾威は世界に響らん

○讀法

同歩兵第十二聯隊	全 上	明治十八年七月廿一日
同歩兵第十三聯隊	全 上	明治十八年八月十五日
同歩兵第十四聯隊	全 上	明治十八年八月十五日
同歩兵第十五聯隊	全 上	明治十八年八月十五日
同歩兵第十六聯隊	全 上	明治十八年八月十五日
同歩兵第十七聯隊	全 上	明治十八年八月十五日
同歩兵第十八聯隊	全 上	明治十八年八月十五日
同歩兵第十九聯隊	全 上	明治十八年八月十五日
同歩兵第二十聯隊	全 上	明治十八年八月十五日
同歩兵第二十一聯隊	全 上	明治十八年八月十五日
同歩兵第二十二聯隊	全 上	明治十八年八月十五日
同歩兵第二十三聯隊	全 上	明治十八年八月十五日
同歩兵第二十四聯隊	全 上	明治十八年八月十五日

兵隊は 皇威と發揚し國家と保護する爲に設け置  
 ろるゝものなれば此の兵員に加る者は堅く左の條  
 件と守り違背すべからず  
 第一條 誠心と本とし忠節と盡し不信不忠の所爲  
 あるべからず  
 第二條 長上に敬禮と盡し等輩に信義と致し粗暴  
 倨傲の所爲あるべからざる事  
 第三條 長上の命令は其事の如何と問はず直に之

因二記ス軍旗ノ歌ハ近衛歩兵第  
 三聯隊ヘ軍旗下附ノ際當時聯隊  
 長立見尙文君ノ作歌ニシテ全五  
 篇アリ以テ兵卒ニ授ケテ唱誦セ



シム軍隊ノ唱歌ハ之ヲ嚆矢トス  
予乞テ喇叭吹奏歌及抜刀隊ノ歌  
等ヲ集録シ一本ヲ編シ軍隊ト題  
名ス大ニ世ニ行ル是レ軍隊ノ鑑  
範ナリ

讀法

勅諭ノ五ヶ條ハ軍人ノ精神ニシテ讀  
法ノ七ヶ條ハ軍人ノ法律ナルヲ以テ  
ツ子々々諸記取習シテリスル可カラ  
ス

誠心 マコトニシテイツハリナキヲ  
云フ

忠節 コハロヲツクシマメヤカニ  
テミサナクハシキヲ云フ

敬禮 上ヲウヤマイ禮式ヲモル  
マコトヲ以テシ義理ヲカヘメ

信義

に服従し抗抵干犯の所爲あるべからざる事

第四條 膽勇と尙び軍務に勉勵し恐怯柔懦の所爲  
あるべからざる事

第五條 血氣の小勇に誇り争闘と好み他人と侮慢  
し世人の厭忌と來す等の所爲あるべからざる事

第六條 道德と修め質素と主とし浮華文弱に流る  
等の所爲あるべからざる事

第七條 名譽と尙とび廉耻と重じ賤劣貪汚の所爲  
あるべからざる事

以上掲る所の外法律規則に違犯し罪と國家に得る

粗暴 タチ井フルマイノアラタケシ  
キ

倨傲 ホコソクカフヲ人ナカロシム

禮式 ニタカヒ或ハ言ヒスキ等ヲナス  
モノハ禮節ニアテラルハモノナリ

服従 サシツニシタカフ

抗抵干犯 ハリアイヲカス

命令ニサカヒ服従セサルモノハ平時  
ニテモ輕禁錮時ニアテハ死刑ニ處

セラルモノナリ

恐怯柔懦 モノニヲソレユリキ  
平時操練ノ時ニ於テモ能ク辛苦ヲシ

ノビ勉勵セサレハ戰ニ臨ミ恐怯柔懦

ニシテ軍隊ヲハツカシムルニ至ルハ

シヨク々々々心ス可シ

争闘 一人立テノアラソヒタヘカフ

に至ては父祖と辱しめ家聲と汚し醜と後世に遺す  
獨り其身現在の耻辱のみあらざる也況んや重罪の

如きは各人天賦の公權とも剝奪せられ世に立ち人  
に接るも總て對等の權利と得ざるに至るに於てと

や名譽と尙び廉耻と重んずるの軍人に在ては殊に  
戒慎と加へざるべからず就中陸軍刑法は軍隊の害

と爲す者と懲す爲に特に設けらるゝものたるを以  
て其刑亦頗る嚴なり軍人にして之と犯せば當に本

分と誤り軍隊の安寧と害するのみならず遂に世人  
の信用と損し陸軍の榮譽と汚す等其責更に重し平



侮慢 人ヲアナトリカロシメル  
厭忌 人ニイミキラワルヘ  
争闘 侮慢ハ上官ニ對スル時ハ暴行罪  
トナリ輕禁錮若シ罪トナラサルモ懲  
罰セラルヘモノナリ

道徳 オコナイヲ正シケン  
質素 ケンヤクスル  
浮華文弱 ハテニオゴリカサリヲ  
好ミユワクナル  
浮華文弱ニ流ルハ自ラ柔懦ニナリ  
軍人ノ勇武ノ氣概ヲウシナウニイ  
タル

名譽 ホマレヲウルトナリ  
廉恥 心キヨクシテハチヲシル  
賤劣 志サシイヤシクナリテ人ニラ  
トナリ  
貪汚 ムサホリケミクルヲナリ

名譽 ハ軍人タル者ノ最大ノ企望ナレ  
ハ之レヲ尙ハサレハ廉耻モナク勇氣  
モナク心イヤシクナリテ財利ヲノミ  
食リヒタスライヤシクナルモノナリ  
天賦ノ公權 日本人タルノ權ナ  
リ即チ府縣會議員及ヒ選舉ノ權郡區  
戸長及ヒ其選舉ノ權官吏トナルノ權  
勳章又ハ年金位記恩給ヲ有スル權兵  
籍ニ入ル權証人トナル權後見人トナ  
ル權管理若トナリ又學校長教師學監  
トナル權理等ナリ

素自ら戒飾し決して違犯すべからざる者也  
○所属部隊及上官の姓名  
我所屬部隊は歩兵第 聯隊第 大隊第 中隊第  
給養班にして我聯隊は第 師團歩兵第 旅團に屬  
せり

- 師團長
- 旅團長
- 聯隊長
- 大隊長
- 中隊長

所屬部隊

兵卒ハ先ツ自分ノ附キタル隊號ヲシ  
ラザルヘカラス又其ノ本部(役所)ノ  
アル所及ヒ上官ノ姓名其容貌等ヲシ

- 中隊附士官
- 全特務曹長
- 全下士



ルヲ要ス

近衛隊ニ在テハ近衛歩兵第何聯隊云々ト云ヒ又近衛師團第何旅團ニ屬スト云フ

戦時ニ在テハ中隊ヲ小隊分隊ニ分タルヲ以テ第何小隊第何分隊ト云フ

### 兵役區分

簡閱點呼 駐在官ノ召集ニヨリソノシメサレタル所ニツイテシテラヘラウクルナリクワシクハ豫備後備隊得ノ部ニシメス

又歸休兵トテ現役二年ニテ行狀クシク技藝ニスクレタルモノヲ中隊ニ四名ヨリ六名マテ郷里ニカヘサル兵アリ

### ○兵役區分

兵役は常備後備國民兵役に區分す

常備兵役は現役三年豫備役四年とす而して豫備役は現役と終り郷里に在る者にして有事の時は現役兵と共に戦地に臨むものなり故に毎年一度簡閱點呼を受け又は六十日以内勤務演習の爲め召集に應ずべき義務ある者とす

後備兵役は常備兵役七年と終へ更に五年間服役するものにして有事の日は常備兵に次いで出陣す但し簡閱點呼等は豫備役に全し

### 歩兵隊ノ編制

給養班 兵舎ノ都合ニヨリテ分ケラルモノナリ

分隊 缺員ナソノケメ定クメラレシ中隊長ノイケンニア二個ヨリ六個マテニ分ケラル

### 部隊ノ兵員

武器器械 武器彈藥等ノトリシマリチナス

炊事掛 食事ノトリシマリチナス

### 武官ノ階級

勅任 天子サマヨリシキ一ツハセツケラルイヤク

奏任 大臣ヨリテシニ申アケテイヒツケラルハヤク

判任 ソノ役所ニテイヒツケラルイヤク

軍醫 軍隊ノイシヤナリ

藥劑官 クスリノトリシマリチナルヤク

獸醫 馬ノイシヤナリ

### ○兵種の區別

我軍隊は陸軍海軍の二種にして陸軍は陸地の戦争と爲し海軍は海上の戦と爲すものなり

陸軍に近衛兵衛戍兵の別あり近衛兵は輦下と護衛

し衛戍兵は地方と保護するものなり而して戦列兵

戦列外兵の二種に區分す

戦列兵は歩騎砲工輜重兵の五種にして戦列外兵は

憲兵軍樂隊等あり又別に北海道に屯田兵對馬に警

備隊あり各兵の職務は左の如し

歩兵は小銃と使用し徒歩にて戦闘となす者なり



軍吏 金錢ノ出入ヲスル會計ナリ  
 砲兵監護 銃砲ノコシラヘバノト  
 工兵監護 工事ヲトリシマルヤク  
 砲臺監守 砲タイヲモルヤク  
 看護長 クスリヲモリ又ハ病兵ノ  
 トリシマリチナス  
 調劑手 クスリヲコシラヘルヤク  
 火工 彈藥ノコシラヘ方  
 縫工 キモノノヌヒ方  
 鞍工 馬ノクラヲコシラヘツタロウ  
 銃工 銃ノイタミソコチタルヲナチ  
 ス  
 木工 キニチコシラヘタルモノヲツ  
 クラウ  
 鑄工 イモノノイワスルヤク  
 蹄鉄工 馬ノアシカチヲツタルヤ  
 鍛工 カナモノノサイクヲスルカジ  
 ナリ

騎兵は馬足の速力と利用し刃鎗銃と以て戦闘す  
 砲兵は大砲と使用して戦闘するものにして砲兵聯  
 隊中野砲山砲の別あり又別に要塞砲兵有て要塞砲  
 臺の防禦に備ふ  
 工兵は城堡と築き軍橋と架し電信線と架設する等  
 のとに任す  
 輜重兵は軍須物品と運輸する者なり  
 憲兵は軍人の非違と視察し兼て行政司法の警察と  
 なす  
 軍樂隊は音樂と奏するものなり

勳章

叙勳 勳ニ叙セラルハ軍人ノ最大  
 名譽ナレハ之レヲ欽慕スルト共ニ敬  
 禮ヲナスヘキモノナリ今茲ニ兵卒ニ  
 勳章授與ノ典ヲ述ヘン  
 長官ハ所屬大隊軍裝(受章者所屬  
 小隊ハ正裝)整列ノ前面ニ於テ便  
 宜ノ地ニ占位シ傳令使ノ捧クル勳  
 記勳章ヲ執リ親シク之ヲ授與ス受  
 章者ハ之レヲ拜受シ本隊ニ復シ分  
 列式ヲ行フ若シ其勳章六等以上ナ  
 ル時ハ將校ノ例ニ從フ  
 勳章 勳一 二等ノ勳章ヲ受ルモノ  
 ハ必ス副章ヲ共ニ賜フモノトス通常  
 禮服着用ノ時ハ大校章ヲ上衣ノ下ニ

屯田兵は歩騎砲工の四種ありて平時は農業に従事  
 し戦時に在ては隊伍と編制して戦争と爲すものな  
 り  
 警備隊は歩砲の二種にして其島嶼の警備と任とす

近衛師團兵備表

考備	皇 城 内		師 團	旅 團	聯 隊	兵 種	隊 號	所 在
	第 一	第 二	第 一	第 一	第 一	大 隊	一 ッ 橋 内	
	第 一	第 二	第 一	第 一	第 一	大 隊	一 ッ 橋 内	
第二旅團は赤坂に在り	第 三	第 四	第 二	第 二	第 二	中 隊	袋 村	
	第 三	第 四	第 三	第 三	第 三	大 隊	目 黒	
	第 四	第 五	第 四	第 四	第 四	大 隊	目 黒	
	第 五	第 六	第 五	第 五	第 五	大 隊	目 黒	
	第 六	第 七	第 六	第 六	第 六	大 隊	目 黒	
	第 七	第 八	第 七	第 七	第 七	大 隊	目 黒	
	第 八	第 九	第 八	第 八	第 八	大 隊	目 黒	
	第 九	第 十	第 九	第 九	第 九	大 隊	目 黒	
	第 十	第 十一	第 十	第 十	第 十	大 隊	目 黒	
	第 十一	第 十二	第 十一	第 十一	第 十一	大 隊	目 黒	
	第 十二	第 十三	第 十二	第 十二	第 十二	大 隊	目 黒	
	第 十三	第 十四	第 十三	第 十三	第 十三	大 隊	目 黒	
	第 十四	第 十五	第 十四	第 十四	第 十四	大 隊	目 黒	
	第 十五	第 十六	第 十五	第 十五	第 十五	大 隊	目 黒	
	第 十六	第 十七	第 十六	第 十六	第 十六	大 隊	目 黒	
	第 十七	第 十八	第 十七	第 十七	第 十七	大 隊	目 黒	
	第 十八	第 十九	第 十八	第 十八	第 十八	大 隊	目 黒	
	第 十九	第 二十	第 十九	第 十九	第 十九	大 隊	目 黒	
	第 二十	第 二十一	第 二十	第 二十	第 二十	大 隊	目 黒	
	第 二十一	第 二十二	第 二十一	第 二十一	第 二十一	大 隊	目 黒	
	第 二十二	第 二十三	第 二十二	第 二十二	第 二十二	大 隊	目 黒	
	第 二十三	第 二十四	第 二十三	第 二十三	第 二十三	大 隊	目 黒	
	第 二十四	第 二十五	第 二十四	第 二十四	第 二十四	大 隊	目 黒	
	第 二十五	第 二十六	第 二十五	第 二十五	第 二十五	大 隊	目 黒	
	第 二十六	第 二十七	第 二十六	第 二十六	第 二十六	大 隊	目 黒	
	第 二十七	第 二十八	第 二十七	第 二十七	第 二十七	大 隊	目 黒	
	第 二十八	第 二十九	第 二十八	第 二十八	第 二十八	大 隊	目 黒	
	第 二十九	第 三十	第 二十九	第 二十九	第 二十九	大 隊	目 黒	
	第 三十	第 三十一	第 三十	第 三十	第 三十	大 隊	目 黒	
	第 三十一	第 三十二	第 三十一	第 三十一	第 三十一	大 隊	目 黒	
	第 三十二	第 三十三	第 三十二	第 三十二	第 三十二	大 隊	目 黒	
	第 三十三	第 三十四	第 三十三	第 三十三	第 三十三	大 隊	目 黒	
	第 三十四	第 三十五	第 三十四	第 三十四	第 三十四	大 隊	目 黒	
	第 三十五	第 三十六	第 三十五	第 三十五	第 三十五	大 隊	目 黒	
	第 三十六	第 三十七	第 三十六	第 三十六	第 三十六	大 隊	目 黒	
	第 三十七	第 三十八	第 三十七	第 三十七	第 三十七	大 隊	目 黒	
	第 三十八	第 三十九	第 三十八	第 三十八	第 三十八	大 隊	目 黒	
	第 三十九	第 四十	第 三十九	第 三十九	第 三十九	大 隊	目 黒	
	第 四十	第 四十一	第 四十	第 四十	第 四十	大 隊	目 黒	
	第 四十一	第 四十二	第 四十一	第 四十一	第 四十一	大 隊	目 黒	
	第 四十二	第 四十三	第 四十二	第 四十二	第 四十二	大 隊	目 黒	
	第 四十三	第 四十四	第 四十三	第 四十三	第 四十三	大 隊	目 黒	
	第 四十四	第 四十五	第 四十四	第 四十四	第 四十四	大 隊	目 黒	
	第 四十五	第 四十六	第 四十五	第 四十五	第 四十五	大 隊	目 黒	
	第 四十六	第 四十七	第 四十六	第 四十六	第 四十六	大 隊	目 黒	
	第 四十七	第 四十八	第 四十七	第 四十七	第 四十七	大 隊	目 黒	
	第 四十八	第 四十九	第 四十八	第 四十八	第 四十八	大 隊	目 黒	
	第 四十九	第 五十	第 四十九	第 四十九	第 四十九	大 隊	目 黒	
	第 五十	第 五十一	第 五十	第 五十	第 五十	大 隊	目 黒	
	第 五十一	第 五十二	第 五十一	第 五十一	第 五十一	大 隊	目 黒	
	第 五十二	第 五十三	第 五十二	第 五十二	第 五十二	大 隊	目 黒	
	第 五十三	第 五十四	第 五十三	第 五十三	第 五十三	大 隊	目 黒	
	第 五十四	第 五十五	第 五十四	第 五十四	第 五十四	大 隊	目 黒	
	第 五十五	第 五十六	第 五十五	第 五十五	第 五十五	大 隊	目 黒	
	第 五十六	第 五十七	第 五十六	第 五十六	第 五十六	大 隊	目 黒	
	第 五十七	第 五十八	第 五十七	第 五十七	第 五十七	大 隊	目 黒	
	第 五十八	第 五十九	第 五十八	第 五十八	第 五十八	大 隊	目 黒	
	第 五十九	第 六十	第 五十九	第 五十九	第 五十九	大 隊	目 黒	
	第 六十	第 六十一	第 六十	第 六十	第 六十	大 隊	目 黒	
	第 六十一	第 六十二	第 六十一	第 六十一	第 六十一	大 隊	目 黒	
	第 六十二	第 六十三	第 六十二	第 六十二	第 六十二	大 隊	目 黒	
	第 六十三	第 六十四	第 六十三	第 六十三	第 六十三	大 隊	目 黒	
	第 六十四	第 六十五	第 六十四	第 六十四	第 六十四	大 隊	目 黒	
	第 六十五	第 六十六	第 六十五	第 六十五	第 六十五	大 隊	目 黒	
	第 六十六	第 六十七	第 六十六	第 六十六	第 六十六	大 隊	目 黒	
	第 六十七	第 六十八	第 六十七	第 六十七	第 六十七	大 隊	目 黒	
	第 六十八	第 六十九	第 六十八	第 六十八	第 六十八	大 隊	目 黒	
	第 六十九	第 七十	第 六十九	第 六十九	第 六十九	大 隊	目 黒	
	第 七十	第 七十一	第 七十	第 七十	第 七十	大 隊	目 黒	
	第 七十一	第 七十二	第 七十一	第 七十一	第 七十一	大 隊	目 黒	
	第 七十二	第 七十三	第 七十二	第 七十二	第 七十二	大 隊	目 黒	
	第 七十三	第 七十四	第 七十三	第 七十三	第 七十三	大 隊	目 黒	
	第 七十四	第 七十五	第 七十四	第 七十四	第 七十四	大 隊	目 黒	
	第 七十五	第 七十六	第 七十五	第 七十五	第 七十五	大 隊	目 黒	
	第 七十六	第 七十七	第 七十六	第 七十六	第 七十六	大 隊	目 黒	
	第 七十七	第 七十八	第 七十七	第 七十七	第 七十七	大 隊	目 黒	
	第 七十八	第 七十九	第 七十八	第 七十八	第 七十八	大 隊	目 黒	
	第 七十九	第 八十	第 七十九	第 七十九	第 七十九	大 隊	目 黒	
	第 八十	第 八十一	第 八十	第 八十	第 八十	大 隊	目 黒	
	第 八十一	第 八十二	第 八十一	第 八十一	第 八十一	大 隊	目 黒	
	第 八十二	第 八十三	第 八十二	第 八十二	第 八十二	大 隊	目 黒	
	第 八十三	第 八十四	第 八十三	第 八十三	第 八十三	大 隊	目 黒	
	第 八十四	第 八十五	第 八十四	第 八十四	第 八十四	大 隊	目 黒	
	第 八十五	第 八十六	第 八十五	第 八十五	第 八十五	大 隊	目 黒	
	第 八十六	第 八十七	第 八十六	第 八十六	第 八十六	大 隊	目 黒	
	第 八十七	第 八十八	第 八十七	第 八十七	第 八十七	大 隊	目 黒	
	第 八十八	第 八十九	第 八十八	第 八十八	第 八十八	大 隊	目 黒	
	第 八十九	第 九十	第 八十九	第 八十九	第 八十九	大 隊	目 黒	
	第 九十	第 九十一	第 九十	第 九十	第 九十	大 隊	目 黒	
	第 九十一	第 九十二	第 九十一	第 九十一	第 九十一	大 隊	目 黒	
	第 九十二	第 九十三	第 九十二	第 九十二	第 九十二	大 隊	目 黒	
	第 九十三	第 九十四	第 九十三	第 九十三	第 九十三	大 隊	目 黒	
	第 九十四	第 九十五	第 九十四	第 九十四	第 九十四	大 隊	目 黒	
	第 九十五	第 九十六	第 九十五	第 九十五	第 九十五	大 隊	目 黒	
	第 九十六	第 九十七	第 九十六	第 九十六	第 九十六	大 隊	目 黒	
	第 九十七	第 九十八	第 九十七	第 九十七	第 九十七	大 隊	目 黒	
	第 九十八	第 九十九	第 九十八	第 九十八	第 九十八	大 隊	目 黒	
	第 九十九	第 一百	第 九十九	第 九十九	第 九十九	大 隊	目 黒	







勅語

朕惟ミルニ 神武天皇々業ヲ恢弘  
シ繼承シテ朕ニ及ヘリ今ヤ皇カニ  
登極紀元ヲ算スレハ二千五百五十  
年ニ達セリ朕此期ニ際シ 天皇歳  
定ノ故事ニ徴シ金鶏勳章ヲ創設シ  
將來武功拔群ノ者ニ授與シ永ク  
天皇ノ威烈ヲ光ニシ以テ其忠勇ヲ  
獎勵セントス汝來庶此旨ヲ體セヨ

陸軍禮式

受禮者 受禮者ハ禮ヲ受ク可キ官職  
者ノモノニ非ラズ即チ 天皇陛下ノ  
官職ナリ此ノ官職ヲアナドテ敬禮  
シカクモノハ 陛下ヘ對シテマツ  
リ不敬ノイタリナレハ受禮者ハユル  
サミルモ  
敬禮ヲカクモノハ懲罰令第廿五條第  
ノナリ

歩兵一聯隊は歩兵三大隊(近衛師團に在りては二大  
隊)より成る

歩兵一大隊ハ歩兵四中隊ヨリ成ル

歩兵一中隊ハ若干ノ給養班ニ分ツ

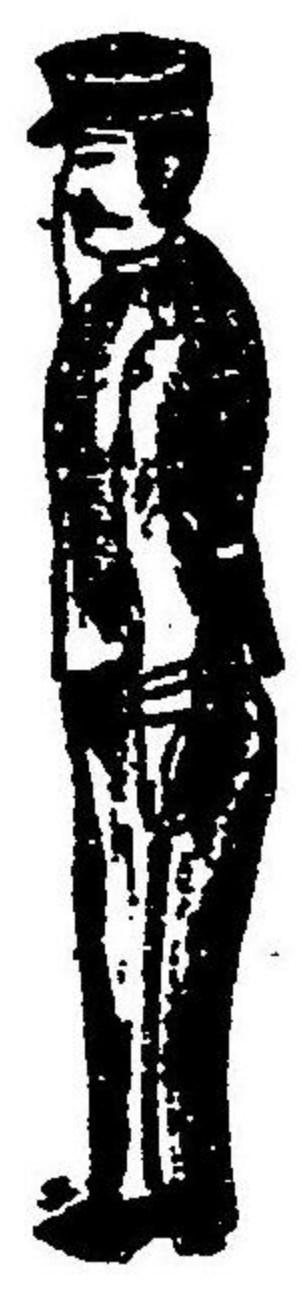
但シ戰時ハ中隊ヲ三小隊ニ分チ小隊ヲ若干ノ分  
隊ニ別ツ

大隊ノ番號ハ聯隊ノ右翼ヨリ一、二、三ニ中隊ハ一、  
二、三ニ至ル

○部隊の兵員

平 聯隊附將校及下士

廿四項ニヨリ懲罰ニ附セラル  
武官ノ職ヲ奉ズル皇族執務  
非スル公式ノ行儀ニアラサル  
ハ武官相當ノ敬禮ヲ行フ  
正面ニ姿勢ヲ正ス



軍人ノ姿勢ハ直立シテ鼻頭ノ線ヲ垂  
直シ衣ノ第一ノ鈕釦ニ接ルルハ上等ナ  
リ但シ室内敬禮ノ際ハ膝ノ上部ヲ少  
シク屈ニカクムルモノトス

上 官		上 官		下 士 以下	
大佐	聯隊長	大尉副官	一等軍曹	四	
中佐		少尉	二等軍曹	一	
少佐			總工長(下長)	一	
二等軍醫	醫官		總工長(下長)	一	
正			工	二〇	
二等軍醫			工	二〇	
正			工	一〇	
合計四十一名					
備考 一少尉ハ旗手 軍曹二名ハ書記 二名ハ武器保衛隊長					
平 大隊附將校及下士					
上 官		中 士		下 士	
大隊長	中尉副官	二等軍曹	六		
一	軍史計官	一等軍曹	一		
	軍醫官	二等軍曹	一		
	軍副醫官	二等軍曹	一		
	總工長	一等軍曹	一		
	總工下長	二等軍曹	一		











テ止

陸軍大臣參謀總長

左ノ歌ヲ三  
回吹奏ス

監軍及陸軍大將

陸軍中將 全三回

陸軍少將 全二回

海軍少將

海軍少將

海軍少將

海軍少將

海軍少將

海軍少將

海軍少將

海軍少將

軍隊ニハ 左ノ歌一  
回吹奏ス

上戦地に在る者

三要衝の敵に當り先登として功と立てたる者

四敵數人と殲して其功昭明なる者

五對敵中創痕と蒙り勳位に叙すべき理由ある者

殊勳

殊勳と稱する者は戦争中特殊の勳功ある者にして左の如し

一敵の隊旗と奪ひたる者(我軍旗に當るもの)

皇御國

皇御國の武士は

いかなる事をお務むべき

唯身にもてる誠心を

我大君に盡すまで

拜神ニハ 三回

國の鎮め

國の鎮めのみやゝるを

いつきまつらふ神みたま

今日の祭の賑はひを

天かけりてもみろなはせ

治まる御代をまもりませ

軍旗ニハ 一回

あしひきまきの

### ○勳章及記章

勳章と別て七とす

- 一 菊花章
- 二 金鷄章
- 三 旭日桐花章
- 四 旭日章
- 五 瑞寶章
- 六 桐葉章
- 七 寶冠章



山邊の火のす  
 つの火のす  
 煙のうら  
 いちじるく  
 きほへる旗は  
 かしこまきや  
 わが大君の  
 御手づかり  
 授けたまへる  
 御軍の  
 しるしの旗ぞ  
 わが望の  
 軍の神ぞ  
 わかき神ぞ

菊花章と別て二とす  
 大勳位菊花大綬章  
 大勳位菊花章  
 金鷄勳章と分て七とす  
 功一級金鷄勳章  
 功二級金鷄勳章  
 功三級金鷄勳章  
 功四級より功七級金鷄勳章に至る  
 旭日桐花章と別て二とす  
 勳一等旭日桐花章

右肩より左脇に垂る頸飾と用るときは喉下に佩ふ  
 副章として左脇に佩ふ時宜に依り副章のみ佩るとあり  
 左肩より右脇に垂る  
 左脇に佩ふ但し副章たるときは右脇に佩ふ  
 喉下に佩  
 左脇に佩ふ  
 右肩より左脇に佩ふ

あふきつ  
 すくめやすくめ  
 ますらをのとも

服従

服従 我ガ身ニヒキウケ  
 兵隊ナルモノハチヤクノ人ノヨリア  
 ツマリタルモノニシテ人ハ各心ノコ  
 トナルモノナリモシ其ノ心々ニマカ  
 セナバ治マル可キモノニ非ズ故ニ服  
 従ハ軍ヲ治ル基本タルナリ假令バ兵  
 ハ鏡ノ輪ノ如シ服従法アツテ之レチ  
 ツナギ合セテ軍隊ト云フ鏡ヲコシラ  
 ヘタルナリ此ノ鏡ヲ以テ軍艦ヲモツ  
 ナギトムルヲ得ルナレド若シ一ツ  
 々ノ鉄ノ輪トナレバ幾百千アソト雖

同 副章 左脇に佩

旭日章と別て六とす

勳一等旭日大綬章 右肩より左脇に佩ふ  
 勳二等旭日重光章 右脇に佩ふ若し副章たるときは左脇に佩ふ  
 勳三等旭日中綬章 喉下に佩ふ  
 勳四等旭日小綬章 左脇に佩ふ  
 勳五等雙光旭日章 全  
 勳六等單光旭日章 全  
 桐葉章と分て二とす  
 勳七等青色桐葉章 全



何ノ役モナサハルモノナリ軍隊ニ服  
 従ノ法ナクハミナナハラハト  
 ナリテ軍紀モナク上下モナクナリテ  
 軍隊トハ名ツク可キモノニ非ス故ニ  
 此ノ服従ノ法ハ陸軍ニ在テハ特ニ嚴  
 重ナルモノナリ今左ニ其法律ヲ掲ク  
 陸軍刑法第六十七條軍人命令ヲ下ス  
 可キ權アル者ノ命令ニ抗シ若クハ服  
 従セサル者敵前ニ在テハ死刑ニ處ス  
 軍中隨戰合圍ノ地ニ在テハ二年以上  
 五年以下ノ輕禁錮ニ處ス其他ノ地ニ  
 在テハ二年以上三年以下ノ輕禁錮ニ  
 處ス

**恭敬遵奉** ウヤマイシタカイト

此ノ恭敬遵奉スルト諒フト云フトハ

勳八等白色桐葉章 全  
 瑞寶章と分て八とす

勳一等瑞寶章 左肩より右脇に佩ふ

勳二等瑞寶章 右肋に佩ふ副章たるときは左肋に佩ふ

勳三等瑞寶章 喉下に佩

勳四等より勳八等瑞寶章に至る 左肋に佩ふ

實冠章と別て五とす 婦人の勳功あるものに賜ふ

勳一等より勳五等實冠章に至る

**記章ノ種類**

從軍記章 外征に従軍したる者に賜ふ

**憲法發布紀念章**

憲法發布の式場に列したる  
 長任以上の官員及府縣會議  
 長に賜ふ紀念章あり

**赤十字社記章**

赤十字社々員たるを表する  
 章標なり

以上の勳章及記章の佩用は其本人に止るものとす

**○陸軍禮式**

禮式は軍隊の秩序と正しくする爲めに設けられたる儀式なり故に之を行ふには内に恭敬の徳義と蓄

へ外に容儀と整へ禮意と表するものとす

禮式は其の人に對して行ふものに非ずして官職に對して行ふものなるを以て受禮者は毫も之を宥恕

するものに非ず

トカクニ混雜シテワカチカダキモノ  
 ナリ假令ハ茲ニ中隊長ノ外ヨリ事務  
 室ニ入り來ラレテ茶ヲモトメラルハ  
 トセンニ傍ニ當番卒ノアルニモカ、  
 ワラス軍曹ノ立テ之レヲ呈スル如キ  
 アラハ是レ諒ヒニシテ遵奉スルニ非  
 ス其分限ヲ守ラサルモノト云フヘン  
**公會** 新年宴會ソノ他夜會等  
 公會ノオハヤケノ會ヲ云フ  
**停年ノ新舊** 同シ兵卒ノ内ニモ二  
 キ分チアルモノナレハフルクヨリ入  
 等シタルモノニハアトヨリ入り兵  
 ハ之レヲ兄ニトモ師トモ  
 思ヒシクガフベキナリ  
**衛兵** 風紀倉庫等イロノ衛兵ア  
 リテソノヤクナツトメル兵ナ  
**巡察** 衛兵等ノツトメ方又ハ非常ナ  
 ドワイマンメノ爲メミマハリ  
 ノヤクナリ



衛兵巡察等ノヤクワツトメル時ハタ  
トハ我レヨリ下級ノモノト雖モ決テ  
之ヲアナトル可カラス

刑法八十三條軍人同等若クハ下等  
ノ者軍務ヲ行フニ當リ之レニ對シテ  
暴行ヲ爲ス者ハ三月以上四年以下ノ

輕禁錮ニ處ス其兵器若クハ兇器ヲ用  
フル者ハ重禁錮ニ處ストアリ又罵詈  
若シクハ侮慢スル者ハ十一日以上  
(哨兵ナレハ一月以上)一年以下ノ輕  
禁錮ニ處セラルモノナリ

理不理ヲ議ス下タルモノハ上タ  
ノヨシアシヲ云フエザルナリ若シ之  
レヲ違奉セテ誹謗スルモノハ一日以  
上三十日以下ノ重禁錮又ハ輕  
禁錮ニ處セラルモノナリ

命令不分明 其ノ命令ノワカラザ  
ルヲ其マツタヘル

### ○總則

軍人たる者は何れの時何れの場合と論せず上官に  
對しては必ず敬禮と行ひ同級は互に之と交換する  
ものとす

敬禮は定制の服装となせし人に行ふと正例とす然  
れども軍人單獨の敬禮は面識ある人に對しては其  
着服の如何と論せず成る可く之と行ふ可し

敬禮は階級の異なる人二人以上に對しては其最高  
級の人に相當する敬禮と行ふ可し  
軍隊、衛兵、歩哨の敬禮は晝間にあらざれば行ふこと

あし

時ハ誤リヲ生ス應答事理ヲ誤ル者ハ  
懲罰セラルモ以テ謹テ之ヲタツヌ  
ルハ妨ナシト云ヘトモナル可クハ問  
ヒカヤサハルヨウツトムヘン

翻語 クイチカウニテ前ニ上級ノ  
下級ノ上官ヨリ受ケタル命令ト後チニ  
オモムキ相違スルヲアレハ現場ニ  
ル上官ニ其由ヲ申シノヘシ上其ノ意  
ヲ受ケ行フ可シ斯ノ如ナレハ前ノ命  
令ノ履行セサルハ已ノ  
責ニアラザレバナリ

辨解 イヒラキスルノナリ此レ軍  
律ノ嚴ナルトコロニテ普通ナ  
レバ辨證士ナゾアリテヒトキヲ人  
ニタノムトモアレド軍人ハ服從ヲ以  
テツナキトメラレタル者ナレバ之レ  
ナ言トク如キアレンハ已ニ服從ノ法  
ニツムクヲ以テ一團人ノ條理ハ或ハ  
立アリト雖モ軍隊タル軍紀ハ維持  
スルヲ得ズ故ニ假令其ノ處罰ハ不  
當ナリト思フモ辨解スルヲ許サレザ  
ルナ

其筋ハ取扱上ノ一ヲ云フモノニシ  
テ若シ我屬スル所ノ上等兵ニシテ其  
ノ取扱上ニ不條理ナルアレハ他ノ

外總て 天皇皇后兩陛下に準し禮式と行ふ但之と  
行ふは公式の行装あるときに限る

皇族武官の職と奉し其職務執行の場合に在ては總  
て其武官相當の敬禮式に従ふ

海軍々人軍隊及和親諸國の陸海軍軍人軍隊には我  
陸軍軍人軍隊と同一の敬禮と行ふ可し



上等兵ニ訴ヘソレヨリ軍曹長ト云  
ガ如ク其筋ヲ以テ訴ヘ出ルモノトス

### 室内起居

室内ノ監視ハ中隊通番諸官ノ任スル  
トコロニシテ掃除等ハ當番卒ノナス  
ツトメナレトモ相タカセニチヲキ又  
ハ食事ナゾナストコロナレバツチニ  
見クルシクナキヨウ注意スルモノナ  
リ

諸器具ヲ汚シ者ハ其代價ヲ償フ  
ノミナラス尙水罰ヲ受ル  
アレバ心ヲ用ユベキナリ

懲罰令第廿五條官給ノ物件措置拭掃  
法ニ違フ者物件ヲ毀毀遺失若クハ汚  
損スル者ハ故意ト過失トチ分テ一日  
以上三十日以下ノ重懲倉又ハ輕懲倉

ニ處ス

### 銃ノ分解

官ヨリ給セラル、處ノ諸器具ハ其保  
存ニ心ヲ用ヒ町亭ニ取扱ハ勿論ノ  
ナレト殊ニ手銃ハ軍人ノ魂ヒニシテ  
一身國家ヲ保護スル器具ナレハ苟且  
ニモ疎漏ニス可キモノニ非ス射撃ノ  
巧拙ハ銃ノ手入ノ怠タルトシカラザ  
ルトニテ分レモノナレハ軍人トシテ  
等ツ可キナレバ心ヲ用ユ可キナリ

銃ノ重量 四吉魯瓦爾  
誤〇九七七

着剣ノ時ハ四吉魯瓦爾誤六八四二  
但シ銃床ノ木質ニヨリ少差アリ

銃ノ全長 一米突二七七五  
着剣ノ時ハ一米突七三  
七

監督衛生、獸醫、軍吏、軍樂各部の准士官以上及下士並  
雑卒諸職工等も亦各其階級に應じ陸軍禮式に従ふ  
但特に明文あるものは此限りにあらず

准士官及見習士官は士官と同一の禮式を行ふ可  
し  
士官候補生及陸軍諸生徒の敬禮は下士兵卒の法に  
同し

上等兵には下士と同一の敬禮を行ふ可し

### ○室内の敬禮

室内とは居室事務室應接所等と云ふ

室内に入るときは戶外に於て先づ帽を脱すへし但  
下士兵卒武器と手に持つときは此限りにあらず  
室内の敬禮は敬すへき人に對して正面し姿勢と正  
し其眼に注目して體の上部と少しく前に傾け若し  
帽と手に持つときは右手にて其前庇と摘み之と垂  
直に掲げ帽の内部と右股に對せしむ  
上官の居室に入るときは其席と距ると凡ろ五六步  
の所に於て敬禮を行ふ可し若し數名居るときは先  
づ其最高級の人に敬禮し次に他の一同に敬禮する  
ものとする其居室と去るときも亦同し



銃ノ重點 床尾ヨリ五十四珊知五

佛堂

一吉魯瓦蘭謀 我二百六十八刃余

全尺

一一米突 全三尺二寸九分余

全

一珊知米突 全三分二厘九余

銃ノ分解及結合ニ付テハ左ノ諸件ヲ

注意ス可シ

上帶下帶 ハ其ノ纏繞ニヨリ銃身

螺子 ハ総テ螺着シアルヲ要ス銃中

ルニ非レハ逆鉤尾筒ノ内部ニ充分挺

出セサルヨリ撃鐵ニ鉤スル確實ナラ

サルノ

恐アリ

照星 ハ之ヲ移動ス

ルヲ嚴禁トス

射撃前其他銃ヲ執ル毎ニ左ノ諸件ヲ

注意ス可シ

室内に於て上官より書類其他の物件を受け或は之

を呈するときは前項の法に據り敬禮を行ふの後適

宜に前進し帽を左脇に挟み右手を以て之を受け或

は之を呈す若し其場に於て披見を要すれば左手を

副て披見し直に之を收め舊位に復して再び敬禮を

行ひ退去す可し執銃するときは左手を以て之を受

け或は呈す(捧銃をなしたる)但し披見るときは銃を建

て體に托し右臂を以て之を支へ右手を副て披見し

又返簡若くは領證を受く可きときは舊位に復して

之を待つ(執銃せざる)

梁杖ハ其室ニ螺着シアル五回以上ク

ル

銃腔内ニ布片其他ノ物質殘留シアラ

サル

藥室ハ常に滑カニシテ其口部ニ起線

ヲ生セサル

抽筒子頭ノ室ハ常に清潔ナル

遊底駐銼ノ螺子ハ十分ニ螺着シアル

ル

抽筒子ノ頭ハ其溝底ヲ十分ニ離レテ

ル

尾筒圓筒及ヒ撃鐵ノ螺狀面ニハ十分

油ヲ滴ラシアル

撃鐵ト逆鉤ノ運動ニ滯滞ナキ

銃口、照星、照尺及ヒ遊底部ハ直接ニ

上官居室に来るときは椅子を離れて立ち敬禮を行

ふものとす而して其關係ある本人の外傍に在て事

務に服する者は一旦敬禮を行ふの後着席し各其事

に服し上官居室を去るとき復た敬禮を行ふ可し

同級又下級の者居室に來り敬禮を行ふときは同級

なれば一旦椅子を離れて敬禮し下級なれば其儘答

禮するものとす

室内に於て公事と談するときは下級の者は椅子を離

れて立ち姿勢を正す可し但上官許可すれば着席す

るも妨げなし



地上ニ觸レシム可カラズ  
 土砂及ヒ雪等ノ銃口内ニ入シトキハ  
 如何ナル場合ト雖モ掃除スルニアラ  
 サレハ發射ス可カラズ少シノゴミト  
 雖モ其レガ爲損傷ヲ來シ送ニ廢銃ト  
 ナスニ至ルヲアレハナリ  
 過ツテ銃ヲタラシ又ハツキアテタル  
 時ハ速ニ上等兵ニ報告シ検査ヲ受ク  
 可シ  
 射撃ニ用シ銃ハ鉛痕ノ銃腔中ニ殘ラ  
 サルヨウ掃除ス可シ鉛痕ハ白色ニシ  
 テ光輝アリト雖モ翌日ニ至レハ黑色  
 ニ變スルヲ以テミトメヤスシ故ニ翌  
 日モ再ヒ檢スヘシ

服装規則

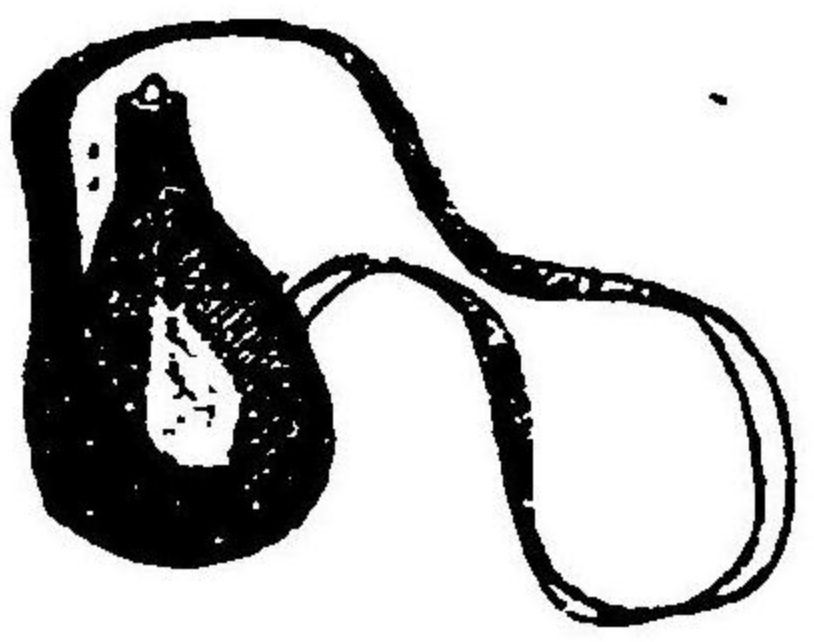
居室に將校來るときは其來る人上長官以上あれば  
 「列ニ」の令にて皆各自の定位(寢台の間ニ)に立ち更  
 に「直レ」の令にて姿勢と正す又士官なれば單に「直レ」  
 下士なれば「氣ヲ付ケ」の令にて其場に立ち姿勢と正  
 す可し  
 執銃しあるとき(准士官)の敬禮は士官以上には捧銃(見習士官)  
 同(亦)し下士上等兵(官候補生)も同し(士)には立銃して  
 姿勢と正す可し  
 ○室外の敬禮(廊下及庭園等モ)  
 室外の敬禮は舉手注目とす其法姿勢と正し右手と

槍ヲ被服器具ノ不潔ナルハ健康ヲ害  
 スルノ原因ナルノミナラス其ノ保存  
 期限ヲ短縮スルノ恐レアリ殊ニ軍人  
 ノ容儀ニ關係スルモノナレハ注意ヲ  
 加フ可キナリ  
 服裝ハ官階ノ秩序ヲ明ニスルモノナ  
 レハ服從敬禮等ニ關係ヲ及スヲ以テ  
 若シ法ニ違フ者ハ懲罰セラルヘモノ  
 ナリ  
 三大節 新年宴會一月五日新年ヲ  
 祝シ宴ヲ賜フ日ナリ紀元  
 節二月十一日神武天皇御即位ノ當日  
 ナリ天長節十一月三日長日ハ我天皇  
 陛下ノ御降誕日  
 ナリ觀兵式アリ

舉げ諸指と接して食指と中指と(中指)の前庇の右側に  
 當て掌と(たてまつる)稍外面(ヒトヤシユビ)に向け肘と肩(ひた)に齊くし受禮者の眼  
 又は敬す可きものに注目す  
 室外の敬禮は受禮者と遠隔し在るも其上官たるを  
 識別すれば必ず之と行ふ可し  
 停止し在るに方り上官其傍と通過するときは先つ  
 上官の方に面し敬禮と行ふ可し  
 停止し在る上官の許に至りしときは其上官と離る  
 凡る五六歩の所に於て停止し敬禮と行ふ可し  
 途上に於て 行幸行啓に遇ふときは前驅の稍前よ



水筒ノ圖



左肩ヨリ右脇ニ掛ケ後方ノ掛紐ヲ締  
メ置クモノトス

背囊ニ  
飯盒及  
豫備靴  
ヲ附着  
セシメ  
シテ圖

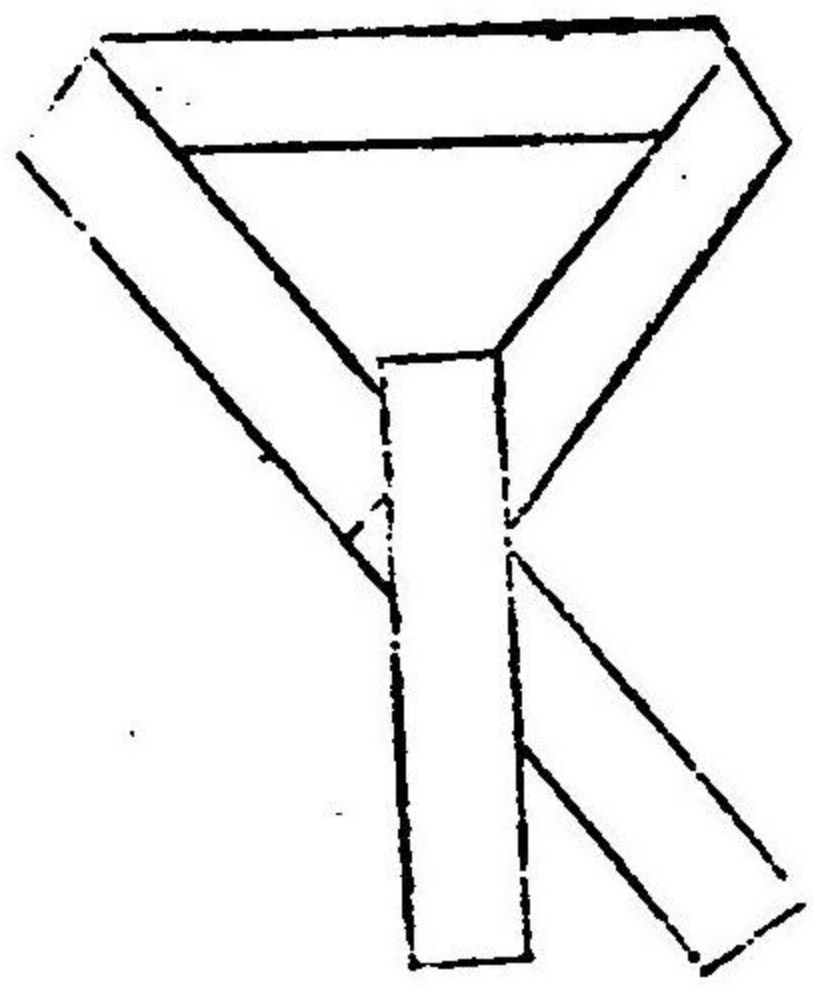


服装ノ注意

り道路の一侧に停止正面(乗馬は其儘乗車駕六歩前  
に近づくとき敬禮を行ひ六歩過ぎ去る迄此姿勢と  
保つ可し  
軍旗に行遇ひ又は其傍と通過するときは之に敬禮  
を行ふ可し但し軍旗に上覆と附したるときは此限  
にあらず  
上官の引率する軍隊に行遇ひ又は其傍と通過する  
ときは其隊長にのみ敬禮を行ひ其隊に注目す可し  
然れども儀仗隊の現に儀仗服務中のもの並に會葬  
の儀仗隊に對しては其隊長にも亦敬禮を行はす但

帽ヲ冠

左右又ハ後方ニ傾クトキ  
ハ後方ノ狀ヲ呈シ見タル  
シキモノナリ寧ロ少シク  
前ニ傾ク方ヲヨントス  
襟ハ左圖ノ如ク  
折ルモノトス



皺ヲ伸ス 両肩ニ皺ヲ生スルハ  
負重ニテ肩ヲ傷ムルノ  
恐アリ

脚絆ノ後部卷キアガリ腫脹ルハ  
脚絆ハ砂礫ノ靴内ニ入り足ヲ傷ス  
ルノ憂アリ

公務上

トイヘトモ自己ノアヤマ  
チヨリ生シタル者ハ一等

診斷

軍隊々列と解き休憩しあるときは軍人單獨の敬禮  
法に従ふものとす  
途上に於て儀仗隊と附したる軍人の葬式に行遇ひ  
又は其傍と通過するときは等級の如何と問はず其  
柩に對し敬禮を行ふへし但其死者己より上級あれ  
ば死者の等級に應ずる敬禮を行ふものとす  
乗車にて上官に遇ふときは乗車の儘姿勢と正し敬  
禮を行ふも妨げなし然れども其後方より來つて先  
に行ふんと欲するときは許可と請ひ然る後通過す  
へし



症トナスノカ  
キリニ非ス

休養室 ハ中隊ニ在リ入院ヲ要セ  
サル患者ノ休養スル室ナ  
リ

服藥飲食其他起臥ニ至ル迄醫官ノ差  
圖ヲ守ル可シ

入院患者ニ非スレテ藥劑ヲ受クル片

ハ其圖方書ヲ醫官ニ受ケ藥送ニ就テ  
領収スルモノトス

非常警報

軍備ハ何時ニテモ整ヘオカサル可ヲ  
サレハ隨テ待タサルナリ警報或ハ呼  
集等ノ時ハ迅速ニ出動スルヲ得ル  
コトヲ平素其心掛ケ尤モ肝要ナリ

休暇及外出

普通外出時間ハ朝食後ヨリ夕食前迄  
トス

褒賞休暇 ノ免許證ヲ得テ未ダ休  
暇セサル前又ハ休暇  
中懲罰ノ犯行アル者ハ其罰輕重ナ  
レハ休暇ヲ止メラレ若シ重懲罰ニ該  
ル者ハ免許證ヲモ收  
奪セラルモノナリ

若シ違警罪ノ犯行アルモノハ重懲罰  
ト同一ノ所分セラル

陸軍刑法或ハ法律規則ヲ犯シタルモ  
ノハ其所持スル免許証ハ悉皆沒收セ  
ラルモノトス

歸郷中發病ノ爲メ期日迄ニ歸郷シ難  
キモノハ本人又ハ親族ニ於テ左ノ願  
書ヲ差出スモノトス但シ市町村長ノ  
奥書印ヲ要ス

室外に於て上官より書類其他の物件を受け或は之  
と上官に呈するとき及命令諭告等と承り或は上官  
に陳述と爲すときは其法室内敬禮の法に同じ  
上官と同行するときは其左側或は後方に就くと禮  
とす

但誘導者は此限りにあらず

隊伍に列するときは何人に對するも上官の號令と  
受くるに非されは敬禮と行ふとなし但一時隊列と  
離れ在る者は軍人單獨の敬禮と行ふ  
軍旗及將校に行遇ひ又は其傍と通過するときは凡

ろ六歩前より姿勢と正し凡ろ三步の所に於て停止  
し頭と少しく軍旗又は受禮者の方に向け敬禮と行  
ふ可し下士上等兵に對するは停止するとなきと異  
なりとす

執銃しあるとき敬禮は室内に於けると同じ  
物件と提携し右手と舉ぐるとき能はさるとき若くは  
之と擔荷しあるときは軍旗及受禮者に對しては其  
儘停止し頭と少しく軍旗又は受禮者の方に向け注  
目して敬禮の意と表す可し又下士上等兵に對する  
ときは停止するとなきと異りとす



歸省延期願

何年徵兵歩兵隊號

何等卒 姓 名

右何月何日ヨリ賜暇ニ依リ歸省  
(旅行)仕リ何月何日歸省ノ旨ニ候  
處別紙醫師診斷書ノ通り發病仕困  
臥體仕候ニ付本日ヨリ向フ何日間  
歸省延期御聞届被下度此段奉願上  
候也

年號月日

本人又ハ親族

姓 名 印

歩兵第何聯隊長

陸軍歩兵大(中)佐姓名殿

請願休暇

ハ郷里ノ親族ヨリ左ノ  
書面ニ市(町)(村)(長)

將校の窓牖より外望しある前と通過するときは敬

禮と行ひ通過すへし之に反し己れ窓牖より外望し

あるとき將校其前と通過すれば亦之に敬禮と行ふ

へし

喇叭と携ふるとき敬禮は紐と頸に掛け右手の四

指と接し拇指と上にし喇叭の後身と前身と握り

接着管と右手の脈部に接し漏斗状の邊端と右腕骨

の下部に立て口管と右足尖の方向に一致せしめ之

と水平に保持し臂は自然に体に接着す

軍隊途步行進間は兩陛下に對するの外軍隊の敬禮

奥書體印ヲ得テ聯隊  
長ニ差出スモノトス

歸省願

何縣何郡何村番地職業

戸主(何男)(弟)

何年徵兵

姓 名

參兵隊號

年 月 日 生

右ノ者現今參兵何聯隊何中隊ニ服

役體在候處(母)某別紙醫師診斷

書ノ通り危篤症ニ罹リ候ニ付是非

共本人へ面會致度候間(父)母某

死亡候ニ付(性)復テ除キ十四日間

歸省御差許被下度此段奉願候也

年月日

父兄(疾病中ナレハ親族二名  
以上連署)

姓 名 印

と行はずと雖ども軍旗軍隊其他尊敬すべき人に行  
遇ひ又は衛兵の前と通過するときは隊中皆高聲に  
談話せず軍歌と止め煙管又は巻煙草と口より去り  
總て靜肅に歩行するを禮とす

○衛兵の敬禮

衛兵の諸衛兵は 兩陛下及左に列記する者に對し  
ては門外又は衛舎前に横隊に整列し銃と執り敬禮  
と行ふ可し

一 太皇太后、皇太后、陛下、皇太子、皇太子妃、皇太孫、皇  
太孫、妃殿下、其他、皇族、並、外國の、皇帝、皇后、陛下、皇



歩兵第何聯隊長

陸軍歩兵大(中)佐何某殿

前書ノ通り願出候ニ付奥印候也

市町村長 姓 名 印

外出 父母ノ訃音ニ接シ祭典ヲナス  
爲メ外出ヲ願フ時ハ左ノ願書  
ヲ中隊長ニ差出  
スモノトス

外出願

某儀

實父(母)去ル何月日病氣ニ依リ死  
去候旨國元ヨリ通知致來候ニ就テ  
ハ來ル何日何町何寺院ニ於テ祭典  
仕度候間同日朝食後ヨリ定時間迄  
外出御許可被成下度此段奉願候也

第何中隊等級

年月日 姓 名 印

族

- 一軍旗
- 一陸軍大臣參謀總長監軍及將官
- 一軍隊

衛成の諸衛兵は前項第三に掲ぐる諸官の葬式にも亦其柩に對し生前と同一の敬禮を行ふ可し  
風紀衛兵は 兩陛下及左に列記するもの其屯營門  
と出入するるとき衛舎前に整列し銃と執り敬禮を行  
ふ可し

一衛成諸衛兵の項第一第二第三第四に掲ぐる者

中隊長官姓名殿

父母ノ祭日ニ付出願ノキハ左ノ如シ

外出願

某儀

來ル何日亡父(母)ノ祭日ニ相當候  
ニ付何町何々寺ニ於テ祭典執行仕  
度候間定時間外出之儀御許可被成  
下度此段奉願候也

第何中隊等級

年月日 姓 名 印

中隊長官姓名殿

聯隊長及獨立大隊長ハ下士以下二四  
十八時間以内大隊長ハ二十四時間以  
内中隊長ハ下士二十二時間兵卒ニ二  
十四時間以内ノ臨時外出ヲ許可スル

一所屬、旅團長、の職に奉ずる大佐

一所屬、聯隊長、並に獨立及分屯の大隊長

凡て衛兵は下士以下の引率せる軍隊及武裝せざる  
部隊に對しては敬禮の爲めに整列するとなし

○歩哨の敬禮

步哨は衛成の步哨あると其他の步哨なるとに論る  
兩陛下及左に列記するものに對し敬禮を行ふ  
可し

一太皇太后、皇太后、陛下、皇太子、皇太子妃、皇太孫、皇  
太孫妃、殿下、其他皇族、並外國の皇帝、皇后、陛下、皇



ヲ得ルモノナリ  
外出ヲ爲スルハ公用ナル時ハ印章ヲ所持シ(定日ナレハ軍隊手帳)臨時ナレハ外出証ヲ携帯スルモノトス

門 鑑

二 寸

第 一 號  
○ 外 出 憑 許

イヤ田中

寸法全上ノ

第 二 號  
○ 公 用 證

裏面ハ軍隊號ヲ記ス

族

二軍族

三陸軍大臣、參謀總長、監軍及將官、上長官、士官

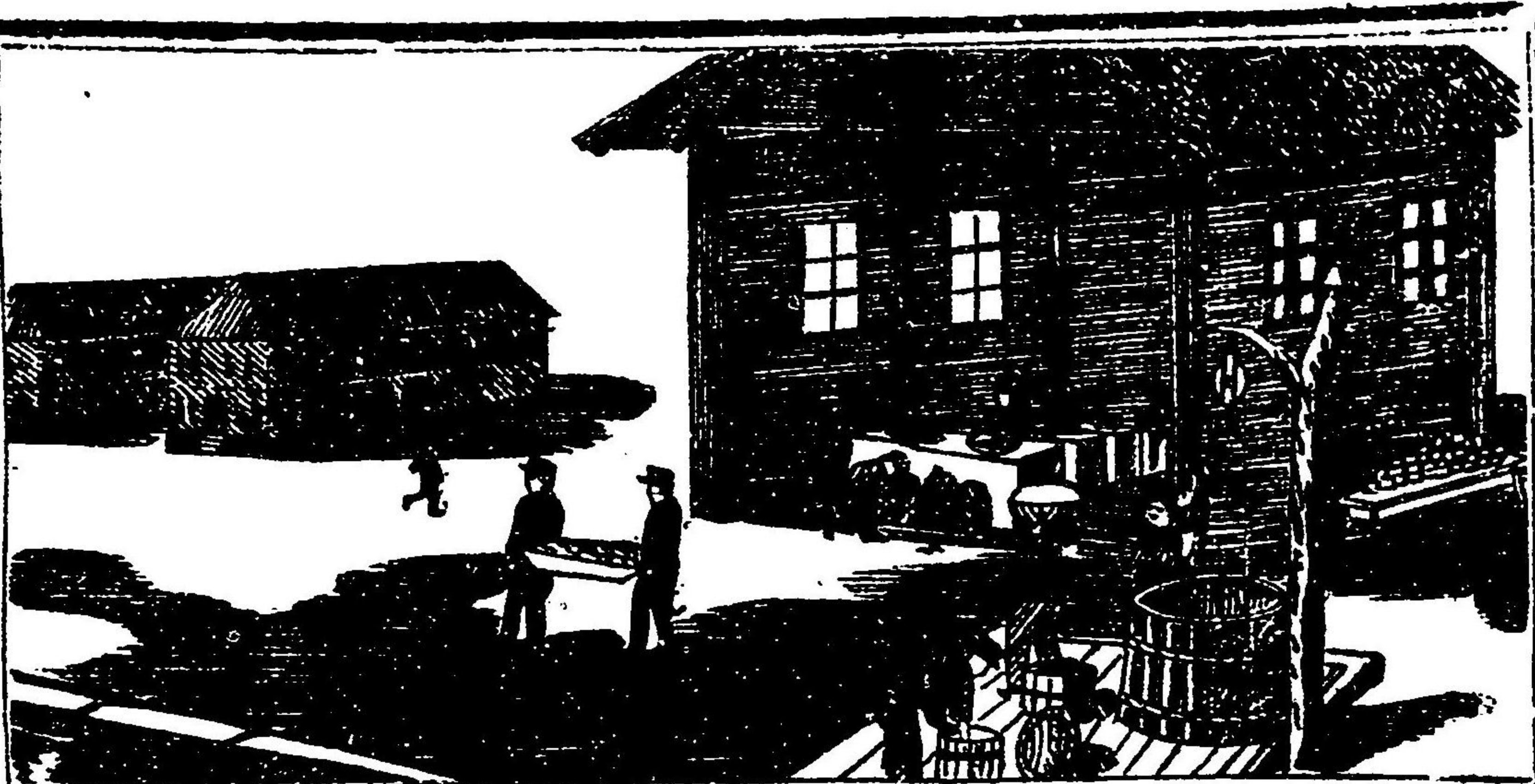
四大勳位及勳一等より勳六等に至る各種(實証)

勳章佩用者

五下士

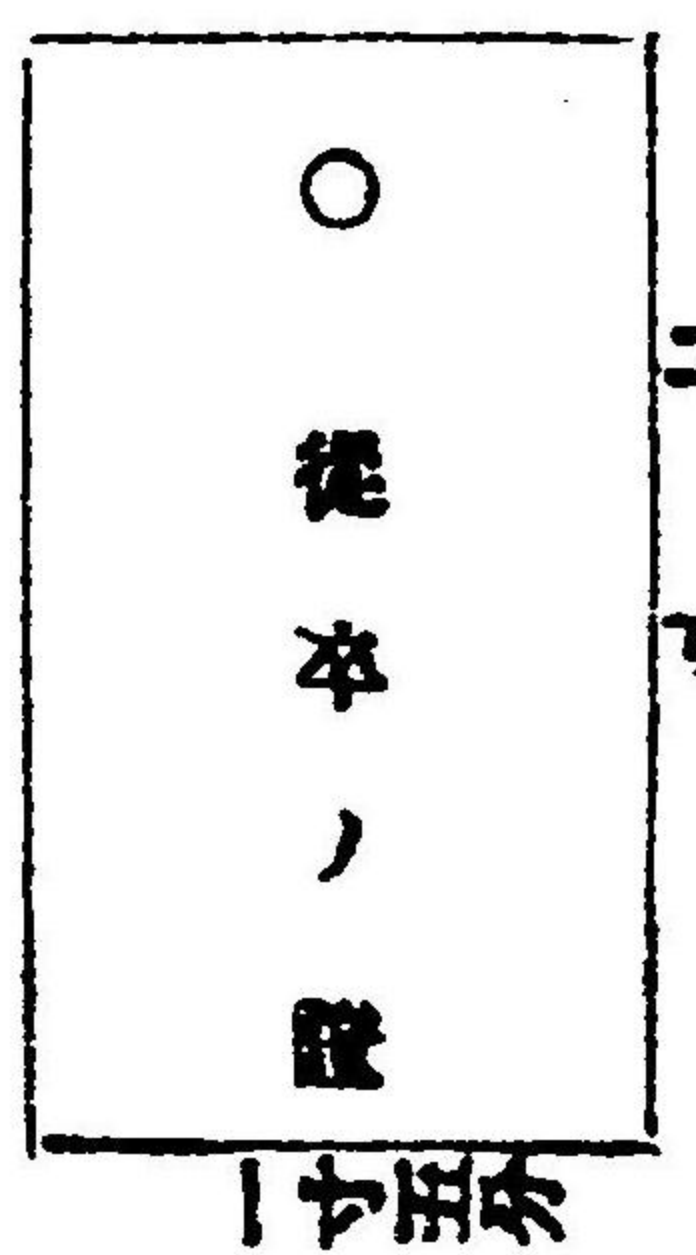
六勳七等及八等の各種勳章佩用者

但兩陛下及第一乃至第四に掲ぐるものに対しては、執統第五第六に掲ぐるものに對しては、執統の儀、姿勢と正し敬禮を行ふ可し



歩哨敬禮を行ふには其定位地に立ち(若し服内には必す之を出さず)受禮者凡ろ六歩前に來るとき敬禮の姿勢と執り之に注目し六歩過去る迄其姿勢と保つ可し  
複哨に在ては相互に注視し勉て同時に敬禮を行ふ可し  
歩哨の敬禮は晝間にあらされは行はさるの定規なりと雖とも其尊敬すべき人に對しては受禮者たる  
と識別すれば勉て敬禮を行ふ可し  
軍隊に對しては姿勢と正し其隊長にのみ階級相當の敬禮を行ふ可し





官舎ノ門  
寸法全上  
軍用ノ制服ノ印ス

儀仗隊と附したる軍人の威に對しては其死者の階級相當の敬禮と行ふ可し  
帶勳者にして其勳章に對する敬禮と官職に對する敬禮と相等しゝらざる者に對しては其重きに從て敬禮と行ふ可し  
但略綬と佩用するものに對しては執銃の儀姿勢と正しと正し敬禮と行ふ可し  
兵卒より敬禮と受くるときは執銃の儀姿勢と正し敬禮と行ふ可し

注意

給料

給料ハ毎十日間毎二下附セラル、モノナリ

懲罰

此ノ令ハ輕犯ニシテ管内ノ取締ニ關シ他ニカ、リ、ア、ヒ無キモノ、ヲ其長官限リ懲罰スルモノニシテ他ノ規則或ハ法律ニ關スルモノハ總テ其法律規則ニ從フモノナリ  
各隊長ハ其部下ノ軍人ニ對シ左ノ日數間ノ所分チ爲スチ得  
聯隊長ハ三十日以内ノ謹慎警告  
大隊長ハ士官二十日以内下士二十日以内兵卒二十三日以内  
中隊長ハ下士二十日以内兵卒二十

上官と對話するときは畏怯するところなく其言語は常に活潑にして單簡明亮確實あるへし  
儀仗兵は之と分て儀仗隊儀仗衛兵の二とす 兩陛下及高貴の人に供する軍隊なり

服從

服從は軍と治むるの基本にして上たる者の命に服し令に從と云ふ  
下たる者上たる者に服從するは階級と追ふて嚴重なるべし決して諛ふとなく各其分限と守り以て恭敬遵奉すへし



日以内

獨立ノ大隊長ハ聯隊長分遣中隊長

大隊長ト同一ノ權アルモノトス

職務 軍隊ハ規律ヲ以テ成立テアル

事ヲナス如キアレンハ

訓導 下士上等兵ハ兵卒ノ父兄ナリ

能ク之ヲ訓ヘ導キテ義務ヲ重シ

水火ノ内ト雖モ避ケサル加クナス可

キナリ若シ誤リ導ヒキナハ其害甚シ

遅緩 因循遲緩ハ軍隊ノ最モ忌ムト

ト云リ況ヤ上申下達ノ時日ヲ誤ル如

キアラバ命令行ハレス其害少ナカラ

ナル

計算 此ノ項ハ多ク會計官ヲ差シ

ハ彈丸ノ受授其他給養班長トノ關係

少シトセス注意

ス可キモノトス

軍人は同隊同科たると然らざると問はず一般の

勤務及公會に於ては停年の新舊に因て服従の法と

守ると恰も階級の上官に於けるの如くなるへし

衛兵又は巡察等の勤務中は下級の者と雖とも其職

掌の權あると以て上級の者に在ても勤務上に就て

は其權を犯す能はず

下たる者上たる者に對しては如何なること命せら

るゝも決して其當不當と論し理不理と議するを勿

れ

下たる者上たる者に對し其命令の原因主旨等と結

問するを許さず然れども其命令不明なるときは

謹て之を尋問するは妨げなし

茲に受くる所の命令と以前の命令と齟齬するときは

は其趣を申述し然る後之を行ふへし

犯罪ありて刑罰を蒙るときは假令不當と思ふとも

決して辨解するとなき必ず之に服従すへし

上たる者の取り扱ひ假令不條理と考ふるも決して

之を争ひ論するとなき徐に其筋を以て之を訴ふ

へし若し勤務中なれば勤務終りて後之を訴ふるも

のとす

命令 指揮命令ハ軍隊ノ命脈ノ通ス

ル所ナレハ若シ之ヲ誤ルハ

其害一軍ニ及モノナリ故ニ明瞭ニシ

テ發音ヲ以テセサル可カラズ

支給 調製或ハ運搬等ヲ誤ル時ハ常

ナリ殊ニ戰時等ニ在テハ爲

メニ大敗ヲ招ニ至ルナリ

職役 屯營ヲ潛出シ或ハ行軍等ノ際

隊ノ組織タル軍紀ヲ紊スモノタルヲ

以テ其罪重シトス此項ハ六日ニ過キ

ザルモノヲ

陸軍刑法第百十七條軍人擅ニ職役若

クハ屯營本隊ヲ離レ六日ヲ過クル者

ハ逃亡ト爲シ二月以上一年以下ノ輕

禁錮ニ處ス

戰時軍中若クハ合圍ノ地ニ在テハ三

日ヲ過タル者ハ逃亡ト爲シ六月以上



二年以下ノ輕禁錮ニ處ス

歸着 許可ヲ得テ他地方へ赴ク時ハ  
必ス定期ニ歸着セサル可カラ  
ス若シ歸着ノ期十日以内後レタル日  
ハ此ノ項ヲ以テ罰セラハト雖モ十日  
以上ニ及フハ刑法ニ係ルモノトス  
但シ戰時ハ五日限リトス

陸軍刑法等百六條軍人允許ヲ得テ他  
方ニ赴キ故ナク歸着ノ期ニ後レ十日  
ヲ過クル者ハ二月以上一年以下ノ輕  
禁錮ニ處ス

戰時ニ在テ五日ヲ過ル者ハ六月以上  
二年以下ノ輕禁錮ニ處ス

行軍 發程及ヒ乘艦ノ期ニ後レル如  
キハ命令ヲ悞トリタルヨリ生  
スルノ結果ナラ其  
罰ナカルヘカラス

召集 此項ハ歸休及豫備後備兵ノ爲  
メニ設アルモノニシテ其召集

ニ應セサルモノ  
ヲ罰スルナリ

受寄 他人ヨリ依託ヲ受ケタルモノ  
又ハ借用物ヲ其持主ノ承諾ヲ  
得ス賣却買入等ヲ爲スハ倍ニ背クモ  
ノナリ若シ普通刑法ニ觸ルハニ至テ  
ハ此ノ項ノ處分ス可キ限リニ非サル  
モ營内候リノ輕犯ヲ罰セラルヘナリ  
軍人タルモノ相互ニ貸財ノ貸借ヲサ  
クルヲヨシトス然ラサレバ爲メニハ  
ノ侮リヲ招キ或ハ職權ヲ辱シムルニ  
至ルヲアリ

普通刑法第三百九十五條受寄ノ財物  
借用物又ハ典物其他委託ヲ受ケタル  
金額物件ヲ消費シタルモノハ一月以  
上二年以下ノ重禁錮ニ處ス

擅用 官給ノ物品ヲ私事ニ擅用スル  
モノニシテ假令ハ官給ノ毛布

服従は我の陸海軍人のみならず外國と同盟すると  
きは其軍人に對して服従すると亦た同一なるへし

○上位に對する尊稱

尊稱とは下たる者上たる者に對し尊敬して稱呼す  
る言葉なり

天皇 皇后 皇太后に對し奉つりては 天皇陛下  
皇后陛下 皇太后陛下

皇太子には皇太子殿下 皇族には某親王殿下  
將官并に相當官に對しては何官閣下と云ひ上長官  
以下に在ては何官殿と云ふ

但職名と以て唱ふるも少將閣下或は大尉殿と云  
ふ

他人に對し上官の事と談ずるときは將官并に相當  
官に係はるときは某何官閣下と云ひ上長官以下に  
在ては某何官殿と云ふ

○室内起居

毎朝起床の號音にて兵卒は寢臺の前に起立し人員  
檢査と受け病氣の者は其趣と給養班長又は上等兵  
に申出つへし

衣袴は定式と守り正く着装しホック及鈕釦は外れ



ナ持出下宿等ニテ私用スル等ハ此ノ項ノ罰ヲ受ク可キモノナリ  
誹謗 命令ヲ背キ或ハ之レヲ誹謗スルハ陸軍刑法中ニ抗命違令ノ罪名アリテ其罰極テ重キモノナリ本項ハ只其ノ輕犯ニシテ刑法ニ係ラサルモノナリ

罵詈 上官ヲ敬シ部下ヲ愛撫シ同輩相和陸スルハ軍人ノ心トスル處ナリ然ルチ相罵リ相慢ル等ノ行違アルニ於テハ軍隊ノ和諧ヲ破ルモノナルチ以テ此項アル所以ナリ其ノ事重大ニシテ他ニ關係スル所アルハ刑法ノ條目ニ明

暴行 勇武ハ軍人ノ尚フ處ナリ然レ此ノ勇武ヲ誤用シテ暴行トナリ脅迫トナリ世人ノ厭忌ヲ來ス門往々之レ有テ戒ヲ加ヘサル可カラズ夫レ眞ノ勇武ハ愛敬ノ心ヨリ生スルモノナリ惟之レヲ敬シ之レヲ愛ス故ニ事ナキノ時ハ慈母ノ如シ若シ一旦事アリ其ノ愛敬スル處ニ逆フモノ有ルニ至テ確乎不赦ノ眞勇ヲ奮起スルモノナリ

拔劍 官給ノ器具ハ私事ニ擅用スル

ナリ殊ニ銃劍ノ如キハ濫リニ之ヲ弄揮ス可キモノニ非ス

酩酊 酒ハ固ヨリ飲テ禁セラレサル

アリト雖モ酩酊シテ事ヲ省セサルニ至テハ軍人タルノ容儀ヲ失シ世人ノ嗤笑ヲ招キ送ニハ後號ヲ汚スニ至ル可シ懲戒セサル可ケンヤ

詐僞 信義ハ軍人ノ最モ重スル處ナ

於テハ實ニ其身ノ信用ヲ失フ而已ニアラス故ニ小事ト雖モ其罰ナカル可カラス其所屬ノ重大ナルニ至テハ刑法ノ許サヘル所ナリ

疾病 此ノ項ハ前項ト同ク詐僞ニ涉

ヲ怠タルハ自カラ欺キ上

抗言 軍隊ハ服従ヲ以テ成リ立チテ

已レノ意志ヲ貫カント欲ス如キ固ヨリ許ス可キニアラス其所爲ノ輕重ニ依リ刑法ノ制裁ヲ免ルハチ得ス

さる様殊に注意すへし

但し勤務演習の外は脚絆は着せざるものとす

日朝點呼の後窓戸と開き毛布敷布と振ひ叮嚀に疊

みて寢臺の上に置き而して洗面の後武器と清拭し

被服と整頓すへし又午食後は毛布敷布と展へ臥床

の準備と爲し置くへし

當番卒は食事後直ちに食器と集め破損紛失等あき

や否と改め上等兵の差圖と待ち之と炊事係に返却

し然る后速に舍内の掃除と爲すへし

舍内掃除の後は一切不潔あらざる様注意すへし且

つ物品と亂雑にし或は所定の外に持行く可あらず

日朝點呼より日夕點呼迄の間は決して寢臺に就く

と許さゝるのみならず之れに腰と掛くるも禁す然

れとも衛兵下番の者或は暑中午後午膳と許された

るとき及ひ其他聯隊長より特に許可せられたると

きは此限にあらす

吟歌及高聲雜談するも禁す殊に喫食中は靜肅なる

へし

喫煙は舍内定めある外に於てするも禁す且舍外と

雖とも火藥彈藥薪炭庫等の如き火害の恐れある近

二六六



曲庇 他人ノ罪ヲ庇護シテ友誼ト誤  
信スル者アリ是レ私ヲ以テ公  
ヲ隱スルモノナリ然リト雖モ他人ノ  
隱私ヲ許キ以テ直トナスニ至テハ德  
義ヲ害スルモノト云フ可シ此項ハ告  
發上申セサルヲ以テ罰スルニ非ス其  
罪ヲ曲庇シテ已チ欺キ上官  
ヲ罔ヒルモノヲ罰スルナリ

期後 軍隊ハ國家ノ警備ニ任セラル  
後レ或ハ勤務ヲ缺ク如キアリテハ  
何ノ用ヲナササルナリ夫レ非テ呼集  
等ニ際シテ出場ニ後ルハ是レ平素  
携帶品等ノ整頓シテラサルカ爲ナリ  
豈懲罰セザ  
ルヲ得ンヤ

服装 軍人ハ容儀ヲ正シクセサル可  
カラス服装ハ容儀ノ嚴肅ヲ表  
裝スルノ具ナリ官階ノ秩序ヲ正スノ  
章ナレハ其ノ法ニ違ヒ着裝ヲ誤ル如  
キアレハ其罰ナ  
カルヘクンヤ

禮節 人トシテ禮ナケレハ禽獸ニ通  
シトハ故人ノ格言ナリ況ヤ陸  
軍禮式ハ官職ニ對シテ行フ所ノ禮ニ  
シテ官職ハ 陛下ノ授ケ給フ處ノモ

ノナリ若シ之レヲシモ侮慢スルニ  
至テハ國家ノ罪人ト云テ可ナリ  
措置 官給ノ物件ハ其ノ措置拭拂等  
ノナリ若シ之レヲ其ノ道ヲ可キ處ニ  
置カス手入レ爲ス可キ時ニ爲サハル  
時ハ規則ニ背キタルヨリ不整頓ヲ來  
シ至急ノ出場ニ期ニ後レ又ハ物品ニ  
損傷ヲ生シ其用ヲ爲サハル  
ニ至ル可シ懲ササルヲ得ス

誤毀 此項ハ過チヨリ出タルノ罪ナ  
スレハ必ス注意ノ足ラサルヨリ起ル  
モノナリ官給ノ物品ハ夫レノ定期  
ノ存スルアルヲ以テ其取扱不注意ニ  
シテ滅漏ナル時ハ保存期限ヲ短縮ス  
ルノ恐レアリ故ニ不問  
ニ付スルヲ得サルナリ

失言 失言通語ハ侮慢心ヨリ生スル  
モノニシテ粗忽トノミハ云ヒ  
難シ故ニ之レヲ罰セサレハ迷ニハ事  
理ヲ誤ルヨリ罵詈トナリ暴行トナリ  
軍隊ノ秩序ヲ紊  
スニ至ル可シ

態度 軍人ノ態度ハ嚴肅ナラサル可  
カラス然レ兵卒ナルモノハ

傍に於てゐすへゐらす

窓に於ては掛、寝臺、煖爐、其他備付の諸器具と汚し或は之  
と傷くへゐらす

窓に物品と乾し又は之れより物品と投棄する等と  
禁す

武器及諸物品の掃除は定規外の所に於て爲すへゐ  
らす

燈火は他所に持行くことと禁す廊下及週番士官室の  
外は消燈號音にて消燈すへし

但し願濟の分は此限りに非す

煖爐は妄に蓋と取り炭酸氣と漏らすへゐらす蓋し  
衛生に害あればあり

窓戸と開くときは上下七分三分に明け若くは左右  
に開き又た閉つるときは間隙なき様注意すへし

營内に於て私に鳥獸と飼ふへゐらす

私物は風紀と害せざる限りは之れと置くも防けな  
し

食事後及點呼後は通常命令下達の時機なると以て  
勉めて離散すると勿れ

武器被服裝置方の正不正は常に己の端正なると放



元農工商ノ別ナク徵果セラレタルヲ以テ商人ハ商人ノ風アリ農ノ風アリテ之レヲ矯正スルハ容易ノワザニ非スト雖モ幸ニシテ我國ニ於テハ昔ヨリ大和魂ナルモノ在テ相傳ヘ來レリ是レ所謂武士ハ喰スモ高擧枝ト云語ヲ産出セルモノニシテ軍人ノ態度ニ矯正スル風強ノ其材ナリ農タリ商タル時ハ朱纒ノ利ヲ争フト雖モ一旦軍人トナツテ入隊ナシタルモノニシテ態度ヲ失モノハ蓋シ少シト云フナ得可シ然レモ聖勅ニモ傳染病ノ如ク蔓延セシメ懼レ給フノ語アルニ於テハ我臣民タルモノ相互ニ矯正シテ少數タリトモ失態者ヲ撲滅セサル可ケンヤ

**刑法**  
軍隊ハ國家ニ對シ最大ノ責任ト義務

肆あると明示するのみならず定則と守らざるの心と表はするのあり  
武器被服は毎に不時の使用に供するの準備なるへあらず是故に整頓しあらされは俄然の急に應し難あるへし  
總て不清潔は健康と害し紀律と紊すの源因となる故に室内及身体は殊に清潔ならざるへあらず  
室内又は廊下に痰と吐き妄りに臭氣と帶ふる物品と掛置くへあらず  
大小便は厠の外に於て爲す可あらず

トチ負フモノナレハ其軍紀ヲ堅固ニシ上下ノ分ヲ明ニシ以テ國家ノ干城ヲラシメンカ爲メ特ニ嚴律ヲ設ケラレタルモノニシテ其所爲假令惡意ニ出スト雖モ軍隊ニ在テハ大害トナル事アリ故ニ別ニ陸軍刑法ヲ立ラシタルモノニシテ軍人タルモノハ常ニ注意ス可キモノナリ

**死刑**ハ 銃殺セラル

**徒刑**ハ 高地ニ發遣シ定役ニ服スルモノトス但シ有期徒刑ハ十二年以上十五年以下トナス

**流刑**ハ 島地ノ獄ニ幽閉シ定役ニ以上十五年以下トナス

**懲役**ハ 懲役場ニ入レ定役ニ服ス但シ重懲役ハ九年以上十

無用の者炊事場洗濯場浴室等へ行く可あらず  
室内に入るときは必ず靴の泥と掃ふへし  
頭髮及爪の長さは軍人の容儀と健康とに關するを以て之れと短くすへし  
衣袴及襦袢袴下は時々洗濯し不潔ならざるとに注意すへし

○銃の分解及結合

第一 銃口栓  
第二 銃劍  
第三 負革



一年以上以下懲役ハ六年以上八年以下トナス

禁獄ハ 獄ニ入レ定役ニ服セス但年以下輕禁獄ハ六年以上八年以下トナス

禁錮ハ 禁錮ニ入レ重禁錮ハ定服セス禁錮ハ輕重ニカ、ワラス十一日以上五年以下トナス

附加刑ハ 重罪ノ刑ニ處セラレタヘテ罰セラルルモノナリ

剝奪公權ハ 左ノ權理ヲハ 國民ノ權 官吏トナル權 勳章年

金位紀實勳章ヲ有スルノ權 外國ノ勳章ヲ佩用スル權 兵籍ニ

入ルノ權 裁判所ニ於テ證人トナルノ權 役見人トナルノ權 分産

第四 藥杖

銃ヲ立て之れト脱ス但藥杖固着して旋脱し難きときは其頭部孔内に轉螺器の一端ヲ入れ回轉して之ト脱出ス

第五 遊底の駐栓

(十三年式に在ては遊底駐坐銃ト平面上に置き銃身ト右方に向け轉螺器ト以て之れト旋脱ス(十三年式に在ては駐螺子ト脱して駐坐ト取る)

第六 遊底

銃ト平面上に置き銃身ト上へにし右手にて槓

等ノ管財人トナリ又ハ會社及共有財産ヲ管理スルノ權 學校長教師 學堂トナルノ權

剝奪官ハ 輕罪ニ任テハ剝奪ニ宣告シテ將校ノ官ヲ剝奪スルヲ云下士上等兵等罪ヲ犯シ將校ニ任テ

剝奪ヲ附加スルノ刑ニ該ルハ剝奪ニ宣告ヲ用ヒス 其官職ヲ失フ

下士上等兵ニシテ禁錮ノ處刑ニ依リ其官職ヲ失フト雖モ兵役ヲ除クナ

シ 歸休準備及後備兵ハ召集中ノ外ハ軍律ニ依テ處斷セラル、トナシ但シ軍

律ニ特例アル者ハ此限ニアラス 反亂 軍人千城タルノ任ニ背キ亂

ヲ成シ國ニ背キ敵ニ與ミシ 反亂ヲナスノ罪ナ云フ 其目凡左ノ如シ

桿ト起し少しく後方に引き左手にて引金ト壓し右手にて遊底の後部ト握り其拇指ト抽筒子に添へ後方に引きて之ト脱ス

第七 用心金

銃ト平面上に置き左手ト以て用心金ト保持し銃尾前駐螺子と共に脱し而して後ち後駐螺子ト旋脱ス(十三年式に在ては銃ト立て螺子ト脱し用心金ト取り次に銃尾兩駐螺子ト脱ス)

第八 銃尾の兩駐螺

第九 上帶



- 一 軍人黨ヲ結ヒ擅ニ兵器ヲ執リ反亂ヲ爲ス者
- 二 反亂ヲ爲スルヲ謀リ物品ヲ劫掠スル者
- 三 鎮撫ノ官吏ヲ殺ス者
- 四 軍人敵ヲ利スル爲メ軍需ノ物品ヲ敵ニ付スル者
- 五 敵ヲ利スル爲メ叫呼喧嘩シ若シテハ違言飛語ヲ爲ス者
- 抗命 總テ命令ヲ下ス可キ權アル者ニ抗シ命令ニ從ハス以テ軍隊ノ命脈ヲ沮格スルノ罪ヲ云フ
- 暴行 強ナリ威ヲ弄シ兇暴ニ及フノ罪ヲ云フ其犯目左ノ如シ
- 一 上官ニ對スル暴行
- 二 哨兵ニ對スル暴行

銃ヲ立て銃身ヲ前方に向け駐栓ヲ抜き螺子ヲ緩め上帯ヲ脱す

第十 下帯 (十三年式には駐栓あり)

銃ヲ立て銃身ヲ前方に向け螺子ヲ緩め下帯ヲ脱す (十三年式に在ては充分螺子ヲ緩め駐栓ヲ避て之ヲ脱す)

第十一 銃身

銃把ヲ左の腋下に挟み銃身ヲ下方に向け左手にて照尺の下部ヲ支へ右手にて坐鐵の前部ヲ叩き之ヲ脱す

- 三 同等若クハ下等ノ者軍務ヲ行フニ當リ之ニ對スル暴行
- 四 多衆相集リテ暴行ヲナス者
- 五 多衆結合シテ相闘スル者
- 六 俘虜降人ヲ劫迫シ若クハ暴行脅迫ヲ以テ逃走ヲ助ケル者
- 七 戰場ニ於テ創傷人ノ衣服財物ヲ褫奪スル者
- 八 軍用ノ工廠船舶軍需ノ物品ヲ貯蔵スル倉庫若クハ現ニ戦闘ノ用ニ供スル家屋橋樑橋梁瀛車電線ヲ毀壞スル者
- 九 敵前軍中若クハ臨戰合圍ノ地ニ於テ火ヲ放チ露積スル所ノ兵器彈藥軍糧陣營具被服ヲ燒

遊底分解の順序

第一 抽筒子

第二 塞口螺子

左手にて遊底ヲ持ち撃鐵ヲ左方に回轉し置き之ヲ脱す

第三 撃莖

左手にて遊底ヲ握り撃鐵ヲ後方にふるし槓杆ヲ下にして食指と中指の間に挟み拇指と圓筒に添へて押し槓杆頭ヲ物に托し轉螺器の小尖端ヲ以て撃莖の孔中より發條ヲ強く壓縮して其



毀スル者

十 兵器彈藥軍糧陣具被服ヲ棄毀シ若クハ軍用ノ馬疋ヲ殺傷スル者

十一 哨兵妄リニ銃砲ヲ發スル者

抗命暴行ハ二人以上逃亡ハ四人以上俱ニ罪ヲ犯スハ刑ヲ重クセラレ首魁ハ殊ニ嚴刑ニ處セラル、モノナリ若シ暴行犯ニ在テ兵器ヲ用ル者ハ死刑ニ處セラル、モノナリ

侮辱 上官其他特異ノ職務ニ從事スル者ヲ罵詈侮辱スルノ罪ヲ云フ其ノ目左ノ如シ

- 一 上官ヲ罵詈侮辱スルモノ
- 二 文書圖畫ヲ流布シ若クハ多衆

孔中より脱し然る後ち右手にて擊莖を旋回しつゝ後方に引きて脱出す

第四 擊鐵及駐脚

左手にて擊鐵をもち右手にて擊莖を旋回しつゝ後方に引きて脱し然る後ち駐脚を取る

第五 擊莖發條

遊底を平面に置き槓杆を上へに向け左手にて保持し轉螺器の小尖端を以て槓杆の上部より發條を壓して之を脱す時として發條の端肢遊底の内部に支へらるゝとあり然るときは擊莖

ヲ會シ演說ヲナシ上官ノ誹毀スルモノ

三 哨兵ヲ罵詈侮辱スル者

四 同等若クハ下等ノ者軍務ヲ行フニ當リ之ニ對シ罵詈侮辱スル者

違令 法令紀律ニ違背シ軍隊ノ綱紀ヲ亂シタル罪ヲ云フ其目左ノ如シ

- 一 哨兵ニ對シ哨令ヲ犯ス者
- 二 擅ニ哨兵ヲ變更シ若クハ之ニ違フ者
- 三 哨兵擅ニ其守地ヲ離ル者
- 四 哨兵睡眠若クハ酩酊シテ事ヲ省セサル者

と圓筒中に入れ推して之を脱す遊底のみを分解するには前二項の手續を爲すへし

○結合

分解する處の諸器具は順序正しく併列し置き之を結合するには分解と反對の順序を以てす但し左の諸件に注意するを要す

- 一 擊莖發條を其室に納むるには遊底を平面上に置き槓杆を下にして左手にて保持し發條の長肢を前方にゐし轉螺器の小尖端を以て之を壓縮し全く其室に入れ圓筒内部に突出



五 現ニ軍務ニ服シ擅ニ其地ヲ離ルルモノ

六 戰時軍中若クハ合圍ノ地ニ在テ急呼ノ號報アル時放テテ來會セサルモノ

七 允許ヲ得テ他方ニ赴キ故ナク歸營ノ期ニ後レ平時ニ在テハ十日戰時ニ在テハ五日ヲ過ル者

八 歸休兵及ヒ豫備後備ノ軍籍ニ在ル者故ナク召集ノ期ニ後レ平時ニ在テハ十日戰時ニ在テハ五日ヲ過タル者

九 反亂ノ罪ヲ犯サントスル者アルヲ知テ申告セサル者

十 政治ニ關スル事項ヲ上書建白

せざるに至らしむへし

二 擊莖發條と擊莖に鈎するには擊鐵と下し擊莖と旋回して其方孔と發條の長肢に正對せしめ然る後ち槓杆頭より發條と壓して擊莖に鈎せしむへし

注意

坐鐵逆鈎發條及ひ引金は士官の許可と得るにあらざれば決して之れと分解すへららず

其他明文なきものは決して分解すへららず

但士官の命令あるときは此限りに非ず

シ又ハ講談論說シ若クハ文書ヲ以テ廣告スル者

十一 敵前軍中若クハ合圍ノ地ニ在テ造言飛語ヲ爲ス者

十二 俘虜降人ヲ逃走セシムル者

十三 俘虜降人ヲ逃走セシムル爲メ兵器其他ノ器具ヲ給與シ若クハ逃走ノ方法ヲ指示スルモノ

十四 俘虜降人ヲ看守若クハ護送シ懈怠ニ因リ其逃走ヲ致ス者

十五 逃走ノ俘虜降人タルヲ知テ之ヲ藏匿シ若クハ隱避セシムル者

逃亡 役ヲ厭ヒ離テ避ケ國家保護ノ責任ニ負クノ罪ヲ云フ其目左

拭淨法

銃身と掃拭するには染烘したる黒色の剝けさる様意と用ひ軟ある布片にて之と拭ひ僅るに脂と塗る可し

發射後銃と拭淨するには先つ遊底と脱し藥杖の一端に洗管と螺着し(洗矢を用ゆ)之れに軟ある小布片と通し水に濕して絞り然る後銃身と下にし藥杖と銃口より送入し銃床及ひ逆鈎に水の觸れさるとに注意し上下數回して屢々其布片と洗ひ絞りて全く渣滓の盡ら迄之と拭ひ後ち乾きた



如

- 一 軍人擅ニ職務若クハ屯營本隊ヲ離レ六日ヲ過クル者
  - 二 敵前ニ在テ前項ノ所爲ヲナス者
  - 三 敵ニ降ル者
- 詐譎 信任ヲ缺キ利ヲ營ミ非ヲ飾リ罪ヲ蔽ヒ私ニ循ヒ公ヲ忘ルハ等縁テ自ラ欺キ官ヲ罔ヒ因テ害ヲ軍隊ニ來スノ罪ヲ云フ其目左ノ如シ
- 一 斥候偵察ノ命ヲ受ケ報告ヲ偽ハリ若クハ傳令使命令ヲ詐リ傳フル者
  - 二 疾病ヲ作爲シ身体ヲ毀傷シ兵役ヲ免ル、イテ圖ル者

る布片にて濕氣と拭ひ次に脂の染みたる布片と以て腔中と拭ふへし

銃と分解して銃腔と洗淨するときには銃身と脱し銃口と水中に入れ方窓と下に向け尾筒より槩杖と送入し上下數回し全く渣滓の盡くるに及んで銃口と下にし水と滴らし前の如く拭ふへし

但し別命なければ分解すへららず

遊底は通常外面より之れと拭ふへし若し要するときは上等兵の目前に於て之と分解し其内部は軟ある木片と以て掃除す

右ニ列記スル處ノ犯目ハ兵卒ノ記憶戒慎スヘキ項ヲ摘舉シタルモノナリ

衛兵

衛兵ハ 平時ノ警戒ニソナヘル兵ニシテ事アルハ直ニ之ニ應スルノ勤務ナルヲ以テ武裝ヲナシ官舎中ニ附屬品ヲ納メ糧糈ノ場所ヲ守衛スルモノナレハ日々守衛兵交代ノ時ハ共ニ整列武裝ノ検査ヲ受クルモノナリ

控兵ハ 翌日衛兵ノ任務ヲ受タルモノニシテ非常時ノ際ハ他兵ヨリ先ニ守地ニ發進セラルル或ハ斥候等ノ勤務ニ充ラルルモノナリ

巡察ハ 晝夜巡下稱シ晝夜各守

銃兵

銃床は乾きたる布片と以て磨擦し后「テレベン」油の染みたる布にて拭ひ置くを良とす但し鐵部に及ばすと勿れ

磨擦する部分は適宜に之れに油と滴らし使用す可し鏽錆と生したるときは其染烘せる部分は油布片にて之れと拭ひ否らざる部分は磨粉と以て磨くへし但し眞鍮類は乾きたる布片にて拭ふのみ

銃剣は劍身、劍柄、及鞘の三部より成る

劍身は背刃、兩刃、莖とす

劍柄は柄頭、柄木、鐔とす



荷地ヲ巡邏スルモノナリ  
但シ士官ハ馬車ヲ乗ルモノトス



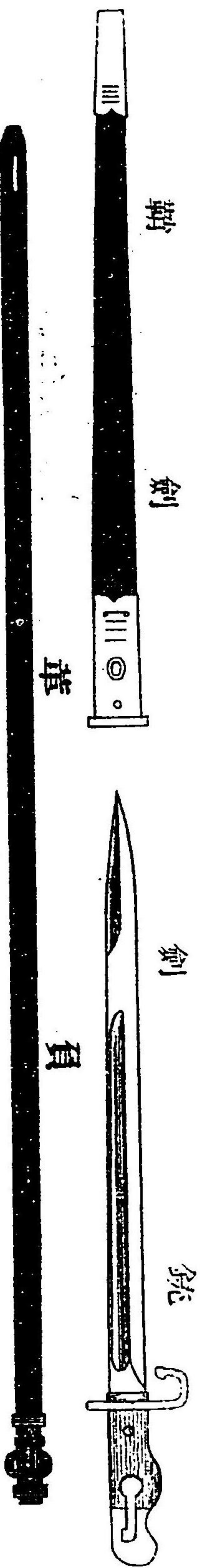
精ハ鹽銚彈鎖子鎗とす  
以上は之れヲ分解するとなく革部は光澤油鐵部  
ハ磨粉と油布片とヲ以テ拭淨し乃部は決して砥  
石に附すへゐらす  
分解檢査の時其の器具併列法は左圖の如し

鞘

劍

劍

銃



革

具

杖

槩



遊底駐鉗

銃尾螺子

銃尾螺子

用心金

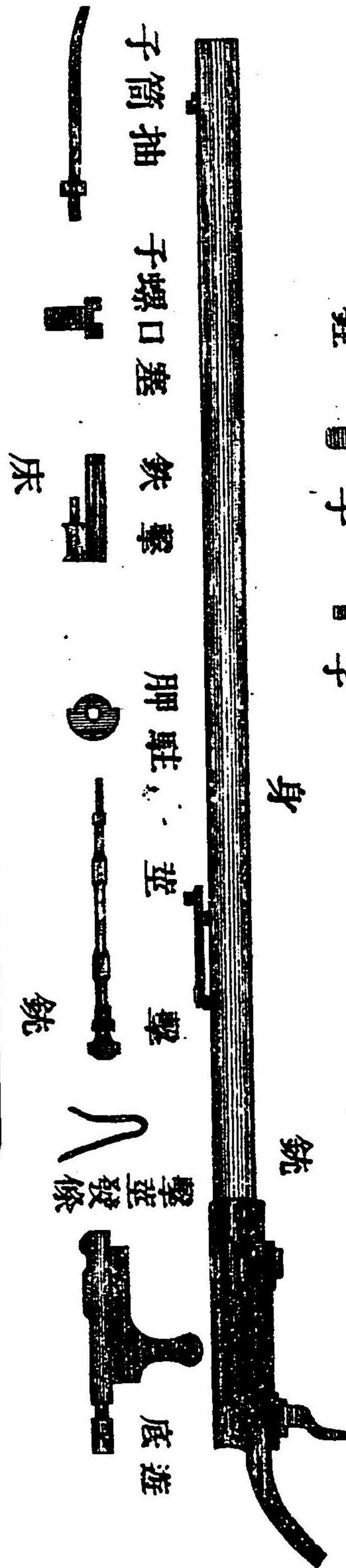
目釘螺子

上帶

下帶

身

銃



子筒抽

子螺口塞

鉄擊

脚駐

逆

擊

擊逆發條

底遊

床

銃

擊逆發條

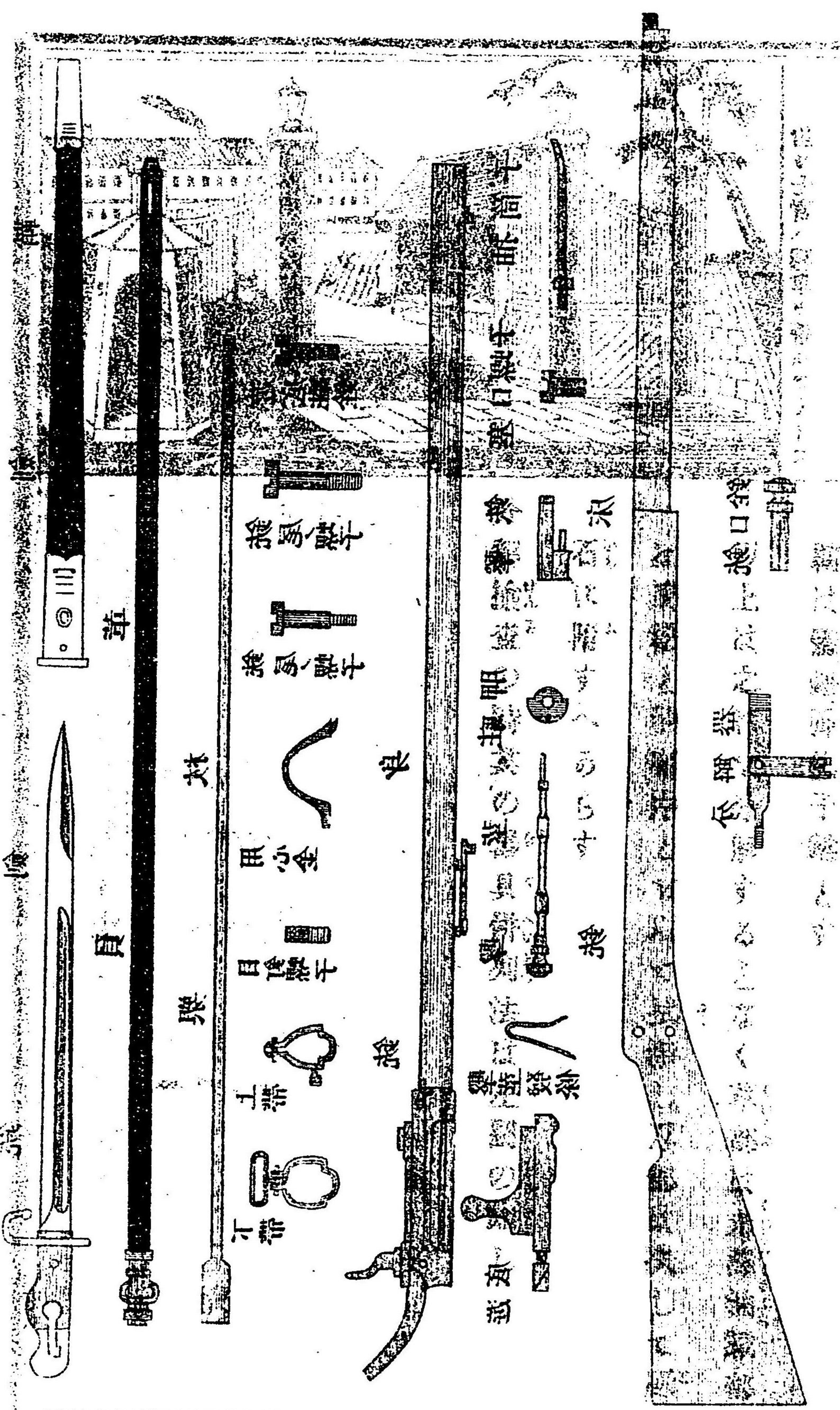
底遊



銃口銃

器解分





頭巾ハ 音聲ノ聞ヘザル  
ノ恐レアリ

歩哨ハ耳目ヲ働カシテ常ニ警戒ヲナス  
モノナリ故ニ頭巾ヲ用ユルハ其聲  
ノ聴取リカクキヲアリ又雨フリ等ニ  
テ哨舎内ニ在ルハト雖モ若シ警戒ヲ  
要スルハ或ハ敬禮ヲ行フハ必ス出  
ルモノナリ併シナカラ敬禮ヲ行フ爲  
メニ警戒ヲ怠ル如キハハユルサレサ  
ルナリ

哨歩掛ハ 衛兵上等兵ノ  
任務ナリ

歩哨掛リハ歩哨ノ交代ヲ掌リ且其服  
裝ヲ正シ其場所ノ守則ヲ熟知シ  
兵卒ヲシテ嚴重ニ守ラシムルヲ任ト  
ス但シ衛舎等ノ清潔保存モ監視スル

○服装規則

服装は正装軍装略装の三種に区分す  
正装は第一種帽に前立衣袴下襟靴と着し脚絆と袴  
の下に穿ち背囊には外蓋と脚絆状に附着するもの  
にして此服装は三大師及陸軍始其他儀式ある場合に  
用ゆるものとす

軍装の着装は第一種帽(前立)或は第二種帽  
と用ひ脚絆と袴上にし水筒と携帶し背囊には飯盒  
及び豫備靴と附着す其他は正装に異なるなし此の  
服装は戦時或は非常の出兵軍隊諸勤務野營其他廉



モノナリ

交代ハ 左ノ法ニヨ  
ルモノナリ

歩哨ノ配置ハ第一ノ故參ノ者ヲ銃前  
哨トシ第二ハ最遠ノ守地トシ逐次衛  
舎ノ方ヘ配置スルモノナリ故ニ其ノ  
交代ノ順序モ銃前哨ヲ始メトシ最遠  
地ヲ第二トシ逐次衛舎ノ近傍ニ及フ  
モノナリ  
交代ハ歩哨掛ノ指揮ニ從ヒ其交代ス  
可キ歩哨ノ處ニ至リ其左ニ列シ歩哨  
掛リノ下ス「右左捧ケ銃」ノ號令ニテ  
新舊兩歩哨相對シテ捧銃ヲ爲シ下番  
ノ歩哨ヨリ守則其他發生セシ事件ヲ  
聞知シテ交代シ下番ノ歩哨ハ交代ノ  
後其交代兵ノ後尾ニ就テ行進ス

立たる野外演習等に用ゆ

略装は第一種帽及び水筒、飯盒、豫備靴と用ひさるゝ  
軍装に異なるのみにして公私の別なく平常用る處  
の服装なり

夏衣は炎暑の節に用ゆる略装なりと雖とも時とし  
て平時の軍装に代用せしめらるゝとあり又夏袴は何  
れの服装にも代用し得るものとす

○服装の注意

帽と冠るには左右又は後方に傾るゝ様正しく冠  
る可し隊伍に列する時は必ず紐と頤に掛くるもの

交代全ク終リ衛舎前ニ還リ解散スレ  
ハ叮嚀ニ銃ヲ拭淨シ正シク銃架ニ掛  
置クモノトス

歩哨服務時間ハ普通二時間トス然レ  
トモ時候又ハ形勢ニ由リ一時毎ニ交  
代スルアリ

守則ハ 勤務上ノ規則ナリミタリ  
ニ他人ニ語り又ハ受ク可  
キモノ  
ニ非ス

哨舎内 歩哨ハ哨舎内ニアリト雖  
モ銃ハ手ヨリハナス可カ  
ラス且ツヨリカハリ或ハ  
睡眠等ヲ嚴禁セラル

陸軍刑法第百條哨兵睡眠若クハ酩酊  
シテ事ヲ省セサル者敵前ニ在テハ二  
年以上五年以下ノ輕禁錮ニ處ス  
軍中若クハ陸軍合圖ノ地ニ在テハ一

とす  
襟は折目と正しく上衣の襟幅より少しく廣く折り  
頭に巻くものとす

上衣と着するには鈕鈕或は「ホック」と残らず掛け裾  
と引きて皺と伸す可し

袴は十分に引上げ降下せさる如く緊しく「ピシヨ金」  
にて止む可し若し紐等と用ゆる時は同色にして外

面に顯れさる如く之と締め結び目と脇にす

脚絆と着するには袴の裾と内方に折り其上に固着  
す



月以上一年以下ノ輕禁錮ニ處ス其他ノ地ニ在テハ十一日以上三月以下ノ輕禁錮ニ處ス

敬禮ハ 左ノ場合

一 大皇太后、皇太后陛下、皇太子妃、皇太孫、皇太孫妃陛下、其他皇族並ニ外國ノ皇帝皇后陛下（皇族皇太子殿下ノ御啓ハ別ニ旗章ナシ御乗車ノ片ハ從者ノ帽上ニ白羽ヲ冠スルヲ以テ區別ス可シ）

一 軍隊

一 陸軍大臣參謀總長監軍及醫官

此ノ諸官ノ葬式ニモ亦極ニ對シ

同一ノ敬禮スルモノトス

一 軍隊

靴は通常種ノ外方に履み曲るの弊あり之ヲ防には宜しく足尖ノ外方に開きて歩行す可シ

時計及烟草入れヲ所持するも緒及屬具等ノ外面に顯す可あらす

帶草は其締方緩に過ぎず銃劍は後方に退き過ぎす前金は體の正中に來し若し胸に触るとときは必ず之ヲ兩脇に送り置く但し羅紗服と着するときは帶草と帶止に通し置く可し

外套と着するには必ず釦鈕と掛け銃劍と帶ふるときは其皺と兩脇に送り置く可し

### 問查法ハ 如シ

衛兵ノ上等兵ハ護衛卒ニ名ヲ從ヘテ整列セル衛兵ノ前へ十五歩前進シ護衛兵ハ四歩後方ニ止メ上等兵ハ「誰カ」ト呼フ彼レ「斥候」ト答フレハ更ニ「暗號ニ進メ」ト呼ヒ搦銃ヲナス斥候長ハ獨リ前進シ上等兵ニ向ヒ低聲ニ暗號ヲ唱フ上等兵ハ之ニ應シテ後護卒ト俱ニ整列シ斥候長ヲシテ獨リ通過セシメ之ヲ衛舍ニ誘フモノナリ若シ疑フヘキ所アレハ其兵卒ト俱ニ之ヲ拘留シ直チニ其旨ヲ衛戍副官ニ申告スヘシ

雨覆と用ゆるは雨雪の時にのみとす之れと冠るには帽の半と顯す等のと禁す

背囊と負擔するには其上端は肩と齊頭なるを要す而して必ず草の餘りと折返すへし

背囊の鈎金は體格に應すと雖も左右廣狹等一にして體の中央より三寸乃至四寸の間に在ると適度とす

衣袴及第二種帽は之れと掃除するには刷毛と用以

釦鈕は之れと磨くへし

靴は土と去り水氣と乾し靴墨と塗り刷毛にて之と



應シ速ニ憲兵若クハ警察官ニ引渡ス可

一重罪又ハ禁錮ノ刑ニ該ルヘキ現行犯人

一前項ノ犯人逮捕ノ爲メ憲兵又ハ警察官ヨリ援助ヲ請求スル時

一下士卒卒日夕點呼後勤務ニアラス又ハ免狀ヲ所持セスシテ警外ニ在ル者

衛戍服務ノ軍人ハ特命アルカ又ハ刑勢萬止ムヲ得サル時ハ兵器ヲ實用スルヲ得ヘシ其場合左ノ如シ

一暴徒群集シテ暴行ニ及ハントスルニ際シ命令ニ依リ之ヲ解散セシムヘキ時

磨くへし

革具は塗墨と塗り刷毛にて光澤と顯はさしむへし  
但し革質と失ふへをらす

○被服給與の定數

三ヶ年間給與する被服の定數左の如し

下士以下被服定數表

品目	員數	摘	要
第一種帽	二個	第一裝	戰時用(現今なし)
前立共	二個	第二裝	平時用
第一種服	四組	第一裝	戰時用
		第二裝	儀式用
		第三裝	廉あるときの勤務演習外出用
		第四裝	勤務用
第二種帽	三個	第一裝	戰時用
		第二裝	廉あるときの勤務演習外出用
		第三裝	常用

一囚徒暴行脅迫ヲ以テ護送兵ニ抵抗シ若クハ逃亡セントスル時

風紀衛兵

風紀衛兵ハ聯隊週番之ヲ管轄シ其ノ司令ハ下士ノ任務トス但シ時宜ニヨリ將校或ハ特務曹長ヲ以テ之レニ充ラルヘトアリ

營門歩哨ハ風紀ヲ維持スル爲メシテ營門出入ノ軍人態度服裝等ノ法ニ違フモノヲ規正スルモノトス營門ノ出入ヲ許サザルモノハ大概左ノ如シ

下士卒ノ軍隊手帳又ハ免許札公用印鑑又ハ從卒鑑札ヲ持タザルモノ

品目	員數	摘	要
第二種服	三組	第一裝	第一種服第四裝の補助用
		第二裝	常用
		第三裝	營内雜役用
外巾共	二枚	第一裝	戰時用
		第二裝	平時用
短靴紐共	四足	第一裝	戰時用
		第二裝	勤務演習用
		第三裝	勤務演習用
		第四裝	第二裝の補助
背囊	二個	第一裝	戰時用
		第二裝	平時用
夏衣袴	三組	第一裝	戰時用
帽日覆	二個	第一裝	戰時用
冬襦	三枚	第一裝	戰時用
		第二裝	平時用
襟布	三個	第一裝	戰時用
夏襦	三枚	第一裝	戰時用
		第二裝	平時用
靴下	二十四足	第一裝	戰時用
		第二裝	平時用
麻脚絆	三足	第一裝	戰時用
軍隊手帖	一個	第一裝	戰時用
半部毛布	四枚	第一裝	戰時用
毛布上包	一枚	第一裝	戰時用
蓑蒲團枕	各一個	第一裝	戰時用
敷布	二枚	第一裝	戰時用







ルヲ許サス

軍旗歩哨 軍旗ト勅諭ハ週番中隊  
長又ハ旗手ノ外ハ動かスヲ許サス故  
ニ他人ノ近接スルヲ禁シ火災其他非  
常等ノ時ハ身ヲ以テ其責ニ任シ危害  
ヲ及ホサ、ル如クス可シ

右ハ風紀衛兵共哨ノ概則ニシテ各地  
營所ニ於テ各哨舎ニ特別ノ守則アル  
モノナレハ其ノ守則ヲ遵守スルモノ  
トス左ニ記載スルモノハ近衛守衛隊  
ノ概則ナリ

近衛守衛隊ノ概則

一守衛隊トハ儀仗衛兵、傳令騎兵、號  
砲手及控兵ヲ云フ  
一守衛隊ハ儀仗及警備ノ事ニ任ス而

飯盒	器	二百六十七匁、
飯	菜	分一食

軍隊	靴	十二匁五分、
手	刷	三十一匁六分、
帖	毛	

量目合計 貳貫五百八十三匁

備考  
○雜私物八十七匁を用ゆ  
○村田物機帶せざるものは禿を除く  
○時宜に依り精米を以て携帶糧食に代用するとあり

○診 断

- 一 病症ヲ分て三等とす
  - 一等症 總て公務上より發したる傷疾疾病と云ふ
  - 二等症 自然に發したる病症と云ふ
  - 三等症 不攝生より來したる病症即ち黴毒等の

如きと云ふ

- 一 診断と分て五とす
  - 就業 藥劑と與ふると否とに抱はらす當日の業に就らしむ者即ち操練と他の勤務に換ふる者
  - 半休 當日の業と免し室内に休憩せしむる者但し寢床に就くと許さす
  - 全休 休養室に入る者
  - 入院 衛戍病院に入る者と云ふ

○非常警報

一儀仗衛兵トハ宮城正門、警所、青山御所、東宮御所等ノ衛兵ナリ  
一號砲ハ非常及御近火ノ片發砲スル者ニシテ非常ニハ五發御近火ニハ三發トス  
一衛舎ニ在テハ常ニ服裝ヲ正シ銃劍ヲ佩用スルモノトス但シ背囊ハ脱シテ舎内ノ釘ニ掛ケ置クヘシ

一 診断と分て五とす  
就業 藥劑と與ふると否とに抱はらす當日の業に就らしむ者即ち操練と他の勤務に換ふる者  
半休 當日の業と免し室内に休憩せしむる者但し寢床に就くと許さす  
全休 休養室に入る者  
入院 衛戍病院に入る者と云ふ



ルヲ許サス

軍旗歩哨 軍旗ト勅諭ハ週番中隊

長又ハ旗手ノ外ハ動かカスヲ許サス故

ニ他人ノ近接スルヲ禁シ火災其他非

常等ノ時ハ身ヲ以テ其責ニ任シ危害

ヲ及ホサ、ル如クス可シ

右ハ風紀衛兵共哨ノ概則ニシテ各地

營所ニ於テ各哨舎ニ特別ノ守則アル

モノナレハ其ノ守則ヲ遵守スルモノ

トス左ニ記載スルモノハ近衛守衛隊

ノ概則ナリ

近衛守衛隊ノ概則

一守衛隊トハ儀仗衛兵、傳令騎兵、號

砲手及控兵ヲ云フ

一守衛隊ハ儀仗及警備ノ事ニ任ス而

飯盒

器 一  
飯 菜 分 食

二百六十七匁、

軍隊手帖

靴墨及刷毛 二 三十一匁五分、

量目合計 貳貫五百八十三匁

備考

○雜私物八十七匁を用ゆ  
○村田物携帶せざるものは禿を除く  
○時宜に依り精米を以て携帶糧食に代用するとあり

○診斷

一病症ト分て三等とす

一等症 総て公務上より發したる傷痍疾病ト云

ふ

二等症 自然に發したる病症ト云ふ

三等症 不攝生より來したる病症即ち黴毒等の

如きト云ふ

一診斷ト分て五とす

就業 藥劑ト與ふると否トに抱はらす當日の業

に就らしむ者即ち操練ト他の勤務に換ふ

る者

半休 當日の業ト免し室内に休憩せしむる者但

し寢床に就くと許さす

全休 休養室に入る者

入院 衛戍病院に入る者ト云ふ

○非常警報

ナ其任務ハ 皇室ノ威嚴ニ關スル  
ヲ以テ深ク注意シ嚴ニ其職務ヲ盡  
シ歩哨及巡察ノ勤務ニ服スル者ハ  
殊ニ容儀ヲ正シ毫モ輕忽ノ動作ヲ  
爲サス而テ其兵員ハ歩兵一大隊ニ  
シテ二十四時間毎ニ交代ス (但半  
ハ上番他ノ半)  
大隊ハ扣兵)  
一儀仗衛兵トハ宮城正門、警所、青山  
御所、東宮御所等ノ衛兵ナリ  
一號砲ハ非常及御近火ノ片發砲スル  
者ニシテ非常ニハ五發御近火ニハ  
三發トス  
一衛舎ニ在テハ常ニ服裝ヲ正シ銃組  
ヲ佩用スルモノトス但シ背蓋ハ脱  
シテ舎内ノ釘ニ掛ケ置クヘシ



一職務ノ外決シテ衛舎ヲ離レ、ササ  
 一警報或ハ執レ銃ヲ聞ケハ速ニ背囊  
 ヲ負ヒ銃ヲ取リテ整列ス此動作ハ  
 最モ静肅且ツ迅速ニ爲スヘシ  
 一衛舎内ニ在テハ殊ニ静肅ニシテ決  
 シテ高聲雑話等ヲ爲サス寸時ト雖  
 亦其任務ノ重キヲ忘ルヘ、コナク諸  
 規則ハ常ニ記憶スヘシ  
 一歩哨ハ槍銃或ハ立銃ヲナシ又ハ銃  
 ヲ腕ニシテ其守地ヲ監守ス(哨舎ノ  
 十歩以内ハ行)雨雪天ノ其ハ其哨  
 動スルヲ得、雨雪天ノ其ハ其哨  
 舎ニ入ルヲ得ルト雖亦銃ハ決シテ  
 手ヨリ離スコトナシ  
 一歩哨ハ談話及讀書、吹噓、吹煙等ヲ

管内若くは管外と雖も非常の事變ありて臨時警備  
 と要するときは風紀衛兵所に於て非常號音と吹奏  
 せしむ然るときは迅速に整列すると專一とす故に  
 帽衣袴と着し佩劍執銃し各其舎前に整列して命と  
 待つ可し  
 但し諸當番卒は本條の服裝となし迅速に各服務  
 の場所に到るへし新兵にありて銃器支給しある  
 ときは之と携ふへし  
 非常の事變あるに當りては殊更に鎮靜極めて迅速  
 事に應ずると旨とす亦夜間にありては猥りに室内

爲スハ嚴禁ナリ常ニ姿勢動作ヲ嚴  
 正ニシテ百事ニ配意シ雨雪嚴寒ト雖  
 亦頭巾ヲ冠フルコトナシ哨舎及門柱  
 ニ倚リ臨ルモ亦々嚴禁ナリ  
 一所属歩哨掛立會ノ上ニアラサレハ  
 交代スヘカラス  
 一守則ハ歩哨掛ヨリ受ケルモノトス  
 一此守則ハ守衛隊司令官、衛兵司令、  
 巡察將校、下士及上等兵ニアラサ  
 レハ決シテ臨ルヘカラス  
 一哨舎内ニアルハ非特ノ聲音ヲ聞カ  
 ハ直チニ哨舎ヨリ出テ警戒スヘシ  
 一某所火災ナルヲ知ラハ「火事」ト呼  
 ビ非違暴客等ヲ見レハ「氣ヲ付ケ」  
 ト呼フ此時復哨ニ在テハ其一名衛

に點燈すへらす  
 翌日風紀衛兵上番に當る下士以下は速に風紀衛兵  
 所に馳集増加すへし而して衛兵は皆執銃舎前に整  
 列すへし  
 軍旗護衛兵は非常號音あるや速に佩劍執銃とな  
 し聯隊本部前に集合し軍旗の護衛に任す  
 ○臨時召集  
 臨時召集の號音あるときは皆略裝演習服と着し脚  
 絆と穿ち背囊に外套及携帶器具と附着すとみし速  
 に舎前に整列す諸當番卒は聯隊大隊本部の當番卒



令ニ行キ之ヲ報シ單哨ニ在テハ歩哨ヨリ歩哨ニ傳ヘ以テ衛舎ニ通スヘシ

一銃前歩哨非常ノ警音ヲ聞ケカ或ハ守衛隊司令官來ルカ又ハ近衛師團長、所屬旅團長、所屬聯隊長ノ巡察アルハ「銃」ト呼フヘシ

一歩哨又ハ巡察ハ疑ハシキ者ヲ認ムルハ靜ニ離レテ之ヲ糺スヘシ  
一宮城諸門出入門庭ハ皇宮警手之ヲ糺スルヲ以テ歩哨ハ唯々非違違客ヲ防避スルヲ任トス

一火警車歩哨ノ守則ハ他ノ歩哨ト同一ナリト雖モ此歩哨ハ哨哨ニシテ晝間格ニ夜間ハ其周圍ヲ巡行スヘシ

は絨衣袴と着す其服務の場所に到るへし

第一期検査と終らざる新兵は銃劔と帯ひ脚絆と着し外套と負ふへし休暇在營の者及營内留置の者も亦出場するものとす

### ○休暇及外出の定則

休暇は慰勞褒賞請願の三種とす其他一般の式日及日曜日等あり又水曜日は午後は願に依り用辨の爲外出と許さるゝとあり

慰勞休暇は臨時特別の勤務に服し或は勤務演習等の爲め其勞少ならざるものに賜ふ

シ

一敬禮ハ受禮者ニ向テ正シク之ヲ行フヘシ若シ哨舎内ニ在ルハ出テ之ヲ行フ又賢所御代拜ノ侍従及勅使通行ノ際ハ捧銃ノ體ヲ行フモノトス

### 酒保

細則 酒保ノ細則ハ聯隊長ノ規定セラルルハ所ナレハ各隊小差アリ

ト雖モ概左ノ如シ

一酒保室ニ於テハ飲食中嗜嗜口論ヲ避ケ態度ヲ素サマルニ注意シ放歌觀劇其他遊戯ニ涉ル等ノ所業ハ嚴禁ス

一飲食物ハ酒保外ニ持行テ嚴禁ス而

褒賞休暇は行狀方正にして勤務に勉勵し諸技藝に熟達なし他人の模範とあるべきものに賜ふ處の褒賞にして其日數は二週日以内とす  
慰勞及褒賞休暇中は朝食後より日夕點呼前迄は外出と許さるゝものなり但し願に依り食料と給せらるゝとあり

褒賞休暇の日數中は願に依り歸省又は他行と許され其日給及食料も給せらるゝものとす但し發病等にて延日と出願するときは其延日間は給せられざるものとす



シテ飲食終レバ其器具ヲ返付ス可  
シ若シ器具ヲ毀損シタル者ハ相當  
ノ代價ヲ償ハシメ其故意ニ出ツル  
ト認ムルトキハ代價ヲ償ハシムル  
ノミナラズ相當ノ處分ヲナス者ト  
ス

一 凡飲酒ハ一名一日ノ量常酒ハ二合  
火酒ハ五勺ヲ限リトス又酩酊過度  
ト認ムル者ハ飲食ヲ許ルサズ

一 物品ヲ購求セントスル者ハ附屬員  
ニ就テ現金ヲ仕拂ヒ物品交換札ヲ  
領シ取扱人ニ交付シ物品ヲ受取ル  
ハシ

一 交換札ハ裏面ニ金員ヲ記號スル者  
ヲ用フ故ニ物品ヲ購ハントスル者

請願休暇は父母の病氣又は死亡等にて歸郷を要す  
る時は郷里の親族より願書を作り病氣なれば醫師  
の診断書と添へ(市町)役場を経て聯隊本部へ差出  
すときは往復と除き十四日以内の休暇と許さるも  
のトす但し旅費日給等は給せられず

總て休暇と得て旅行するときは休暇免許証と携帯  
し略装となすものとす

途中病氣又は川止め雪支等止と得ず休暇日限と超  
ゆる時は醫師の診断書又は市(町)村長の證明書と  
請ひ歸營の後差出す可し

ハ先ツ其定價ヲ知リ然レ後相當ノ  
代價ヲ拂ヒ交換札ヲ求ムベシ

褒賞

歸休ハ 三ヶ年ノ現役ヲ短縮シテ  
滿二ヶ年ニテ郷里ニ還ヘ  
サルハ  
兵ナリ

歸休兵ノ心得ハ應領役ニ同シト雖モ  
事アル時ハ第一ニ召集ニ應ス可キモ  
ノナレハ平素戒心ヲ加ヘサル可カラ  
ス

歸休兵役中ハ外國ニ旅行又ハ寄留ヲ  
爲スヲ許サレス

内國ニ於テモ旅行七日以上ニ及フ時  
ハ召集ノ令アル時之ヲ通報スヘキモ  
ノヲ定メ置キ市町村長ヲ經テ監視區

父母の祭日又は情實止と得ざる確證あるときは請  
願により臨時外出と許さるゝとあり

外出中非常或は宮城及屯營近傍に火災あるときは  
直に歸營すへし

○使役

總て使役に充つる所の兵卒と當番卒及從卒と稱す  
當番卒は命令使書輸使其他雜役に使用するものに  
して通常二十四時間毎に交代するものとす

當番卒と別て概ね左の如くす

師(旅)團司令部當番卒 聯隊(大隊)本部當番卒



長へ届出ス可シ但シ歸郷ノ時モ七日以内ニ届出ツルモノトス  
 歸休中ハ事故ニヨリ勤務演習召集ノ猶豫若クハ簡閱點呼ノ免除ヲ願フヲ得ス又諸屆書等ハ豫備役ヨリ半數日早ク差出スモノトス(假令ハ豫備役ニ在テハ十四日以内ナレハ歸休兵ハ七日以内トス)  
 歸休兵一年ヲ經過スレハ命ナクシテ豫備役タリト知ルヘシ  
 諸屆書式ハ豫備兵ノ項ヲ参照ス可シ  
 善行證書ハ兵卒ノ名譽ノ體狀ナリ此體狀下賜ノ式左ノ如シ  
 聯隊長ハ兵卒滿期退營ノ前日聯隊ヲ

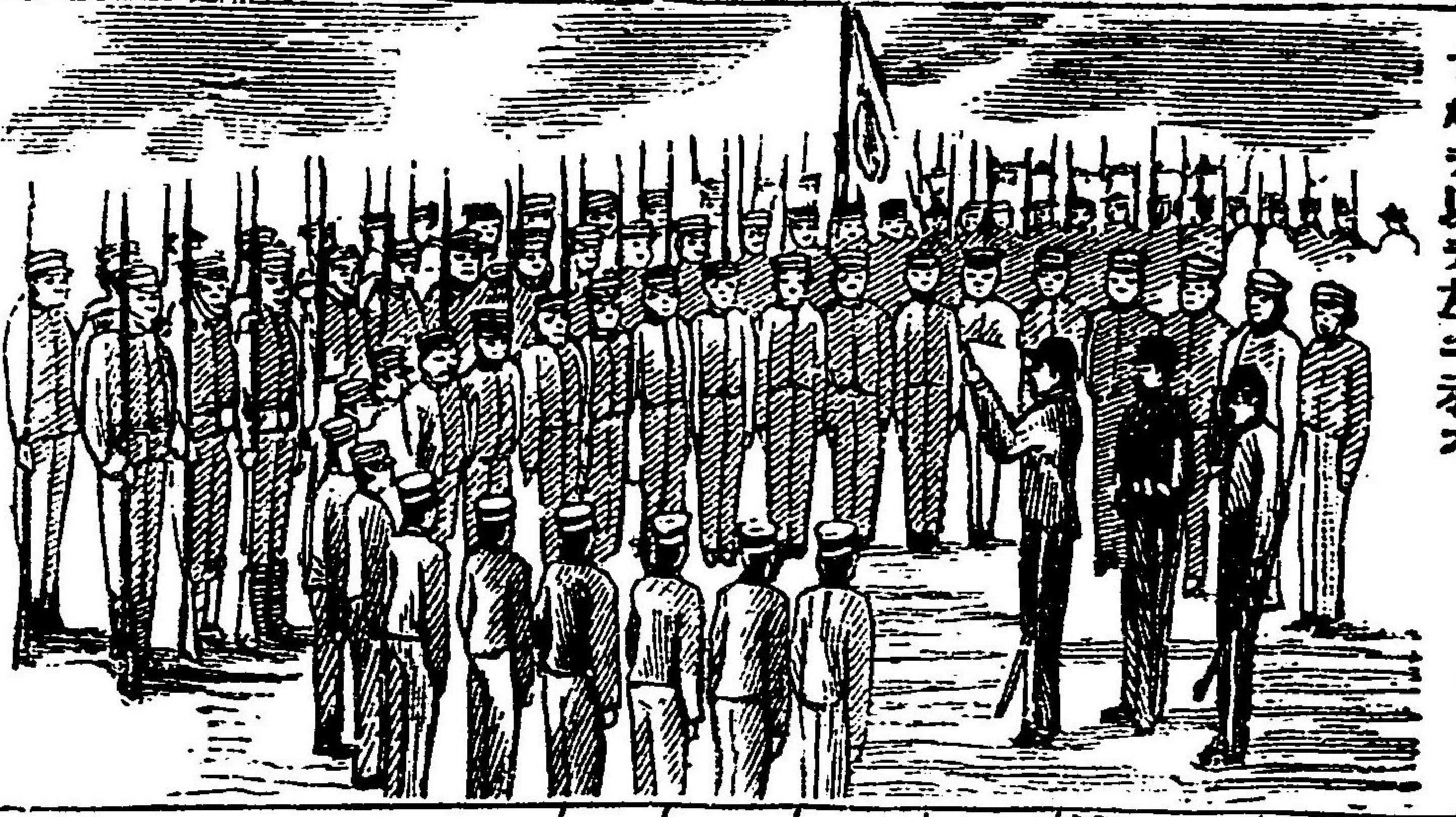
- |              |            |
|--------------|------------|
| 醫務室當番卒       | 士官室當番卒     |
| 士官候補生室當番卒    | 曹長室當番卒     |
| 會内當番卒        | 聯大)中隊倉庫當番卒 |
| 炊事當番卒        | 彈藥填換當番卒    |
| 兵器標的庫當番卒     | 物干場當番卒     |
| 臨時當番卒(不時當番卒) | 浴室當番卒      |
- 從卒は將校の使用する者にして第二第三年兵中品行方正勤務勉勵學術技藝に熟する者より撰拔す  
 從卒は諸勤務を除くと雖ども諸檢査及演習等には必ず出場すへき者とす但し中隊長以上の從卒は時

整列セシメ軍旗ヲ樹テ滿期兵退營式ヲ行フ  
 聯隊ハ所定ノ地ニ整列シ滿期兵ハ聯隊ノ中央前若干歩ノ地ニ於テ其聯隊ノ順次ニ整列ス  
 聯隊長其中央前ニ來レハ退營中隊長ハ滿期兵ニ排銃ヲナサシメ聯隊長ハ善行證書ヲ付與ス然レ後中隊長ハ團列ヲ作ラシメ聯隊長ハ其中央ニ在テ概子左ニ記載スル事項ヲ告諭ス  
 一 天皇陛下ニ對シ奉リテ忠節ヲ盡ス事ハ瞬時タモ忘ルヘカラサル事  
 一 戰時若クハ事變ノ時ハ勿論

宜に依り之ヲ免除するとあり  
 從卒は報酬として其將校より若干錢と與へらるゝものとする  
 總て物品器物の破損紛失は其過失と自然破損とを別ち公償或は自償するものとする若し故意より官給品と毀損若くは賣却紛失するときは嚴罰と受くるものとする  
 總て當番卒及從卒は營内使役と除くの外は第二種帽と冠り銃劍と帶ひ(當番卒は脚絆と着し)印鑑と所持すへし若し外套と携ふるときは巻て左肩上より



復習ノ時ト雖モ召集ノ命アル時ハ速ニ集合スヘキ事  
 一 豫備役後備役中ハ猶在營ノ心得ヲ以テ地方ノ法律ハ勿論陸軍ノ法令ヲ嚴重ニ遵守ス可キ事  
 一 軍人ハ一般人民ノ惡戯トモナルヘキヲ以テ粗暴ノ振舞或墮落ノ所業ナク率皆ヲ守リ東人ニ敬愛セラルト機常ニ心掛クヘキ事  
 右ノ告諭終レハ擧期兵ハ聯隊中ノ本隊ニ復歸シ聯隊ハ汝等少佐ノ號令ヲ以テ分列式ヲ行フ  
 此ノ圖ハ新兵入營ノ時行ハル所ノ勅



聯隊ノ圖ナリ其退等式ト粗々同一ナルヲ以テ左ニ示ス

右腋下に掛くる者とす  
 ○給料  
 給料は俸給中の一にして上等兵以下其金額及減給左の如し  
 但し准士官以上は俸給と稱し下士卒は給料と稱し諸生徒は手當金と稱す

給料	上等兵以下給料表
等級	月額
上等兵	壹圓五十錢
看護手	五十錢

一等卒	一圓二十錢	四十錢
二等卒	九十錢	三十錢

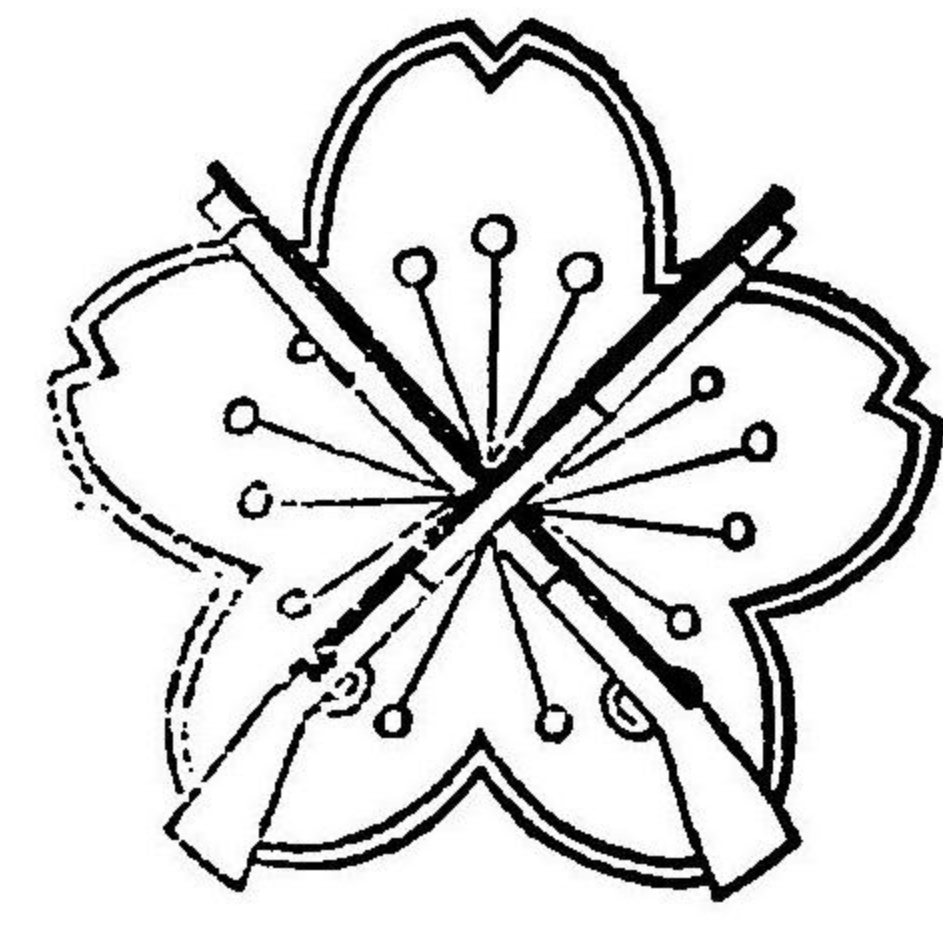
類別	病氣減給		懲罰減給 (一日分)	
	二(三)等症	重營倉輕營倉禁足苦役	十分の八	十分の六
等級	半	類	十分の八	十分の六
看護手	二錢五厘	四錢	三錢	一錢
一等卒	二錢	三錢二厘	二錢四厘	八厘
二等卒	一錢五厘	二錢四厘	一錢八厘	六厘

○懲罰令の摘要

懲罰令は軍人の故意懈怠過失等の輕犯にして刑法に該らざる者及び素行修らす軍人の体面と汚す者あり



褒賞休暇 休暇ノ部ヲ参照スヘシ  
射撃徽章 射撃徽章ハ左圖ノ如シ



第一種ハ金色銀縁  
第二種ハ銀色金縁  
第三種ハ銅色金縁  
第四種ハ銅色銀縁  
射撃徽章ノ徽章ハ四種ニ分ケル

第一種徽章ハ 下士及兵卒ノ特別  
射手  
但シ各中隊ニ三個トス  
第二種徽章ハ 一等射手  
但シ各中隊ニ二個

る時之ニ懲戒する爲めに設けられたるものにして  
其犯罪の所爲故意に出るものは重營倉に處し懈怠  
過失等に出るものは輕營倉に處せらるゝものなり  
重營倉は勤務演習と停め營倉に細し寢具と貸與せ  
す只飯鹽及水と給し給料は十分の八と減す其日數  
は一日以上三十日以下と爲す但し七十二時間の内  
二十四時間は輕營倉に移さる  
輕營倉は演習の外勤務と停め營倉に細し給料十分  
の六と減す但し食物寢具は給せらる其の日數は重  
營倉に全し

第三種徽章ハ 二等射手  
但シ各中隊ニ二個

第四種徽章ハ 三等射手  
但シ各中隊ニ一個

此ノ徽章ハ共ニ名譽ノ賞標ニシテ其  
射手タルヲ表スルナリ其佩用法ハ全  
兵役間之ヲ佩用シ上衣左肋ノ邊ヨリ  
第二第三ノ鈕釦ノ間ノ高サニ佩フ若  
シ數箇ヲ有スルハ右ヨリ左ヘ順序  
ニ佩フルモノトス但シ制服ヲ着スル  
片ニ限ル  
操行射撃ヲ除キ獨立射撃ノ習會ニ於  
テ滿點ヲ得レハ一日間ノ褒賞休ヲ賜  
ハルモノトス

豫備後備役

營倉入りの罰と下士上等兵は禁足兵卒は苦役に換  
へらるゝとあり然る時は其日數重營倉一日は三日  
輕營倉一日は二日に算し給料は各十分の二と減せ  
らる  
禁足苦役は勤務演習の外營外に出ると禁す但し  
苦役は雜役と執らしむ  
兵卒は犯行の狀に由り罰限滿るの後三十日以内佩  
劍或は酒保に就くと禁せらるゝとあり  
犯行の款目左の如し  
一 職務の權限と誤る者



豫備後備役中ハ在營ノ心得ヲ以テ一  
般ノ法律ハ勿論陸軍ノ法令ヲ嚴重ニ  
守ルヘキヲ  
退營ノ時ハ出發ノ日ヨリ一日行程十  
里詰ヨリ點ナカラサル日數間ニ歸郷  
シ若後十四日以内ニ市町村長ヲ經テ  
左ノ届書ヲ差出ス可シ

歸郷届(用紙美濃紙)  
以下皆全シ

某 儀

第何師團第何旅團歩兵第何聯隊第  
何中隊ニ於テ服役罷在候處去ル何  
月何日現役満期(「依願」病)現役  
免除(豫備(後備)へ編入被申付何月  
何日某地出發何月何日歸郷候ニ付

- 二 訓導の道と失ふ者
- 三 上申下達其他定期ある時日と稽緩する者
- 四 文書計算と誤る者
- 五 命令と誤り若くは之と誤り傳ふる者
- 六 物件の調製貯藏運搬支給と誤る者
- 七 職役若くは屯營本隊と離るゝ者
- 八 地方に赴き飯着の期に後るゝ者
- 九 行軍に際し發程及ひ乘鑑の期に後るゝ者
- 十 召集の期に後るゝ者
- 十一 受寄の財物若くは借用物と典却する者

此段御届申候也

年 月 日

府(縣)郡市(町)村番地

課後備等級 姓 名 印

某監視區長官姓名殿

事故ニ由リ勤務演習召集ノ猶豫若ク  
ハ簡閱點呼ノ免除ヲ願ハント欲スル  
時ハ市(町)村長ノ奥書證印ヲ受ケ監  
視區長ヲ經テ大隊區司令官ニ差出ス  
モノトス其書式左ノ如シ

勤務演習豫備區

某 儀

來ル何月何日ヨリ何日間勤務演習  
ノ爲メ召集相成候處何病ニ罹リ別  
紙醫師診斷書ノ通リ目下病臥罷在

- 十二 官物と擅用する者
- 十三 法則命令と遵奉せず若くは之と誹謗する者
- 十四 罵詈侮慢若くは争鬭する者
- 十五 暴行脅迫する者
- 十六 狼りに劔と抜く者
- 十七 酩酊して事と省せざる者
- 十八 言語所爲詐僞に涉る者
- 十九 疾病事故に託し勤務演習と免おれんとする者
- 二十 抗言恃頑從順の道と失ふ者
- 廿一 犯罪あると知て之と曲屈する者



候ニ付勤務演習御編隊被成下度此  
際奉願上候也

年月日

府(縣)郡市(町)村番地

何年幾備歩兵等級姓名 名印

某大隊區司令官々姓名殿

前書之通相違無之候也

年月日

某市(町)村長 姓名 名印

監視區外ニ寄留或ハ十四日以上旅行

セント欲スルモノハ召集ノ令アルハ

通知スヘキ者ヲ定メ置キ市町村長ヲ

經テ監視區長へ届出ツ可シ其ノ歸郷

セシハモ十四日以内ニ届出ルモノト

大書式左ノ如シ

廿二勤務演習、集合の期に後れ若くは之と缺き若く

は之と懈る者

廿三服装法に違ふ者

廿四缺禮する者

廿五官給の物件措置拭拂法に違ふ者

廿六物件と誤毀遺失若くは汚損する者

廿七失言過語若くは應答の事理と誤る者

廿八軍人の態度と失ふ者

廿九素行修まらざる者

寄留(旅行)御届

某 儀

何年何月幾日ヨリ某府(縣)郡市

(町)村番地何某方へ寄留(往復何

日間ノ見込ヲ以テ某府(縣)郡市

(町)村番地何某方へ旅行)致シ候

間召集ノ令ヲ通報ス可キ者相定メ

速署ヲ以テ此段御届申候也

年月日

府(縣)郡市(町)村番地

何年幾(後)備歩兵等級姓名名印

全府(縣)市(町)村番地

通報者 姓名 名印

某監視區長官姓名殿

歸郷御届

○衛戍衛兵勤務

衛戍勤務は平時衛戍地の治安と維持し且事變に際

し人民と保護するを以て目的とす

衛兵は衛舎内に在て服装と正しくし高聲と發する

となく背囊は常に装着し得る如くなし舎外に出て

他人と談話するを禁す若し「執れ銃」の號令ある時は

速に整列するものとす

控兵は翌日上番に當るものと以て編成し事變に際

し直に發遣せらるゝものなれば管内に在て常に武

装の準備と爲し脚絆と袴上に附着し居るものとす



某 儀

某府(縣)郡(市)町(村)番地何某方  
へ寄留(旅行)候處去ル何月何日歸  
郷候間此段御届申候也

年 月 日

宿 所

何年(後)備步兵等職姓名印

某監視區長官姓名殿

寄留地ニ於テ勤務演習或ハ簡閱點呼  
ヲ受ケント欲スルモノハ監視區長ヲ  
經テ大隊區司令官ニ左ノ願書ヲ提出  
スモノトス但シ寄留地へ若後或ハ指  
令書受領後三日以内ニ寄留地ノ監視  
區長へモ届出ツルモノトス

寄留地ニ於テ勤務演習

(簡閱點呼)願

某 儀

何年月日ヨリ府(縣)郡(市)町(村)  
番地何某方ニ寄留教居候處該地ニ  
於テ勤務演習(簡閱點呼)ニ召集相  
成度此段奉願候也

府(縣)郡(市)町(村)番地

何年(後)備步兵等職姓名印

某大隊區司令官々姓名殿

其他傷疾若クハ疾病等ニテ終身服役  
シガタキモノ及兵籍上ニ異動ヲ生シ  
タル片ハ必ス監視區長へ届出ルモノ  
トス  
右等ノ諸届出ヲ忘タルモノハ五錢以  
上壹圓九十五錢以下ノ科料ニ處セラ

巡察は各衛兵及び歩哨と監視し其勤怠と監査し其  
服務と整正せしむるものあり巡察に士官巡察下士  
巡察の二種あり

歩哨は擔銃或は立銃となし其守地と看守し哨舎の  
近傍三十歩以内行動するを得るものなり但し交代  
の時は其定位に復するものとす

歩哨は姿勢動作と嚴正にし吟哦喫煙し或は談りに  
人と談話し或は頭巾と着すへあらず雨雪の時に非  
れば哨舎に入るへあらず

歩哨は歩哨掛りの引率せし兵に非されは交代すへ

あらず又巡察の將校下士衛兵司令若くは其下士上  
等兵にあられは守則と語り又は受く可あらず

歩哨哨舎内に在るときは隊伍來り又は非常號音或は  
怪しき音響等と聽時は哨舎と出るものとす

歩哨火災あると認めは「火事」と呼ひ又盜賊暴行者等  
と見れば「氣と附け」と呼はり衛舎に警報す衛舎若し  
遠隔し在るときは歩哨より歩哨に傳へ衛舎に達せ  
しむ可し

銃前歩哨は非常號音と聞くは又は衛兵の銃と執て  
敬禮す可き者及巡察の將校來ると望見せば「執れ銃」



歸休兵ニシテ外國ニ旅行或ハ寄留ヲ爲スモノハ一日以上十日以下ノ拘留ニ處セラル

正當ノ理由ナクシテ簡閉點呼ニ會セサル者ハ五拾錢以上罰金九拾五錢以下ノ科料ニ處セラル

故ナクシテ召集ノ期ニ後レ十日ヲ過ル者ハ一月以上一年以下ノ輕禁錮ニ處セラル戰時ニ在テ五日ヲ過クル者ハ二月以上二年以下ノ輕禁錮ニ處セラルモノトス

### 赤十字

往昔ハ戰爭ト云ハ敵ヲ獲シ財産ヲ掠メテ飽クコトナカリシガ人智開ケ

と呼ふへし

歩哨特別の時機に於て又特別の守則に依り夜間人の妄に近接することと許さゝるときは人の來るあらは「止め」と呼ひ其人止れば「誰の」と問ふへし其人斥候又は巡察に非れば「通れ」と呼ひ己より反對の方向に通行せしむへし若し「止め」と呼ふと三回に及ぶも答へず尙ほ前進するときは銃と構へて行進と遮阻すへし

銃前歩哨夜間人の近接せしときは「止め」と呼ひ彼れ止まれば「誰の」と呼ふ彼れ「將校巡察」又は「下士巡察」

と答ふれば歩哨は衛舎に向て「將校巡察」若くは「下士巡察」と呼ふ

### ○風紀衛兵

風紀衛兵は營内一般の風紀を維持し内外の警戒と司るものなり其の注意は概ね衛戍衛兵と異なることあり

風紀衛兵の歩哨は概ね左の場所と守備するものとす

營門 倉庫 金櫃室 彈藥庫  
軍旗及勅諭の所在

法律整フニ隨ヒテ戰爭ノ主義モ亦共ニ改リ敵ト雖トモ我ニ抗敵スル心ヲ減ジ其力ヲ失ヘハ即チ之ヲ敵視スルコトナシ故ニ彼我對戰スルモ彼ニ於テ兵器ヲ棄テ又ハ抗敵スル狀態ヲ止ムル時ハ即チ之レヲ敵ト看做サルヲ法トス此ニ於テ文明諸國全盟シテ互ニ患者ヲ救ヒ助クル方法ヲ定メ其同盟ノ國々ハ相互ノ間不幸ニシテ戰爭ヲ開キ軍人傷ヲ受ケ敵地ニ在ル事アルモ殘酷ノ扱ヲ受ケス却テ其尊敬救護ヲ受ルニ至レリ

我 皇帝陛下ハ我軍人軍屬ヲシテ此幸福ヲ享ケシメントノ 聖慮ヨリ遠

ニ明治十九年六月五日ヲ以テ此ノ條



約ニ同盟アラセラルレ我政府ハ同年十一月十五日ヲ以テ其勅令ヲ公布セラレタリ今左ニ其ノ條約文ヲ掲ク

勅令寫  
朕西曆千八百六十四年戰時負傷者ノ不幸ヲ救済スル爲メ瑞西國外十一國ノ間ニ締結セル赤十字條約ニ加入シ茲ニ之ヲ公布セシム

明治十九年十一月十五日

- 御名 御璽
- 内閣總理大臣伯爵伊藤博文
- 外務 大臣伯爵井上馨
- 陸軍 大臣伯爵大山巖
- 海軍 大臣伯爵大山巖
- 西曆千八百六十四年八月二十

營門の歩哨は軍人の態度及び服裝等其法に違ふ者在るときは之と規正するものとす其他各哨所の守則は特別に之と授けらるゝものにして其任務は概ね衛戍の歩哨に異なることあり

○酒保

酒保は日用品及び飲食物等と下士兵卒に購求する便と與へらるゝ爲めに設けられたるものあり酒保に於て販賣する飲食物は醫官の検査と受けたるものあれば健康と害するの患へなしと雖も多量に飲食す可あらす

二日瑞西國チウチーウ府ニ於テ瑞西國外十一國ノ間ニ締結セル赤十字條約加盟書

日本皇帝陛下ハ軍隊出陣負傷者状態改善ノ件ニ關シ千八百六十四年八月二十二日チウチーウニ於テ瑞西聯邦パルト大公殿下、白耳義皇帝陛下、丁抹皇帝陛下、西班牙皇帝陛下、佛蘭西皇帝陛下、ヘッス大公殿下、伊太利皇帝陛下、荷蘭皇帝陛下、葡萄牙及アルカルプ皇帝陛下、普魯士皇帝陛下、アエルタンペール皇帝陛下ノ間ニ締結セシ左ノ條約ヲ議認ス

第一條

戰地假病院及び陸軍病院ハ局外中立

酒保開場時間は起床時限より日夕點呼前までとす但し酒食の販賣は午後練兵濟みより日曜日其他祝日及び一般の休暇日は朝食後より水曜日は午食後よりとす

衛兵又は其他の勤務中は酒保に就と許さず

未決已決の犯罪者は勿論不品行の者は時日と期し酒保に就と禁せらるゝものとす

○褒賞

兵卒の褒賞は平時に在ては左の如し

- 歸休 善行證書 褒賞休憩 射撃徽章



ト見做シ患者若クハ負傷者ノ該病院ニ在院ノ間ハ交戦者之ヲ保護シテ侵スコト勿ルヘシ

但戦地假病院及ヒ陸軍病院ハ兵力ヲ以テ之ヲ守ル時ハ其局外中立タルノ資格ヲ失フモノトス

### 第二條

戦地假病院及ヒ陸軍病院ニ於テ任用スル人員即チ監督員、醫員、事務員、負傷者運搬員并ニ説教者ハ各其本務ニ従事シ且ツ負傷者ノ入院スヘク若クハ救助スヘキ者アル間ハ局外中立ノ利益ヲ享有スルモノトス

### 第三條

前條ニ掲ケタル各員ノ従事スル戦地

歸休ハ平素行狀方正勤務勉勵技藝に熟達シ他兵の龜鑑とあるべきものと賞し現役満期を待たずして歸郷せしめらるるものなり

善行證書は現役中行狀方正にして勤務に勉勵し技藝に熟達せしものに満期のとき下附せらるる、賞状なり

褒賞休暇は獨立射撃の習會に満點と得たる射手又は行狀方正にして勤務勉勵技藝に熟達したるもの一日の休暇と賜ふなり

射撃徽章は射撃術に熟達したるものに賜ふ所の徽

章あり

### ○豫備後備役

假病院若クハ陸軍病院ハ敵軍ノ占領ニ係ルト雖モ各員ハ依然其本務ヲ行フコトヲ傳ヘク若クハ其屬スル隊ニ再ヒ加ハル爲メ退去スルコトヲ得ヘシ前項ノ場合ニ於テ各員其職ヲ罷ル時ハ占領軍隊ヨリ敵軍ノ前哨ニ之ヲ送致スヘシ

### 第四條

陸軍病院ノ器具什物等ハ交戦條規ニ從テ處置スヘキモノナリ故ニ該病院附屬ノ各員ハ其退去ノ際各自ノ私有品ヲ除クノ外餘餘ノ物品ヲ携帯スルコトヲ得ス但戦地假病院ハ前項ノ場合ニ於テモ其器具什物等ヲ保有スルコトヲ得

豫備役中は郷里ニ在リト雖モ猶常備役中ナルヲ以テ充員召集等ニ際シ直ニ命令ニ應スル心掛ナカル可カラズ後備役は豫備約ニ次テ召集セラル、モノナリ但シ後備役満期のものは別に命なくして國民軍に編入したるものと心得可し

豫備後備役は大隊區司令官の統轄する處にして毎年一度勤務演習或は點呼の爲め召集せらるるものなり故に身體の異動或は旅行等の時は必ず監視區長



第五條

負傷者ヲ救助スル土地ノ住民ハ侵ス  
 コトヲ得ス且ツ之ヲシテ其自由ヲ得  
 セシメサルヘカラス  
 交戦國ノ將官ハ住民ニ慈善ノ舉ヲ懲  
 瀆シ且ツ慈善ノ舉ニ依テ局外中立タ  
 ルノ資格ヲ有スルコトヲ得ヘキ旨ヲ  
 豫告スルノ責アルモノトス家屋内ニ  
 負傷者ヲ接受シ之ヲ看護スル時ハ其  
 家屋ヲ侵スコトヲ得ス又自己ノ家屋  
 ニ負傷者ヲ接受スル者ハ戰時課税ノ  
 一部ヲ免カレ且ツ其家屋ヲ軍隊ノ宿  
 舎ニ供用スルコトヲ免カルベシ

第六條

負傷シ又ハ疾病ニ罹リタル軍人ハ何

へ届出るものとす

召集の命令あるときは必ず二十四時以内に出發し  
 指示せられたる場所に出頭すべきものとす

○赤十字

赤十字は文明の諸國會盟し戦地に於て彼我の別な  
 く患者と救護するの條約にして即ち此同盟國の戰  
 争に在ては患者となり敵中に在るも決して殘酷の  
 取扱と受けず救護と受くるものなり  
 患者と救護する人員家屋器具等には白地に赤の十  
 字の標章と附す

國ノ屬縣タルヲ論セス之ヲ接受シ看  
 護スヘシ司令長官ハ戰時中ニ負傷シ  
 タル兵士ヲ逐ニ敵軍ノ前哨ニ送致ス  
 ルコトヲ得但右ハ其時ノ狀勢ニ於テ  
 之ヲ送致スルコトヲ得ヘク且ツ兩軍  
 ノ協議ヲ經タル場合ニ限ルモノトス  
 治療後兵役ニ堪ヘスト認メタル者ハ  
 其本國ニ送還スヘシ

又其他ノ者ト雖正戰爭中再ヒ兵器ヲ  
 帶ヒサル旨盟約シタル者ハ其本國ニ  
 送還スヘシ

患者負傷者退去スル時ハ其之ヲ率フ  
 ル人員ト共ニ完全ナル局外中立ノ取  
 扱ヲ受クヘシ

第七條

此の標章と有するものは總て局外中立にして即ち  
 敵にもあらず味方にもあらず全く彼我の別なく患  
 者と救護するものあれば特に尊敬保護の意と忘る  
 可らず

○赤十字社

赤十字社は赤十字條約に加盟しある諸國に設けあ  
 るものにして我國に於ては之れと日本赤十字社と  
 云ふ

此の社は我國の貴紳又は慈善の士女結合して彼我  
 の傷兵と救護する爲めに設けたる社あり



陸軍病院戰地病院並ニ患者負傷者退去ノ標章トシテ特定一様ノ旗章ヲ用

ヒ且ツ其傍ニ必ス國旗ヲ掲ケヘシ局外中立タル人員ノ爲ニ臂章ヲ裝付スルコトヲ許ス但共其交附方ハ陸軍官衙ニ於テ司ルヘシ旗及ヒ臂章ハ白地ニ赤十字形ヲ畫ケルモノタルヘシ

第八條

此條約ノ實施ニ關スル細目ハ交戰軍ノ司令長官ニ於テ其本國政府ノ訓令ニ從ヒ且ツ此條約ニ明示シタル綱領ニ準據シテ之ヲ規定スヘシ

第九條

此聯盟各國ハ「ヂュネーヴ」會議ニ全權委員ヲ派遣セザリシ政府ニ此條約

○充員

充員又は動員ト稱シ平時編制より戰時編制に轉スル爲め兵員ト充たすと云ふ

充員は下令後廿四時に始まり十一日間に於て完了するものとす

充員に方り新兵にして第二期の教育と終らざる者及ひ脱走疾病者等は事故者として之と補充隊に交附し其他は出戰員とす

○檢閲

檢閲は軍紀の弛張教育の精粗と檢し條例規則實施

ヲ示シ其加盟ヲ請フコトヲ約諾セリ因テ之ヲ爲メ議事録中餘白ヲ存ス

第十條

此條約ハ批准ヲ受クヘキモノトス而シテ其批准書ハ「ベルヌ」ニ於テ四月以內若ハ可成ハ其以前ニ交換スヘシ是ニ於テ下名瑞西聯邦駐劄日本皇帝陛下ノ特命全權公使ハ本件ニ關シ特別ノ權限ヲ帶ヒ此書ヲ以テ日本帝國ノ本條約ニ加盟スルコトヲ告知ス右確認ノ爲メ下名ハ千八百八十六年五月五日ベルヌ府ニ於テ此書ヲ知事ニ記名押印スルモノナリ

瑞西聯邦駐劄日本特命全權公使

充員

第二期ノ教育 十二月入營ノ新

の度出戰準備の整否等と檢閲するものにして之れと別て三となす

一 特命檢閲 特別の命令に依り行ふ檢閲と云ふ

二 定期檢閲 教育順次に依り定められたる檢閲と云ふ

三 臨時檢閲 要する場合に於て臨時行はるゝ檢閲と云ふ

○檢査

檢査と分て三種とす

一 武裝檢査 聯隊の武裝と齊一あらしむる爲



兵ニシテ四月下旬迄ニ中隊教練等ノ  
檢閲ヲ終ルモノナリ此ノ期間ヲ教育  
上ニ於テ新兵ト稱ス

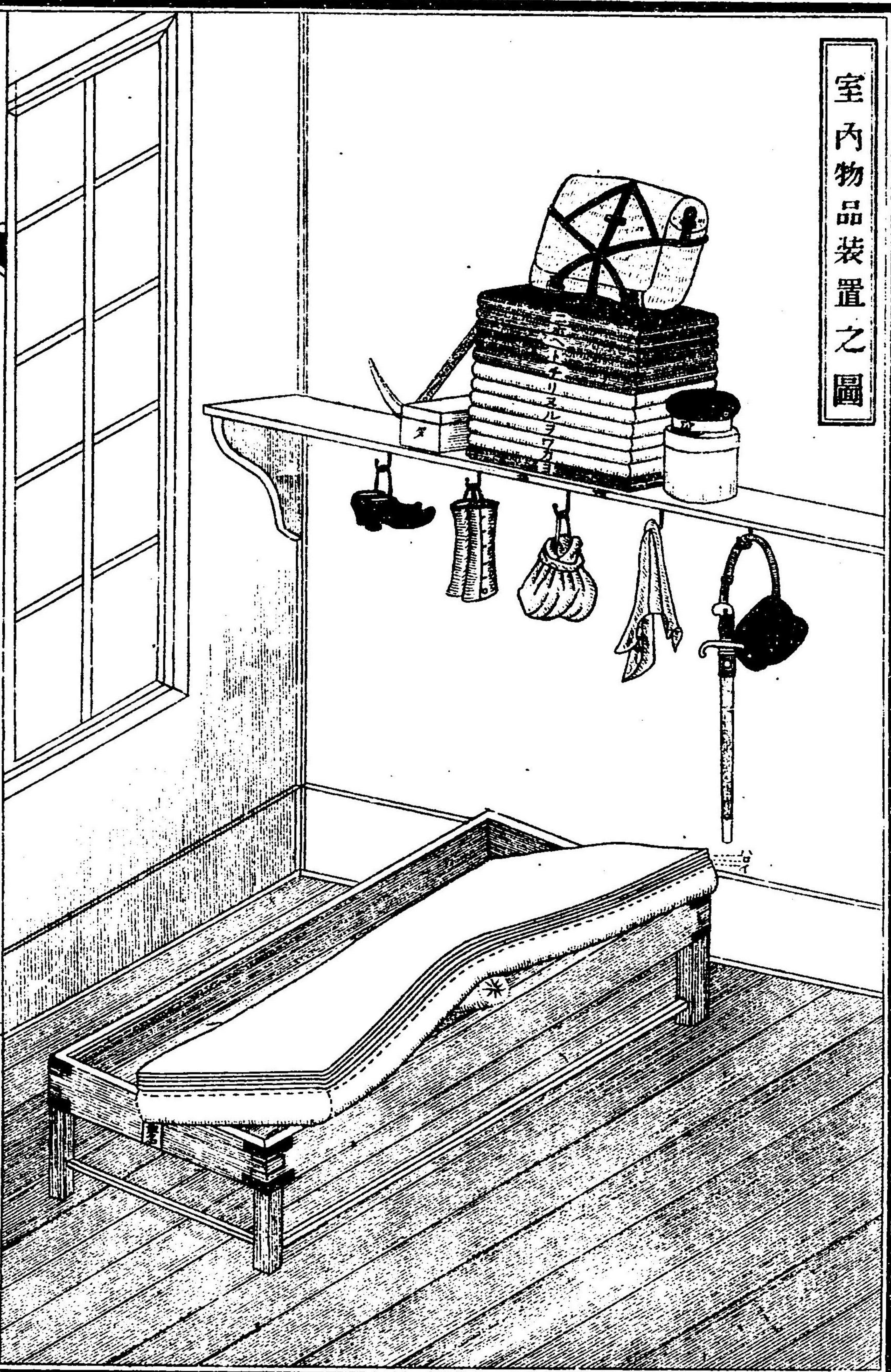
### 檢閲

教育順次 歩兵一ヶ年國教育ノ順  
次ヲ分チテ七期トナシ第一期ハ十二  
月上旬ヨリ三月中旬迄トシ第二期ヲ  
四月下旬迄トシ三期ハ六月中旬迄第  
四期ハ八月下旬迄大隊長ノ檢閲アリ第  
五期ハ九月下旬迄旅團長ノ檢閲アリ  
第六期ハ十月下旬迄師團長ノ檢閲第  
七期ハ十一月中旬迄機動演習アリ大  
隊長ノ檢閲ナリ行フモノトス

### 檢査

細密檢査及清潔檢査ノ物品裝置法ハ  
各聯隊々長ノ所定ニ依ルモノナレハ  
少差アリト知ル可シ左圖ハ其ノ概略  
ヲ示スモノトス

室内物品裝置之圖



### 二、細密檢査

各聯隊長之れと行ふ

兵器被服其他の諸器具等に就き

其の修理保存の如何と檢査する

ものにして各隊長之と行ふ(寢臺

上器具裝置の法概ね左圖の如し)

### 三、清潔檢査

兵器被服其他諸物品の清潔修理

保存の如何と檢査するものにして

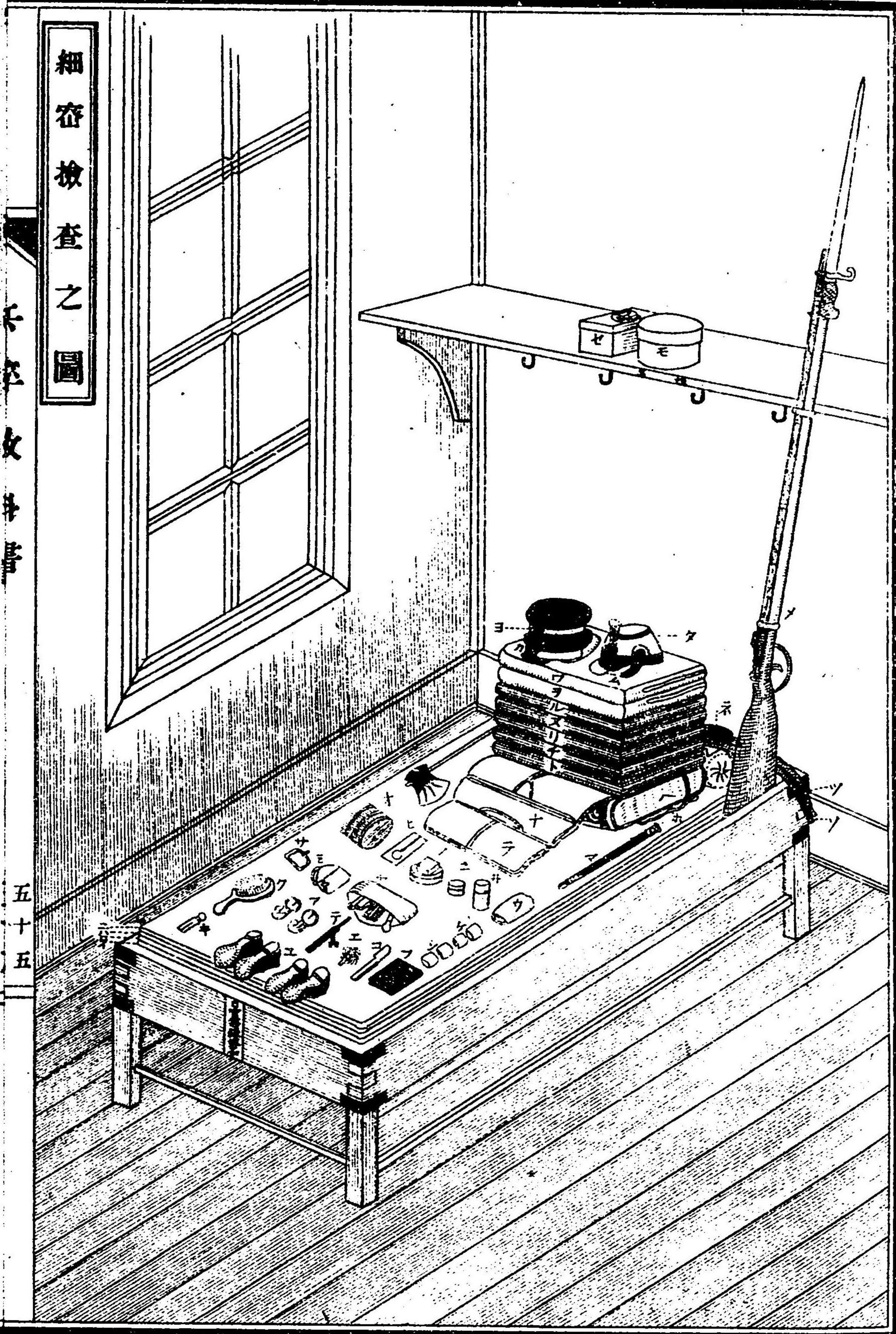
毎土曜日午後ニ於テ中隊長ハ中

(少)尉若くハ特務曹長として之と行ハ

し(室内物品裝置の法凡左圖の如し)



細密検査之圖



五十五

解

圖

考 備

- 一 夏時ハ衣服装置ノ順序ヲ變シ夏物ヲ上ニシ冬物ヲ下ニス
- 二 軍隊手帳ハ紛喪蓋隠シニ外套緊紐ハ外套ノ隠シニ前立襟布ハ帽箱ニ入レ置ク
- 三 帽日覆ハ夏衣ノ間ニ靴下ハ冬袴洋ノ間ニ挟ミ置ク
- 四 洗管銃拭壳金ハ彈藥盒ニ入レ置ク
- 五 脚絆靴下ノ濡レタルトキハ一時棚ノ方ナル寢臺ノ横木ニ掛クベシ

イ 毛布  
ロ 敷布  
ハ 包毛布  
二 外套  
ホ 小倉衣  
へ 全袴  
ト 靴衣  
チ 全袴  
リ 冬袴洋  
ヌ 全袴下  
ル 夏衣  
ヲ 全袴  
ワ 全袴  
カ 全袴下  
ヨ 靴衣袴  
タ 私物箱

五十五



解 圖	
イ 毛布	井塗墨器
ロ 敷布	石酸及靴墨
ハ 包毛布	洗濯刷毛 羅沙刷毛 磨刷毛
ニ 毛布	襪刷毛
ホ 正服包風 因數縱橫各三ツ折リ 背裏ノ下ニ置ク	ヤ 燕口袋 毎下三入シ 構ヲ中央系巻左鉄石
ヘ 背裏	マ 劍鞘
ト 外套	ケ 脚絆
チ 絨衣	フ 軍隊手蝶
リ 絨袴	コ 洗矢
ヌ 小倉衣	工 禿金
ル 小倉袴	テ 轉螺器
ヲ 夏衣	ア 釣金
ワ 夏袴	サ 百重金物
カ 帽子日覆	キ 銃口鏡
ヨ 第一種帽	ク 靴
タ 第二種帽	メ 銃 兼射筒
レ 枕	ミ 準備器具
ソ 質草	シ 靴下
ツ 帶皮	工 煉脂器
ネ 彈藥盒	ヒ 磨板
ナ 袴下	モ 帽箱
ラ 襦袢	セ 私物箱
ム 襟布	ス 手拭
ウ 屬具袋	

備考  
 村田銃六銃臺ヲ廢棄倒ト 蓋蓋圖ノ間ニ挿入シ 銃ヲ網際ニ捲シ 銃身ヲ正置ス 第一種帽ノ箱ハ 構ノ中央巻名札ノ上ニ置ク 私物箱ハ正シク其左ニ置ク  
 手拭ハ疊ミテ私物箱ノ上ニ置ク 喇叭袴下襦袢ノ中央ニ吹口ヲ向ツテ右ニシテ倒ス 喇叭ノ丈折リテ喇叭ノ上ニ置ク 携帶器具ハ袴下襦袢ノ左側毛布上ニ置キ 其軟部ヲ前方ニテス 諸衛兵及ヒ下番ノ者ハ其動券ニ携帶シ 物品外ハ一般ノ檢査ヲ受クルヲ以テ裝飾スベシ 但シ出務中ノ者ハ軟部若クハ部隊中ニ於テ飾リヲナス

修理中ノ物品アレハ左ノ札ヲ夏襦袢ノ上ニ置クモノトス

半紙八ツ折

修理中

主衛兵及控兵ハ衣袴帽襦袢袴下ノミナ陳列シ 銃帶革背裏ヲ置クコト左圖ノ如クス可シ

### ○ 刑法ノ摘要

陸軍刑法ハ軍隊ノ害ヲ爲スモノヲ懲罰スル爲メニ設ケラレタル法律ニシテ其罰特ニ嚴ナルモノナリ

罪名ヲ分テ重罪 輕罪ノ二トシ 刑名ヲ分テ主刑 附加刑ノ二トナス

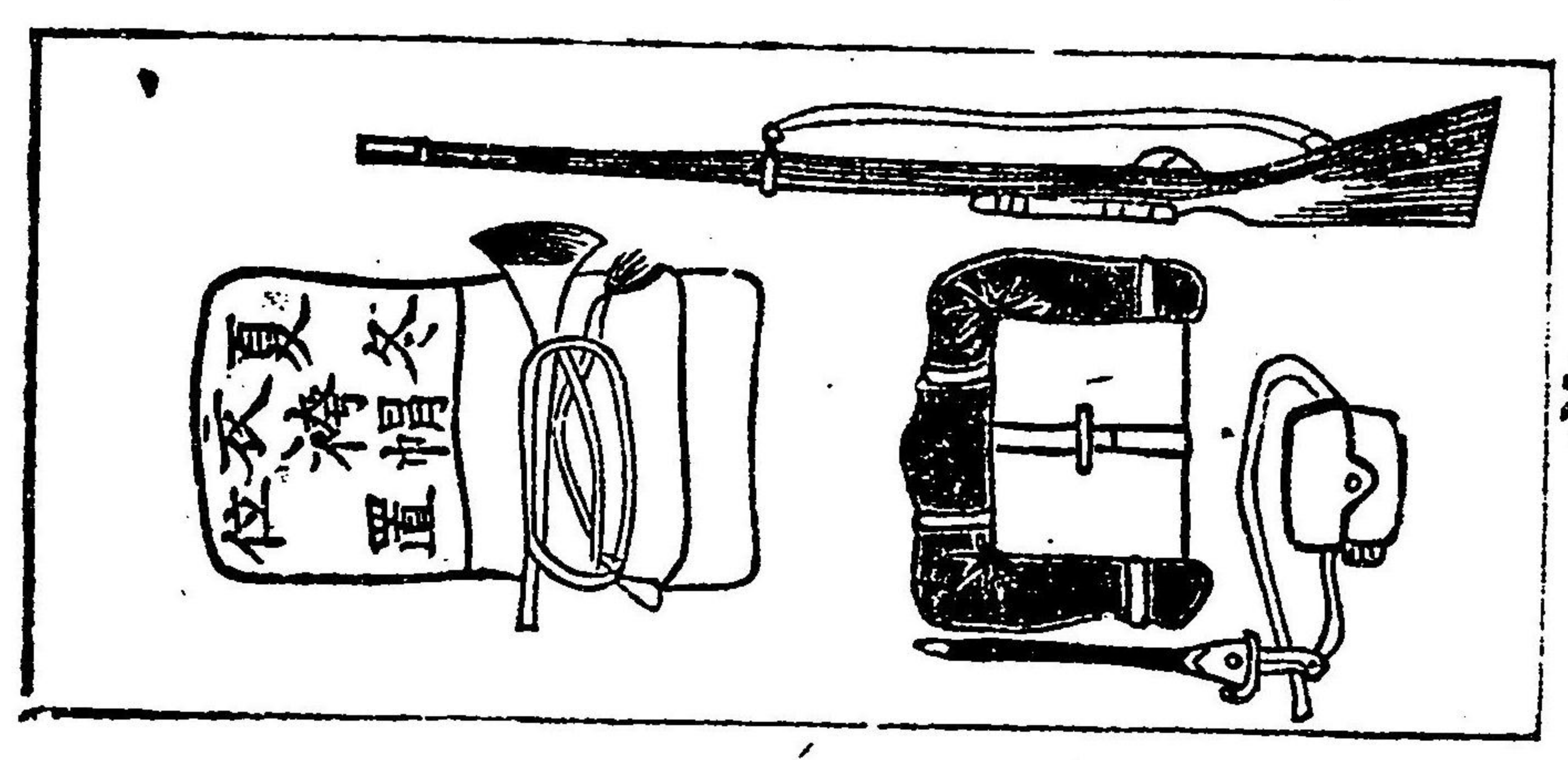
重罪ノ主刑ハ 死刑 無期徒刑 有期徒刑 無期徒刑 有期流刑 重懲役 輕懲役 重禁獄 輕禁獄トス

輕罪ノ主刑ハ 重禁錮 輕禁錮トス

附加刑ハ 剝奪公權 剝官 停止公權 禁治産



皇朝新報



軍需品

監視 没収トス  
犯罪ノ項目ハ左ノ如シ

- |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|
| 九 | 七 | 五 | 三 | 一 |
| 詐 | 違 | 暴 | 擅 | 反 |
| 偽 | 令 | 行 | 權 | 亂 |
|   |   |   |   |   |
| 十 | 八 | 六 | 四 | 二 |
| 結 | 逃 | 侮 | 辱 | 抗 |
| 黨 | 亡 | 辱 | 職 | 命 |

版權登録

明治廿八年一月十四日印刷  
明治廿八年一月廿七日發行

編輯者兼  
發行所

河井源藏  
赤坂區表町一丁目五番地

印刷者

松本秋齋  
本郷區湯島一丁目十三番地

版權所有

印刷所

葆光社  
同所



